

一般廃棄物処理基本計画

【 2021(令和3)年度改定版 】

令和4年3月

焼津市・藤枝市・志太広域事務組合

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画改定目的	1
3	計画改定の背景	1
4	計画の位置づけ・関連する法令	3
5	計画の範囲	4
6	焼津市、藤枝市及び志太広域事務組合の役割	5
7	計画の期間	6
8	計画の推進体制	6
9	計画の進行管理	7
第2章	ごみ処理基本計画	9
第1節	ごみ処理に関する基礎的事項	9
1	沿革	9
2	ごみの処理体制と課題	11
3	ごみの排出の実績と課題	17
4	中間処理の実績と課題	23
5	最終処分の実績と課題	30
6	処理経費の実績と課題	31
7	施策の達成状況と課題	32
8	類似自治体との比較	45
第2節	計画の基本方針	46
第3節	計画目標	47
1	目標	47
2	人口の予測	48
3	現状推移と計画目標の比較	49
4	現状推移した場合のごみ排出量の推計	51
5	計画目標におけるごみ排出量の推計	53
第4節	ごみ処理行動計画	55
1	基本方針に基づいた主な施策	55
2	ごみ処理施設の整備に関する事項	63
3	災害発生時におけるごみの処理	66

第3章 生活排水処理基本計画	67
第1節 生活排水処理に関する基本的事項	67
1 生活排水の処理主体	67
2 生活排水の処理体系	68
3 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制	69
4 生活排水処理施設の整備状況	70
第2節 生活排水処理の実績	73
1 生活排水処理形態別人口の実績	73
2 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬の実績	76
第3節 し尿・浄化槽汚泥排出量の推計	79
1 生活排水処理形態別人口の推計	79
2 し尿・浄化槽汚泥排出量の推計	81
第4節 生活排水処理基本計画	83
1 基本方針	83
2 計画の目標	84
3 目標達成に向けた主な施策	85
4 生活排水処理に関する計画	88
5 災害発生時における生活排水処理	89

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

焼津市、藤枝市（以下「2市」という。）及び志太広域事務組合（以下「組合」という。）では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定に基づき、長期的、総合的視点に立って、2市の一般廃棄物を計画的に処理するための基本的な方針を示した一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しています。

基本計画の策定にあたっては、地球温暖化を始めとする環境問題に対応するため、環境負荷ができる限り低減される『循環型社会』及び『脱炭素社会』への転換を進めていく必要があるとともに、大地震や洪水等の大規模災害が頻発している現状を踏まえ、災害時においても災害廃棄物を迅速かつ安全安心に処理できるような体制の準備が求められていることから、これらの対応について方向性を示すものとします。

2 計画改定の目的

現行の基本計画（2017（平成29）年度～2031（令和13）年度）の策定から5年が経過しました。

「ごみ処理基本計画策定指針（環境省）」及び「生活排水処理基本計画策定指針（環境省）」では、計画を5年ごとに改定することが示されていることに加えて、現行の基本計画策定以後における関連事業の進展や上位計画の改定等、一般廃棄物及び生活排水をめぐる状況が変化したことを踏まえ、今後の社会経済情勢、地域の開発計画等から一般廃棄物の発生量等を見込み、地域内の一般廃棄物の排出抑制及び生活排水の適正な処理による循環型社会実現のため、このたび基本計画の改定（以下、本計画という。）を行いました。

3 計画改定の背景

(1) カーボンニュートラル

2020（令和2）年10月26日、菅首相は所信表明演説の中で、「温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとする」という目標を宣言しました。

「実質ゼロ」とは、温室効果ガスを全く出さないという意味ではなく、できるだけ排出の削減を進めた上で、それでも排出される量について、森林の管理・育成による二酸化炭素吸収、再生可能エネルギーの利用等によってその全量を埋め合わせた状態を指します。

大気中の温室効果ガス、特に二酸化炭素の排出量を増加させない状態であり、「カーボンニュートラル」とも表します。

2市では、脱炭素社会の実現に向け、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しており、廃棄物分野においてもこの目標達成への貢献が求められます。

(2) プラスチック資源の循環的利用

2021（令和3）年6月11日、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」が制定されました。

この法律は、海洋プラスチック問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として制定され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を示しています。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）を省略したものです。2015（平成27）年の国連総会で採択され、17の目標と169のターゲットにより構成されています。

全ての国が行動し、誰一人取り残さないこととしており、日本においても全ての国務大臣による持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置され、各分野での取組が進められています。



図 1-1 SDGs 17の目標とアイコン

4 計画の位置づけ・関連する法令

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めます。

本計画の位置づけは図1-2のとおりであり、ごみに関する部分と生活排水に関する部分で構成されています。

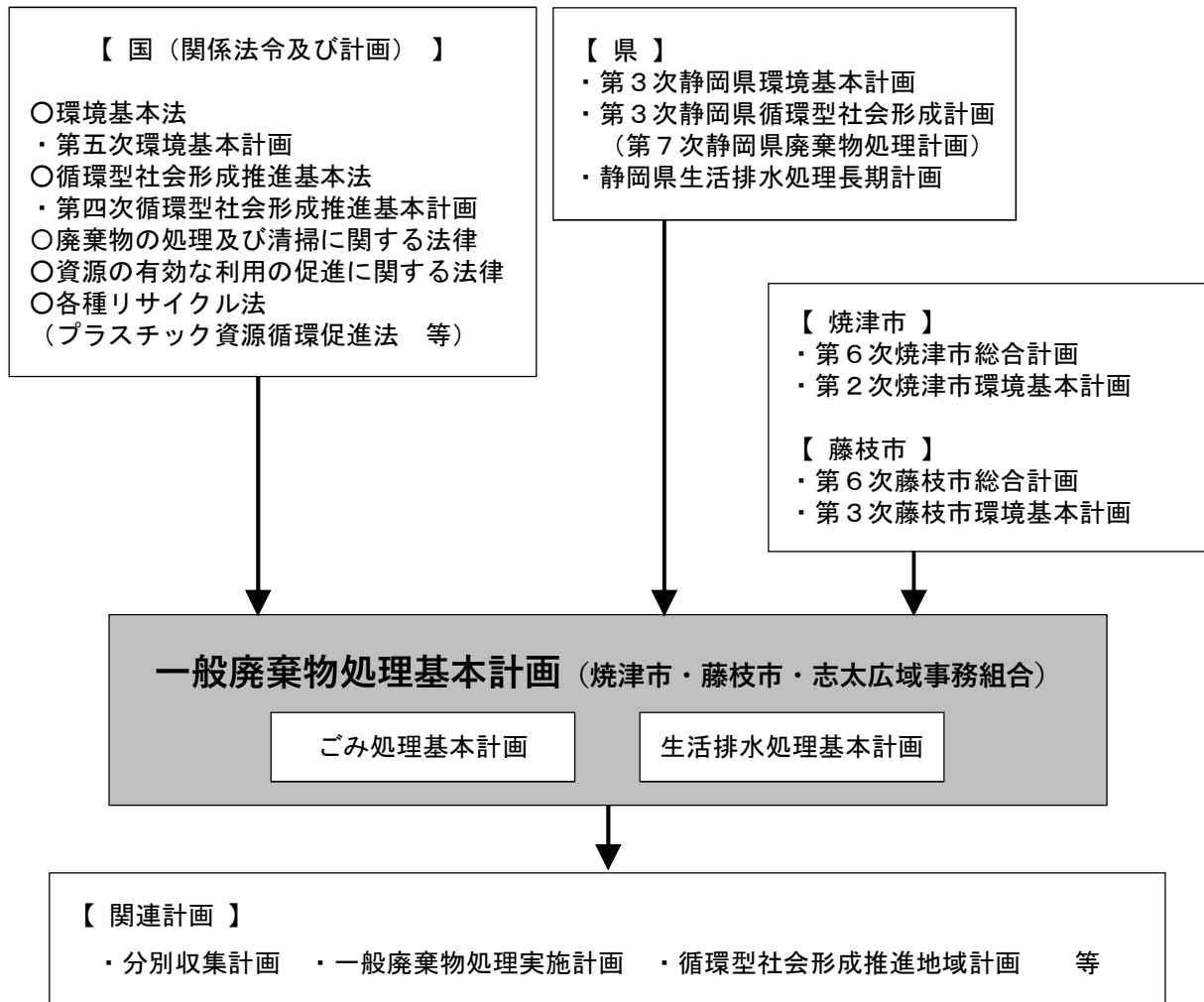
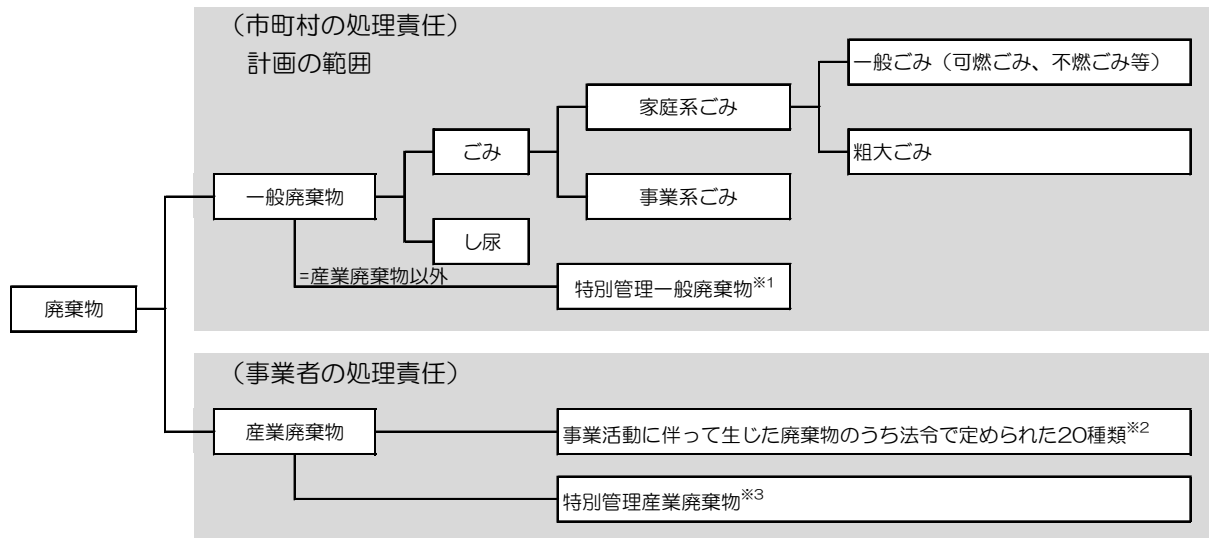


図1-2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

5 計画の範囲

廃棄物の区分と本計画の範囲は図 1-3 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、これらの処理において市町村が総括的な責任を有する一般廃棄物に関する事項が本計画の範囲となります。



- ※ 1 一般廃棄物のうち、揮発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
- ※ 2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物製残渣（さ）、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。
- ※ 3 産業廃棄物のうち、揮発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
- 資料：環境省 令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書より作成

図 1-3 廃棄物の区分と計画の範囲

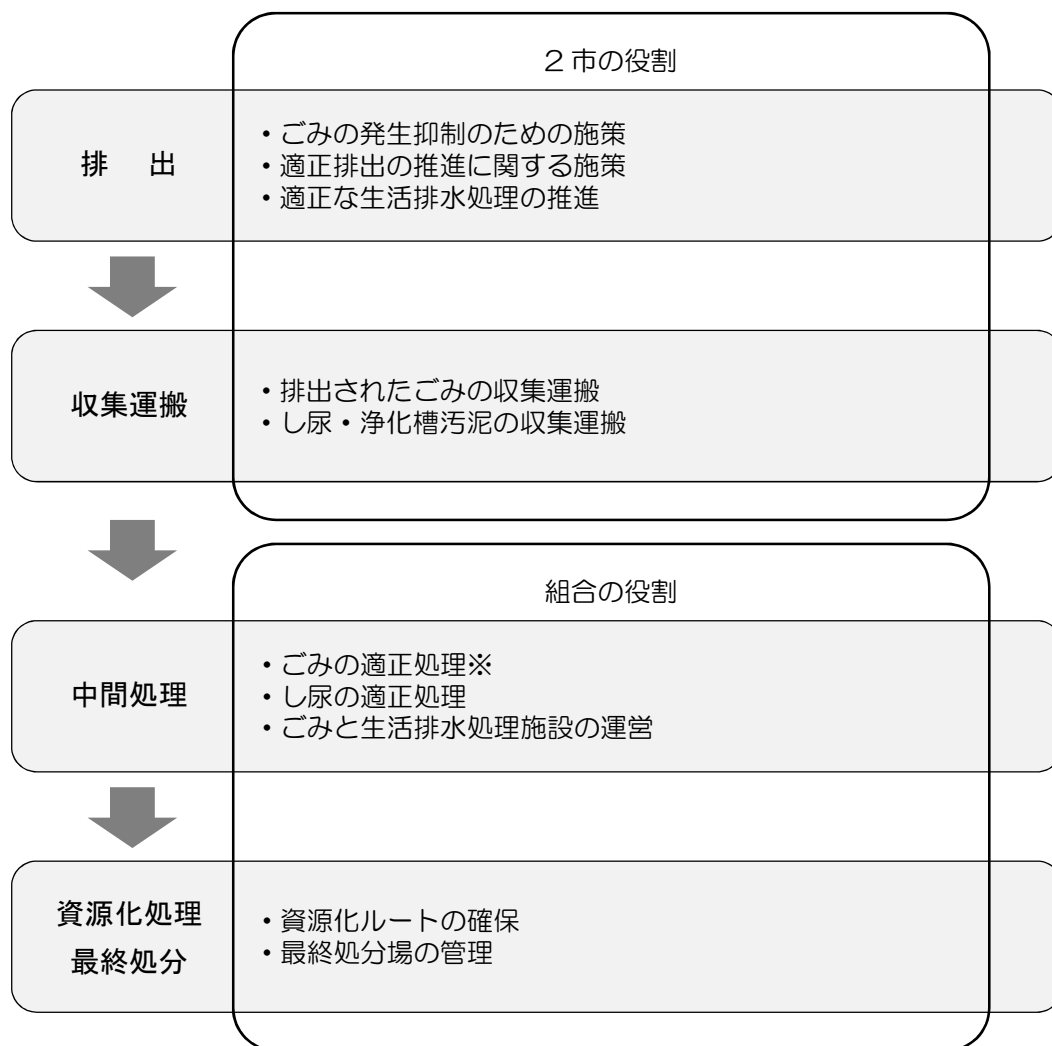
6 焼津市、藤枝市及び志太広域事務組合の役割

2市では、快適で住みやすい地域づくりのための事業を共同で行うことを目的として、1972（昭和47）年に志太広域事務組合を設立しました。

ごみ処理における2市の役割は、ごみの発生抑制及び適正排出の推進に関する施策の実施とごみの収集運搬を行い、組合の役割は、組合が設置した処理施設や最終処分場を維持管理し、2市のごみの中間処理、資源化及び最終処分を行います。

また、生活排水処理における2市の役割は、適正な生活排水処理の推進及びし尿・浄化槽汚泥の収集運搬を行い、組合の役割は、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を行います。

2市と組合の役割を図1-4に示します。



※資源物の一部は市で処理を行っています。

図1-4 2市と組合の役割

7 計画の期間

本基本計画の期間は、2017（平成 29）年度を初年度、2031（令和 13）年度を目標年次とする 15 年間であり、本計画はそのうち 2022（令和 4）年度から 2031（令和 13）年度までの 10 年間で計画期間とします。

なお、本計画は概ね 5 年ごとに内容の見直しをするほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は計画の変更を行うこととします。

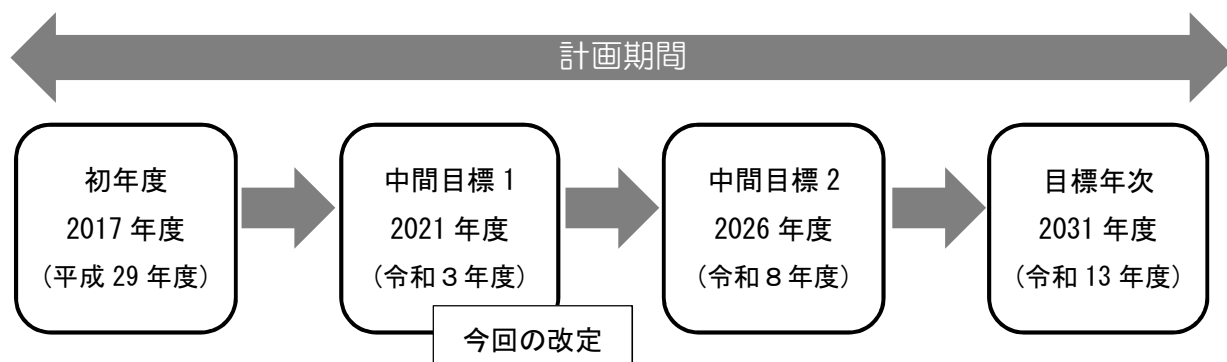


図 1-5 計画の期間

8 計画の推進体制

(1) 市民・事業者・行政の連携・協働

市民・事業者・行政は、連携・協働してごみの発生抑制や資源化に積極的に取り組めます。

(2) 行政における推進体制の整備

2 市と組合は互いに連携を図りながら計画の立案、進行管理を行い、ごみの発生抑制や資源化を推進します。

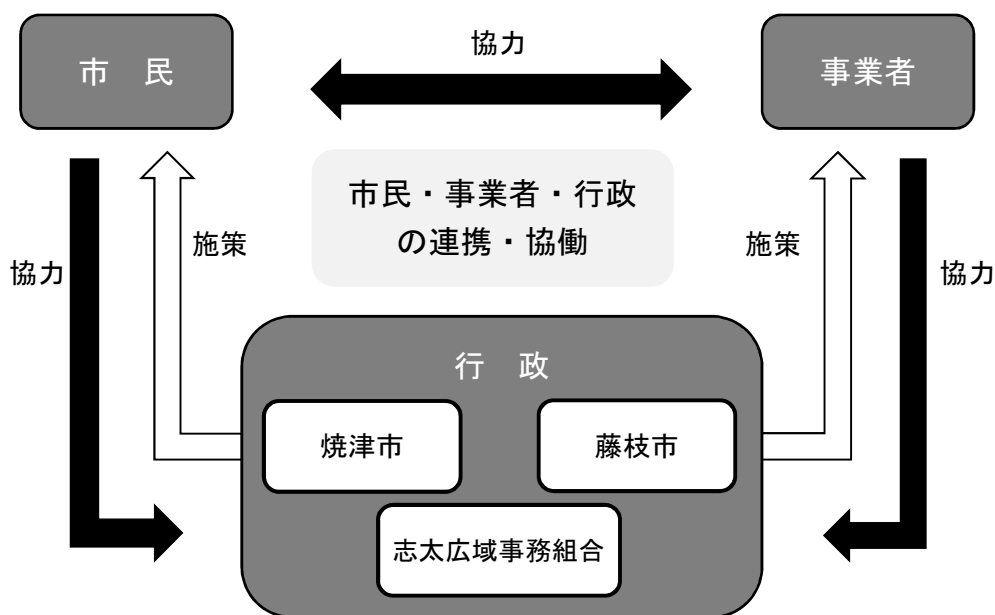


図 1-6 計画の推進体制

9 計画の進行管理

本計画の進行管理においては、PDCA サイクルにより継続的に検証、見直し、評価を行います。計画の評価については、本計画に示した各年度の目標と進捗状況を確認して評価します。また、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」における評価についても進捗状況を把握するひとつの指標と捉え、計画の進行状況を管理するものとしします。

計画の進捗状況については、概ね5年を評価時期として、評価、見直しに関する意見を求め、評価結果を広く市民に公表すると共に、評価意見を踏まえ、見直し検討も含めた計画の進行管理を行うこととします。

本計画における PDCA サイクルを図 1-7 に示します。

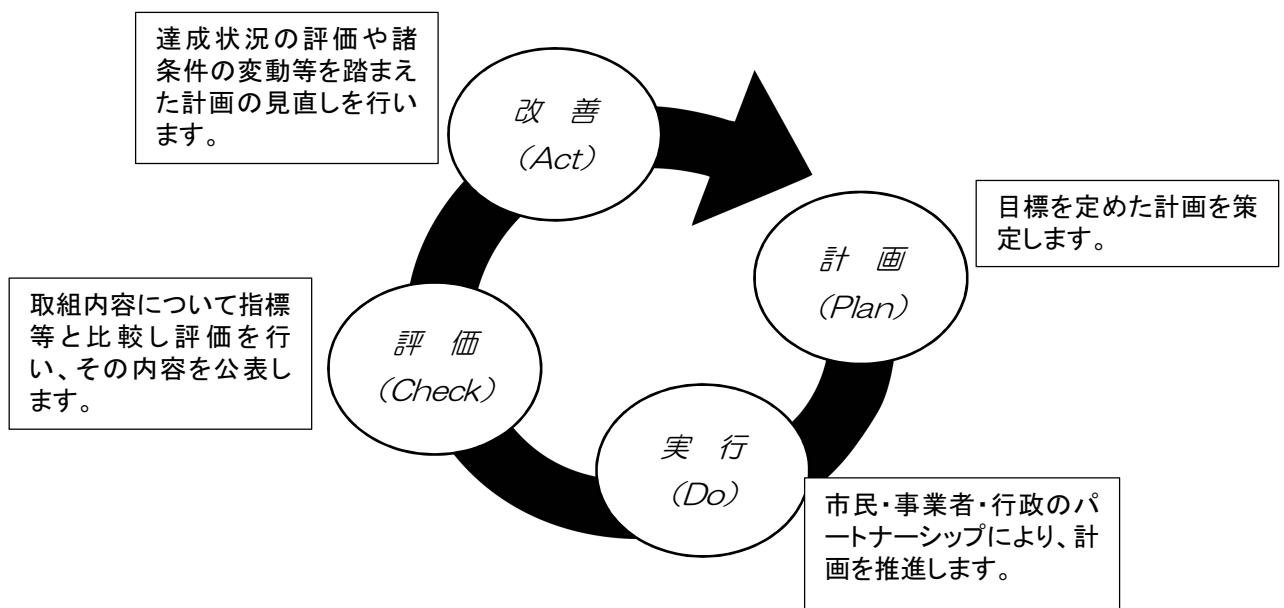


図 1-7 一般廃棄物処理基本計画における PDCA サイクル

第2章 ごみ処理基本計画

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理に関する基礎的事項

1 沿革

主なごみの分別や減量・資源化施策の実施状況を表2-1(1)～(2)に示します。

表2-1(1) 主なごみ減量・資源化施策の実施状況 (1/2)

年度	焼津市	旧大井川町	藤枝市	旧岡部町
1979年度 (昭和54年度) ～ 1994年度 (平成6年度)	びん・鉄・アルミ類の分別(1979～) 生ごみたい肥化処理容器の購入補助(1992～)			
1995年度 (平成7年度)			紙の分別(1995.7～)	
1996年度 (平成8年度)	紙の分別(1996.12～)			
1997年度 (平成9年度)	ペットボトルの分別(1997.4～)			
	透明・半透明袋の指定(1997.4～)		透明・半透明袋の指定(1997.4～) 給食センター生ごみ処理機導入(1997.4～)	
1998年度 (平成10年度)		透明・半透明袋の指定 紙の分別(1998.4～)		透明・半透明袋の指定 紙の分別(1998.4～)
2000年度 (平成12年度)	電気式生ごみ処理機の購入補助(2000.4～) 白色トレイの分別(2000.11～)			
2001年度 (平成13年度)	家電リサイクル法による家電4品目の収集停止(2001.4～)			
		杉チップによる生ごみ処理の推進(2001.4～)		
2002年度 (平成14年度)	蛍光灯の分別(2002.4～)			
	拠点回収ステーションの設置(2002.6～)			
	建築廃材の搬入停止(2002.8～)			
	木材チップによる生ごみ処理の推進(2003.2～)	拠点回収ステーションの設置(2002.12～)		
2003年度 (平成15年度)	木くず、剪定枝の分別(2003.4～)			
			拠点回収ステーションの設置(2003.8～)	拠点回収ステーションの設置(2003.5～)
	パソコンリサイクル法によるパソコンの収集停止(2003.10～)			

表 2-1(2) 主なごみ減量・資源化施策の実施状況 (2/2)

年度	焼津市	旧大井川町	藤枝市	旧岡部町
2004 年度 (平成 16 年度)	紙類、機密書類の搬入停止 (2004. 8～)			
	容器包装プラスチックの分別 (2005. 1～、藤枝市のみ 2004. 11～)			
2005 年度 (平成 17 年度)	事業活動に伴って発生するプラスチックの搬入停止 (2005. 4～)			
2007 年度 (平成 19 年度)	搬入物検査の強化 (2007. 11～)			
	事業系多量木くず剪定枝の搬入停止 (2007. 11～) 産業廃棄物に該当する量の搬入停止 (2007. 11～)			
2008 年度 (平成 20 年度)	未解体木製家具の搬入停止 (2008. 10～)			
	焼津市 (旧大井川町 2008. 11 合併)		藤枝市 (旧岡部町 2009. 1 合併)	
	給食センター生ごみ処理機導入 (2009. 2～)			
2009 年度 (平成 21 年度)	事業系多量刈草の搬入停止 (2009. 6～)			
			地域循環型生ごみ処理モデル事業 (2009. 8～) レジ袋無料配布中止 (2010. 2～)	
2010 年度 (平成 22 年度)	地域生ごみ処理モデル事業 (一部地域のみ) (2010. 11～2015. 10)		家庭系生ごみ分別収集モデル事業 (2010. 6～2011. 2)	
2011 年度 (平成 23 年度)			家庭系生ごみの分別 (一部地域のみ) (2011. 4～)	
2012 年度 (平成 24 年度)			家庭系生ごみの分別地域追加 (2012. 6～)	
	陶器ガラスくずの資源化 (2013. 2～)			
2013 年度 (平成 25 年度)	プラスチック製品の分別 (2013. 4～) リユース古着等の分別 (2013. 4～) ダンボールコンポストによる生ごみ処理の推進 (2013. 6～) 燃やすごみ集積所での分別指導 (2013. 8～)		家庭系生ごみの分別地域追加 (2013. 6～) 市内各公民館にて古着の回収開始 (2013. 10～)	
	黒土による生ごみ処理の推進 (2014. 6～) 小型家電の分別 (2015. 2～)		家庭系生ごみの分別地域追加 (2014. 10～)	
2015 年度 (平成 27 年度)	地域生ごみ処理モデル事業終了に伴う家庭内 処理移行期間 (2015. 11～2016. 1)			
2018 年度 (平成 30 年度)	雑がみ紙袋ウェイクアップキャンペーン (2018. 7～)		ディスプレイ設置補助 (2018. 4～)	
2019 年度 (令和元年度)			家庭系生ごみの分別地域追加 (2019. 4～)	
2020 年度 (令和 2 年度)	プラスチック製買い物袋 (レジ袋) 有料化 (2020. 7～)			
	ダンボールコンポストに代わる新生ごみ処理 容器の推進 (2020. 4～)		家庭系生ごみの分別地域追加 (2020. 4～) 高齢者等の戸別収集事業 (2020. 4～)	
2021 年度 (令和 3 年度)	インクカートリッジリサイクル回収ボックス の設置 (2021. 4～)		家庭系生ごみの分別地域追加 (2021. 4～) 羽毛布団の収集開始 (2021. 4～)	

2 ごみの処理体制と課題

(1) 資源とごみの分別区分

2市では家庭系ごみを分別して排出しています。2市の共通区分は21区分、焼津市のみの区分は3区分、藤枝市のみの区分は3区分です。

なお、焼津市では、紙類及び古着を市民団体等により集団回収しています。

2市の分別区分を表2-2に示します。

表2-2 分別区分

分別区分	ごみの種類例
燃やすごみ	生ごみ・再生できない紙類・ふとん・じゅうたん等
容器包装プラスチック	 マークがついたもの
ペットボトル	 マークがついたもの
蛍光灯・電球	蛍光灯・電球（LED電球除く）
乾電池	乾電池
陶器類	陶器類
ガラス	ガラス
化粧品のびん	化粧品のびん
無色びん	無色のびん
茶色びん	茶色のびん
その他の色のびん	黒色・青色・緑色等のびん
木くず・剪定枝	木の枝・木片・板・とう製品・落ち葉
スチール缶	飲料用のスチール缶、スプレー缶 
金属類	金属類・家電製品・自転車等
アルミ缶	飲料用のアルミ缶、スプレー缶 
新聞紙	新聞・折込チラシ
雑誌・雑がみ	週刊誌・マンガ本・カタログ、空き箱・包装紙・ハガキ
段ボール	段ボール
紙パック	牛乳パック・飲料用紙パック
廃食用油	食用油
古着類	古着等
リユース古着等（焼津市のみ）	まだ着ることができる服・靴・カバン等
プラスチック製品（焼津市のみ）	衣装ケース・ハンガー・コップ・フォーク・ストロー・食器・洗面器・植木鉢・バケツ・文房具・プラスチック製のおもちゃ等
小型家電（焼津市のみ）	家電製品のうち携帯電話・スマートフォン・ノートパソコン・タブレットパソコン・デジタルカメラ・ビデオカメラ・ゲーム機・デジタルオーディオプレーヤー・カーナビ・電子辞書・USBメモリー・これら付属品等
生ごみ（藤枝市の一部地域のみ）	生ごみ
携帯電話・スマートフォン（藤枝市のみ）	携帯電話・スマートフォン
羽毛布団（藤枝市のみ）	羽毛布団

(2) ごみ処理の流れ

燃やすごみは清掃工場で焼却処理し、発生した焼却灰の一部を資源化しています。残りの焼却灰は民間業者に委託して埋立処分をしています。資源物の乾電池や蛍光灯等は、リサイクルセンターで選別等の処理後、民間業者により資源化しています。また、紙類・古着類及び鉄くず等は、直接民間業者により資源化しています。

ごみ処理の流れを図 2-1 に示します。

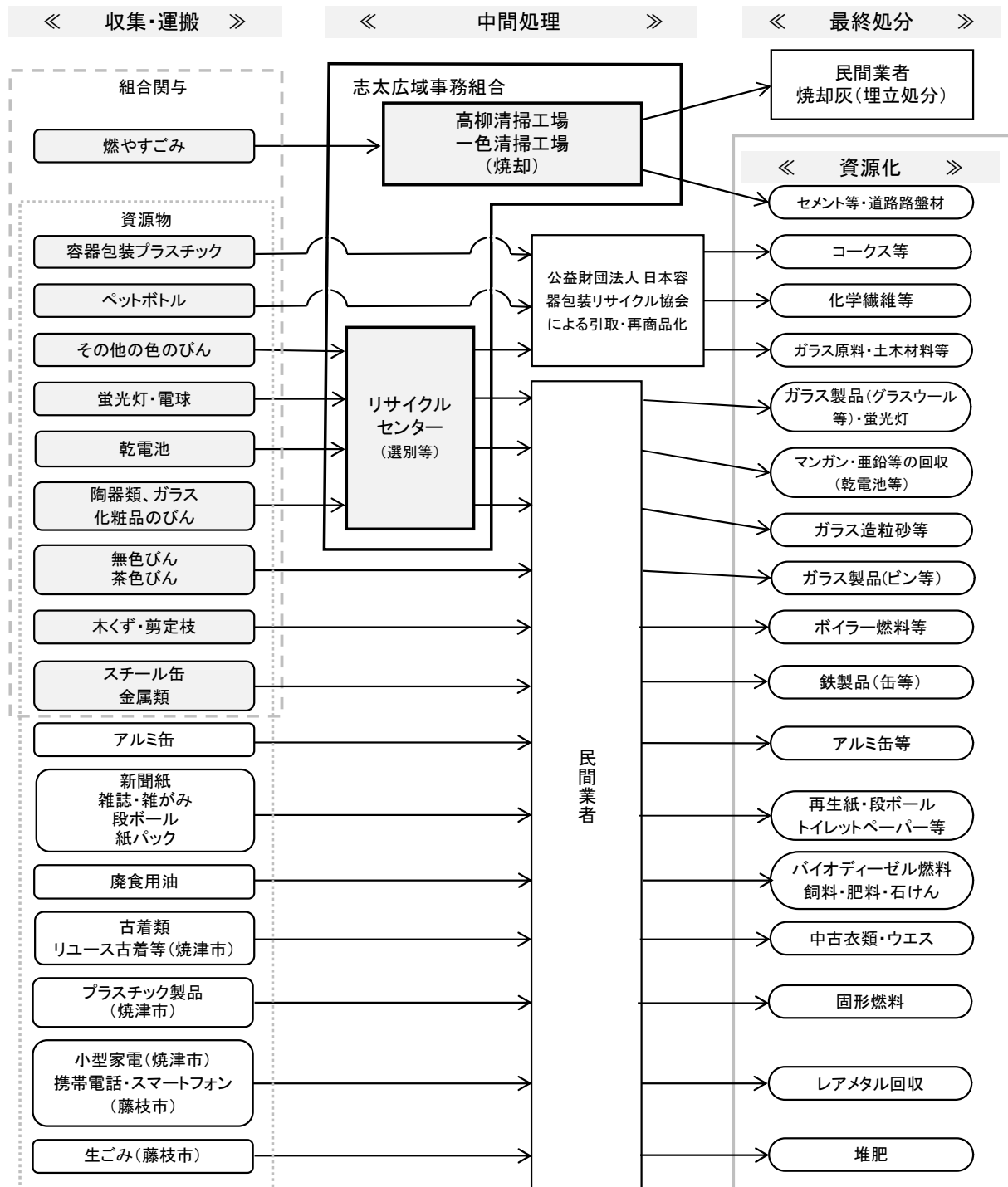


図 2-1 ごみ処理の流れ

(3) 収集運搬

家庭から排出されるごみは、ステーション方式で排出してもらい、その収集運搬は2市がそれぞれ直営で又は一般廃棄物収集運搬事業者に委託して行っています。

品目別収集回数を表 2-3 に、収集運搬体制を表 2-4 に示します。

焼津市は、直営及び委託業者 2 社、許可業者 35 社により行っており、藤枝市では、直営及び委託業者 6 社、許可業者 42 社により行っています。また、藤枝市ではごみステーションへ出すことが困難な高齢者や障がい者を対象とした戸別収集を行っています。

このほか、資源物の出しやすい環境づくりとして拠点回収も行っています。

拠点回収の概要を表 2-5 に示します。

表 2-3 品目別収集回数

	収集回数
燃やすごみ	週 2 回
生ごみ（一部地域のみ）	藤枝市：週 2 回
木くず・剪定枝	焼津市：週 2 回 藤枝市：週 1 回
紙類	焼津市：月 1 回 藤枝市：2 週間に 1 回
容器包装プラスチック	週 1 回
その他資源物	月 1 回

表 2-4 収集運搬体制

収集対象	焼津市	藤枝市
家庭系ごみ	直営	直営
	委託（2 社）	委託（6 社）
事業系ごみ	許可（35 社）	許可（42 社）

表 2-5 拠点回収の概要

	焼津市	藤枝市
名 称	ミニステーション	エコステーション
箇所数	3 箇所	3 箇所
回収日時	毎週木曜日から日曜日 9:00～16:00	毎週土曜日・日曜日 9:00～16:00
主な 回収品目	ペットボトル、蛍光灯・電球、乾電池、陶器類、化粧品のびん、無色びん、茶色びん、その他の色のびん、スチール缶、金属類、アルミ缶、新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、廃食用油、古着類、リユース古着等、プラスチック製品、小型家電 等	容器包装プラスチック、ペットボトル、蛍光灯・電球、乾電池、陶器類、ガラス、化粧品のびん、無色びん、茶色びん、その他の色のびん、スチール缶、金属類、アルミ缶、新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、廃食用油、古着類、羽毛布団 等

(4) 中間処理

中間処理は組合が主体となり、2つの清掃工場とリサイクルセンターで行っています。また一部の資源物については民間業者に中間処理を委託しています。組合の中間処理施設の概要を表 2-6 に示します。

表 2-6 中間処理施設の概要

名 称	高柳清掃工場	一色清掃工場	リサイクルセンター
所在地	藤枝市高柳 2338番地の1	焼津市一色 1545番地の19	藤枝市岡部町 内谷833番地の2
処理能力	255t/日 (24h) (85t×3基)	120t/日 (24h) (120t×1基)	20t/日 (5h)
処理方法	焼却 (ストーカ式焼却炉)	焼却 (ストーカ式焼却炉)	選別・保管
稼動開始	1984(昭和59)年4月	1989(平成元)年9月 (基幹的整備)	1978(昭和53)年10月

(5) 最終処分

組合で所有している最終処分場は、埋立計画量に達したため現在使用していません。

焼却灰の一部は道路路盤材やセメント等に資源化しており、資源化しない焼却灰は、民間の最終処分場に埋立てしています。

<ごみの処理体制に関する課題>

◆収集運搬に関する課題

収集運搬量は減少傾向にあり、また、「プラスチック資源循環促進法」の施行や、資源リサイクル技術の発展により、新たな資源品目を設定することが考えられ、ごみ収集量や分別方法に応じた効率的な収集体制を構築していく必要があります。

◆中間処理施設に関する課題

2021(令和3)年度現在、高柳清掃工場、一色清掃工場及びリサイクルセンターの各施設の機能を統合した新施設、(仮称)クリーンセンターについて、2026(令和8)年度の供用開始を目指して準備を進めています。

老朽化が進んでいる現在の施設については、新施設の供用が開始されるまで、計画的に適切なメンテナンスを実施することにより、安定的に稼働させることが大きな課題です。

また、新しい施設については、周辺環境への配慮を確実に進めるとともに、ごみの焼却で得られる熱で発電することによりエネルギー回収を行うほか、学習の場としての価値を発揮していくことが求められます。

表 2-7 (仮称) クリーンセンターの概要

所在地	藤枝市仮宿・高田地内
処理能力	燃やすごみ：223t/日（111.5t/日・炉 × 2 炉） 資源ごみ：5 t/日
処理方式	ストーカ式焼却炉
稼働時間	1 日 24 時間運転
エネルギー回収	熱エネルギーについては、蒸気によりタービンを動かし、発電を行う

(6) ごみの処理体制の現況のまとめ

ごみの処理体制の現況について、ごみの発生抑制から最終処分までの枠組みを表 2-8 に示します。

表 2-8 ごみの処理体制の現況のまとめ（ごみの発生抑制から最終処分までの枠組み）

段階	種類	焼津市	藤枝市
発生抑制	小売店	海洋プラスチックごみ防止 6 R 県民運動 協力店・賛同団体（静岡県）	
		ふじのくに食べきりやったねキャンペーン 食べきり協力店（静岡県）	
		家電・二次電池（充電電池）の回収協力店	
	事業者	清掃工場搬入時の展開検査と指導	
	家庭	生ごみ処理機器の購入補助	生ごみ処理用具の購入補助
		ふじのくに COOL チャレンジ「クルポ」 レジ袋削減、リサイクル BOX 利用、食事の食べきり、フードバンク、マイボトルの利用促進等、ごみの削減につながる活動のほか、脱炭素アクションによりポイントを集め、そのポイントにより景品応募等が可能。	
ごみの収集・資源の回収	民間の資源回収	小売店店頭での資源回収（ペットボトル、白色トレイ、牛乳パック等）	
		民間設置の資源回収拠点での資源回収（新聞紙、雑誌、段ボール、缶等）	
	燃やすごみの収集	2 回/週 ステーション回収	2 回/週 ステーション回収
	資源の分別回収	（表 2-2 参照）	（表 2-2 参照）
	生ごみ	－	2011（平成 23）年度から実施 2021（令和 3）年度は 65 の町内会で実施（市世帯の 34.9%、人口の 34.6%が対象※）
	拠点回収	ミニステーション 3 地点	エコステーション 3 地点
	集団回収	古紙等資源集団回収	－
	情報提供	LINE 公式アカウント、かんたん検索 ごみサク	LINE 公式アカウント
	ホームページの多言語対応	日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、ビサヤ語	日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、韓国語、イタリア語
	ごみ計画表の多言語対応	日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、タガログ語、ビサヤ語、インドネシア語	日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語
直接搬入	燃やすごみ	燃やすごみ→高柳清掃工場	燃やすごみ→高柳清掃工場
	資源	資源物→リサイクルセンター 木くず・剪定枝・木製家具→民間業者	資源・不燃ごみ→リサイクルセンター 紙類→民間業者 木くず・剪定枝→民間業者 古着→各地区交流センター
中間処理	燃やすごみ	高柳清掃工場 一色清掃工場	高柳清掃工場
	資源	リサイクルセンター又は民間業者に搬入	リサイクルセンター又は民間業者に搬入
最終処分	処理残さ	焼却灰の一部は路盤材・セメント原料としてリサイクル（約 45% 2020 年実績）。 その他残さは民間業者に委託して最終処分（約 55% 2020 年実績）。	

※生ごみ収集の人口は 2021（令和 3）年 3 月末の住民基本台帳人口で算出。

3 ごみの排出の実績と課題

(1) ごみ総排出量

家庭系ごみ排出量と事業系ごみ排出量を合わせたごみ総排出量は、2市ともに2017（平成29）年度まで減少していたものの、その後2018（平成30）年度、2019（令和元）年度と増加に転じ、2020（令和2）年度は再び減少しました。

このうち、2019（令和元）年度については焼津市をはじめ県内に大きな被害を及ぼした「令和元年東日本台風（台風19号）」の影響があり、また2020（令和2）年度については、新型コロナウイルス感染症の感染対策（マスク着用、テレワーク・リモートワーク、ステイホーム）等の影響が含まれていると考えられます。

市別の内訳では、2020（令和2）年度実績では焼津市が全体の52.9%、藤枝市が47.1%となっています。

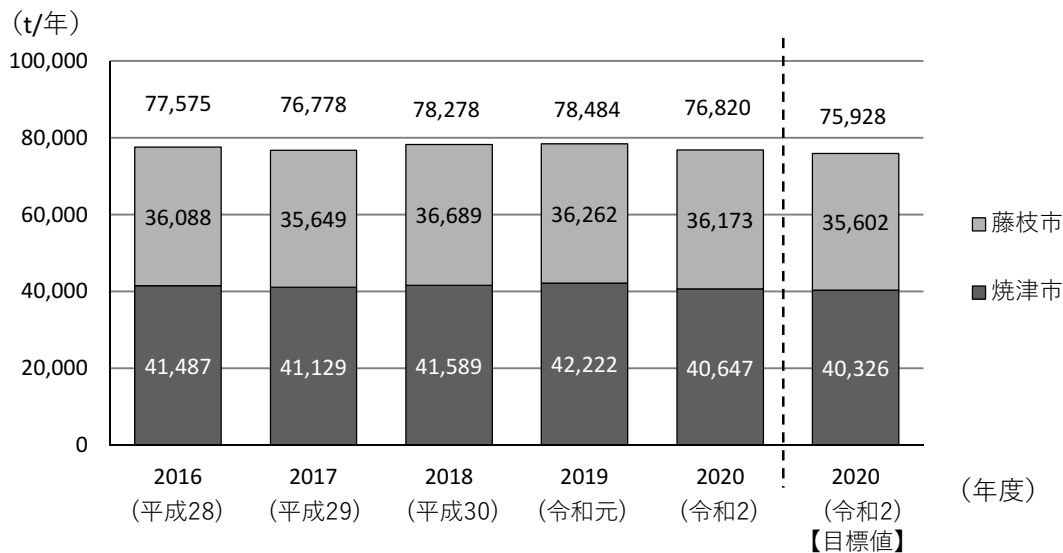


図 2-2 ごみ総排出量（2市合計）

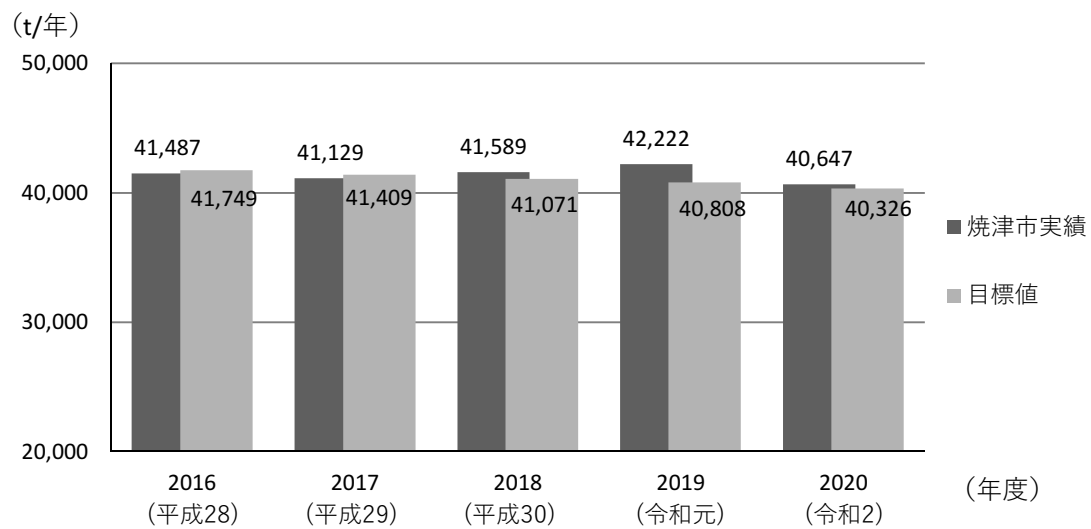


図 2-3 焼津市のごみ総排出量

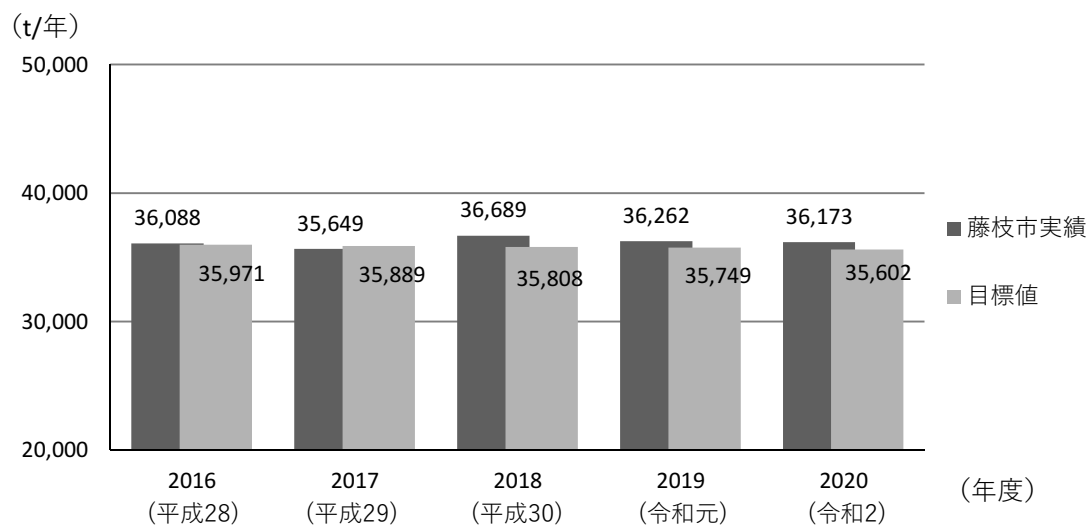


図 2-4 藤枝市のごみ総排出量

(2) 排出源別ごみ排出量

家庭系ごみについて、2016（平成28）年度から2017（平成29）年度にかけて減少、2018（平成30）年度に増加し、2019（令和元）年度及び2020（令和2）年度はほぼ横ばいでした。目標値と比較すると約1,000t多い結果となりました。

事業系ごみについては、2020（令和2）年度に大きく減少し、目標値を下回っています。ただし、これは新型コロナウイルス感染症の感染対策による店舗等営業自粛、テレワーク・リモートワーク等の影響が大きく現れているものと考えられます。

市別で見ると、2020（令和2）年度は、焼津市は目標値とおおむね同程度でしたが、藤枝市においては目標値と比較して家庭系ごみは多く、事業系ごみが少なくなっており、感染対策の影響が大きく現れていることが推測されます。

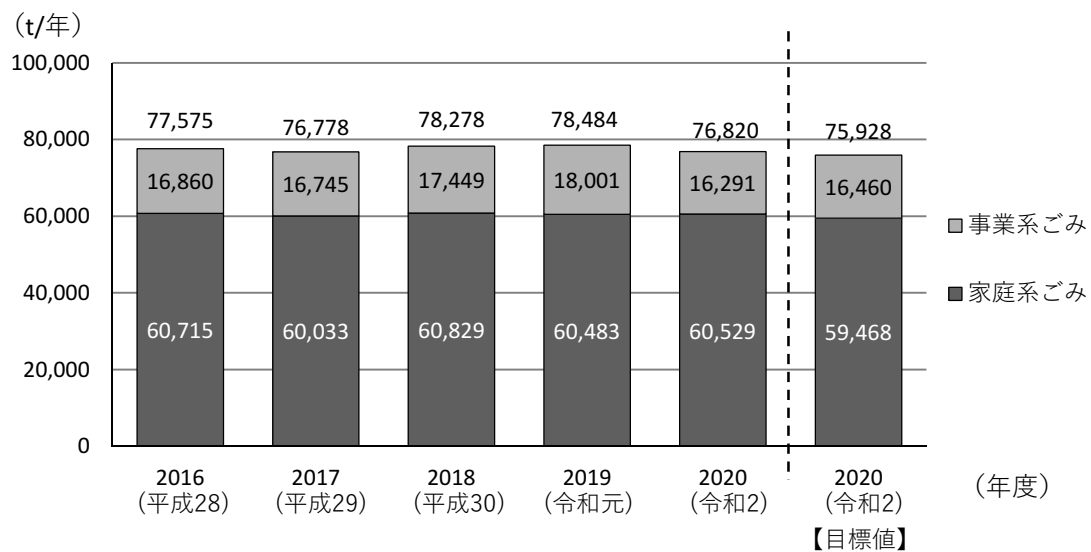


図 2-5 排出源別ごみ排出量（2市合計）

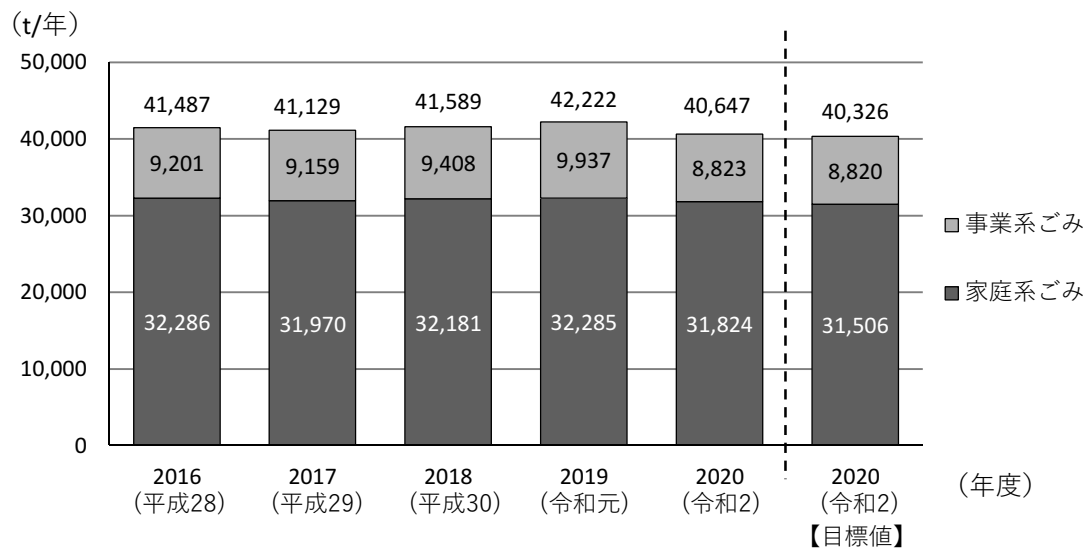


図 2-6 焼津市の排出源別ごみ排出量

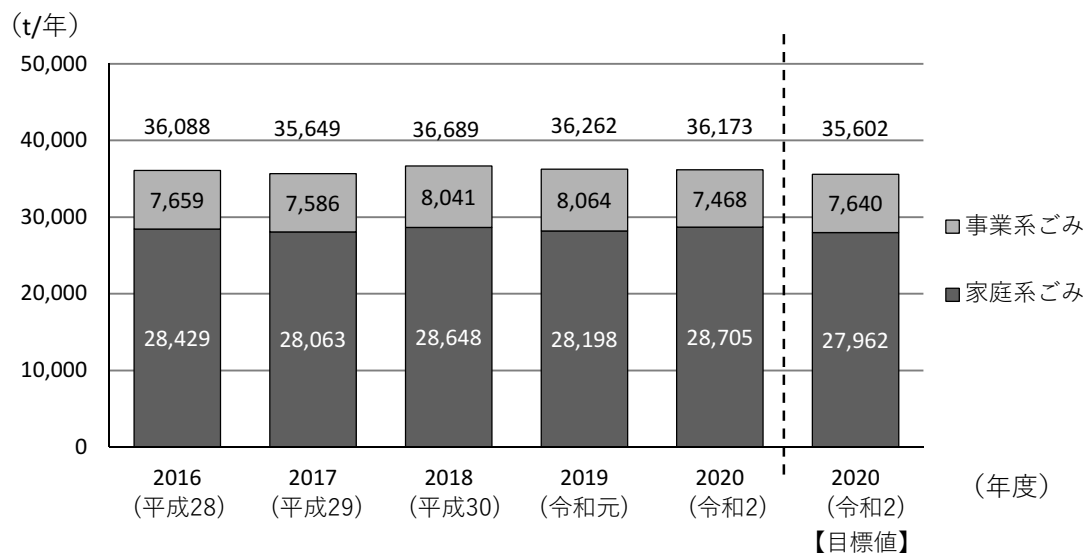


図 2-7 藤枝市の排出源別ごみ排出量

(3) 1人1日当たりのごみ総排出量

1人1日当たりのごみ総排出量は、焼津市は2019（令和元）年度に増加し、2020（令和2）年度には減少しました。なお、目標値と比較すると、2020（令和2）年度で11g多くなっています。

藤枝市においては、2018（平成30）年度が最も多くなり、その後は横ばいとなっています。目標値と比較すると2020（令和2）年度で10g多くなっています。

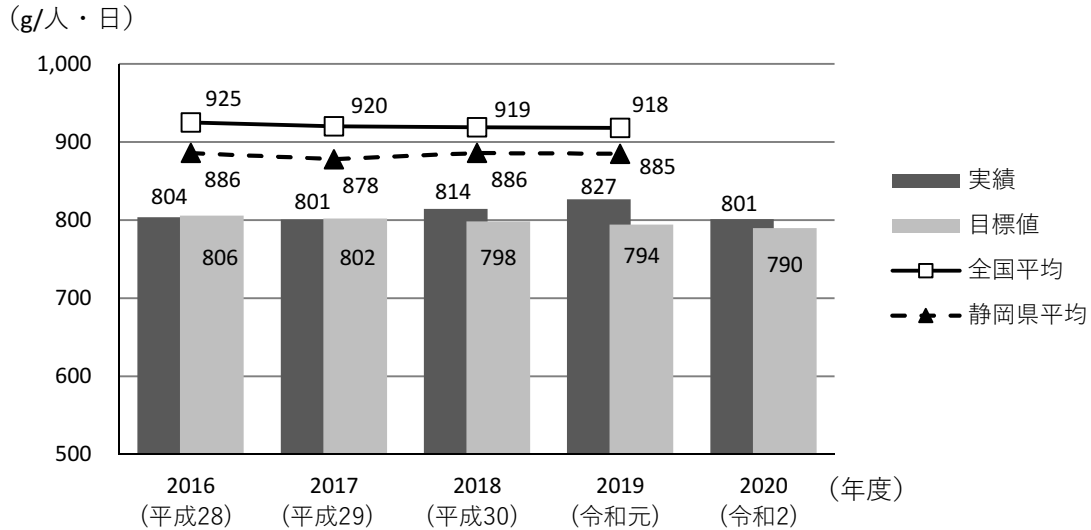


図 2-8 焼津市の1人1日当たりのごみ総排出量

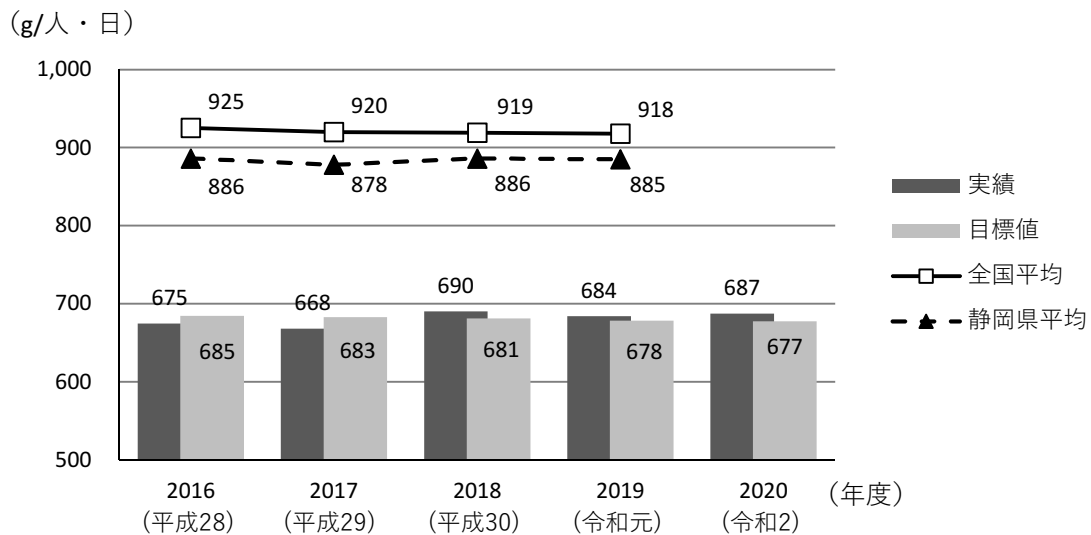


図 2-9 藤枝市の1人1日当たりのごみ総排出量

＜ごみの排出に関する課題＞

分別の徹底やごみの発生抑制の推進により「ごみ総排出量」、「家庭系ごみ排出量」、「燃やすごみ量」、「資源物量」は2017（平成29）年度までは減少傾向がみられました。

しかし、2018（平成30）年度は増加し、2020（令和2）年度には「家庭系ごみ排出量」が増加し、逆に「事業系ごみ排出量」が減少しました。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、テレワーク・リモートワークが行われ、またステイホームにより外出・外食を行わず、家庭で料理して食べるほか、テイクアウトや配達された食事を自宅で食べることなどが積極的に行われたためと考えられます。

これらの行動制限は、感染対策が行き渡った後に緩和されていくと考えられますが、コロナ禍以前の姿に完全に戻ることはなく、現在の生活様式の一部は今後も継続すると考えられます。

そのため、新型コロナウイルス感染症の収束後の新たな生活様式の中で、「家庭系ごみ排出量」は現在の排出量から緩やかな削減となる一方で、「事業系ごみ排出量」は現在から再び増加する可能性が高く、それぞれ減少を加速させ、増加を抑えることが重要です。

4 中間処理の実績と課題

(1) 燃やすごみ量

燃やすごみ量はごみ総排出量と同様の傾向であり、2016（平成28）年度、2017（平成29）年度と減少、その後は2018（平成30）年度、2019（令和元）年度と増加しました。

2020（令和2）年度には再び減少しましたが、目標値と比較すると、2市合計で1,200t 多くなっています。

1人1日当たりの家庭系燃やすごみ量は、2020（令和2）年度は2016（平成28）年度より増加しており、目標値との差は、焼津市が20g 増、藤枝市が14g 増となっています。

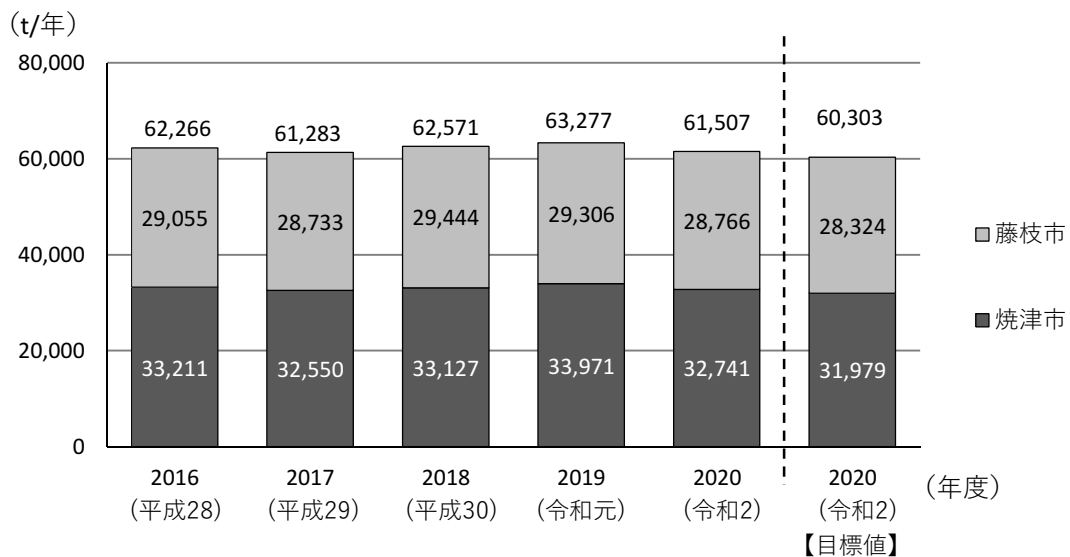


図 2-10 燃やすごみ量（2市合計）

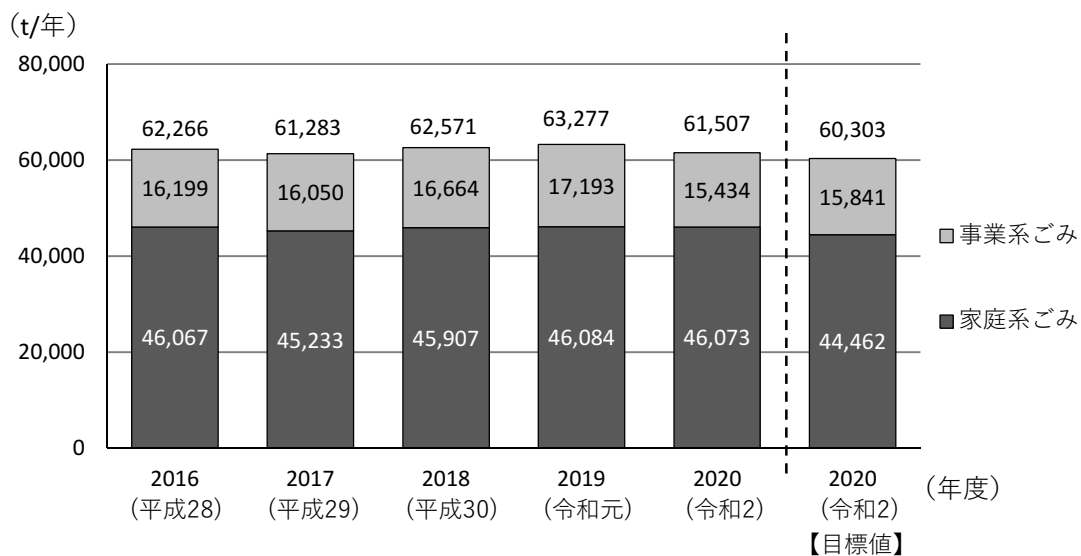


図 2-11 排出源別燃やすごみ量（2市合計）

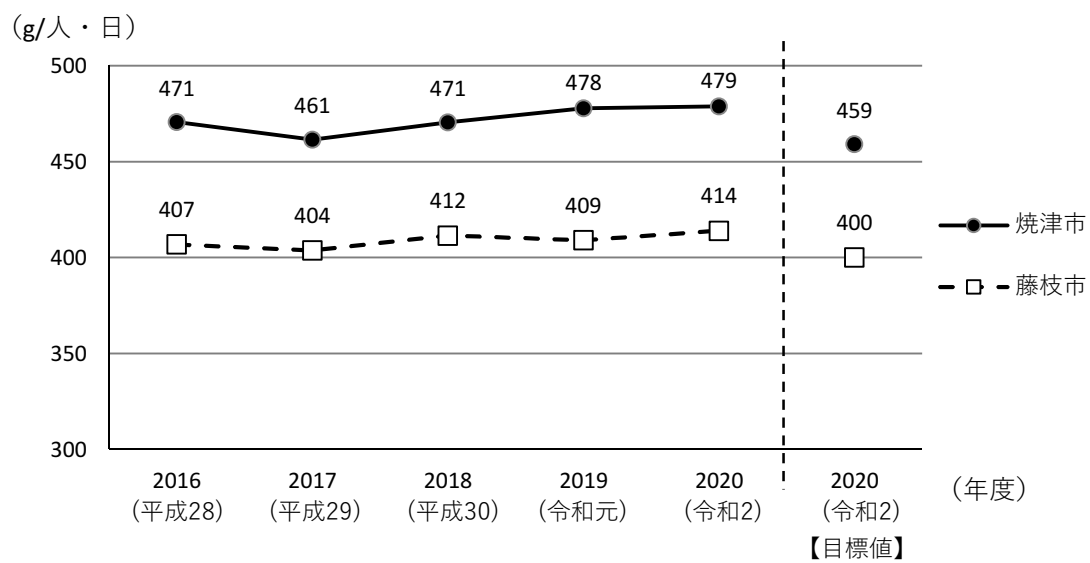


図 2-12 1人1日当たりの家庭系燃やすごみ量

(2) 資源物量

資源物の回収量は大きな変化は見られず、2市合計でおおむね 15,000 t/年で推移しています。

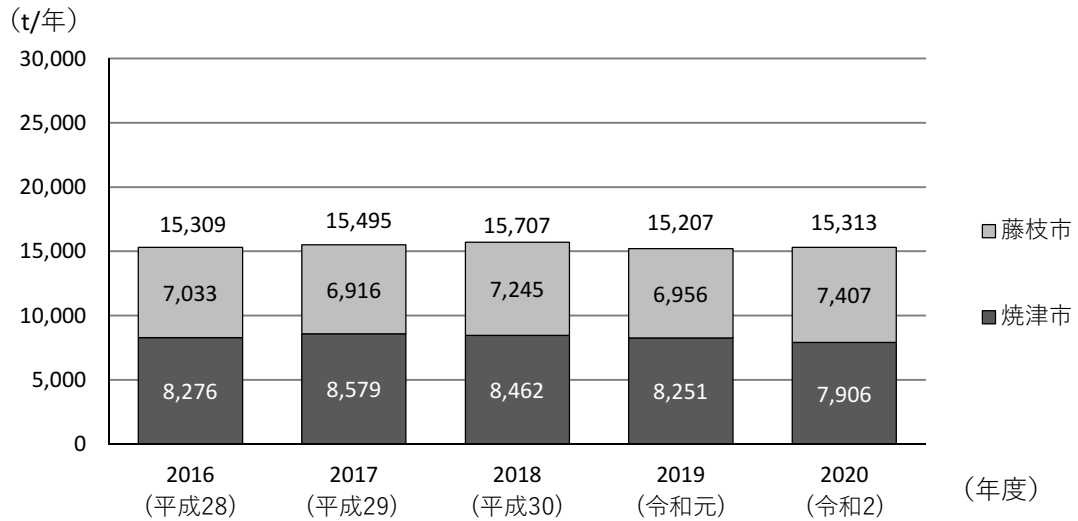


図 2-13 資源物量（2市合計）

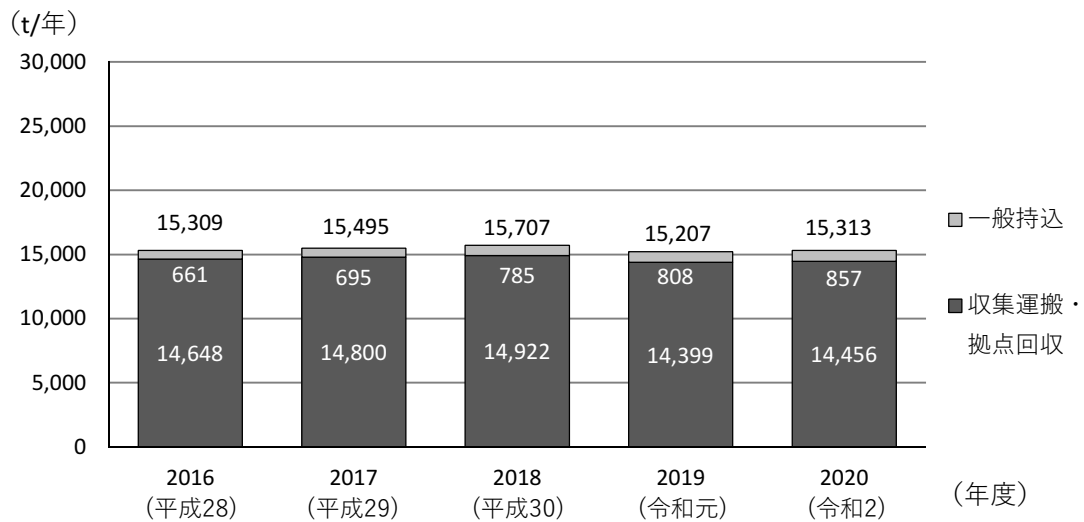


図 2-14 排出源別資源物量（2市合計）

(3) 資源化量

資源物の量はほぼ一定ですが、焼却灰の資源化が進んだことから、資源化量は2016（平成28）年度から2020（令和2）年度にかけて約1,000t/年増加し、2020（令和2）年度の資源化率は2市合計で23.7%となっています。

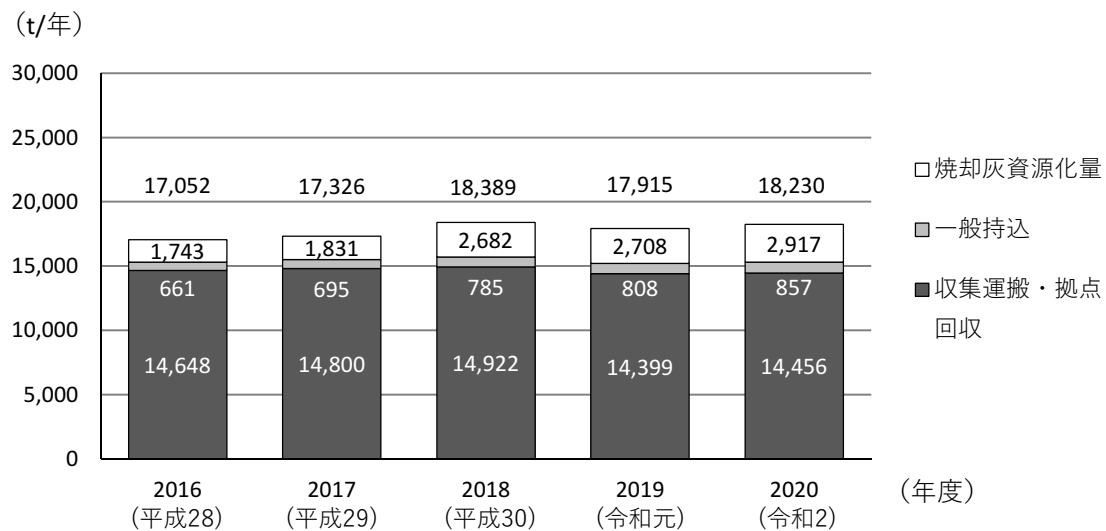


図 2-15 資源化量（2市合計）

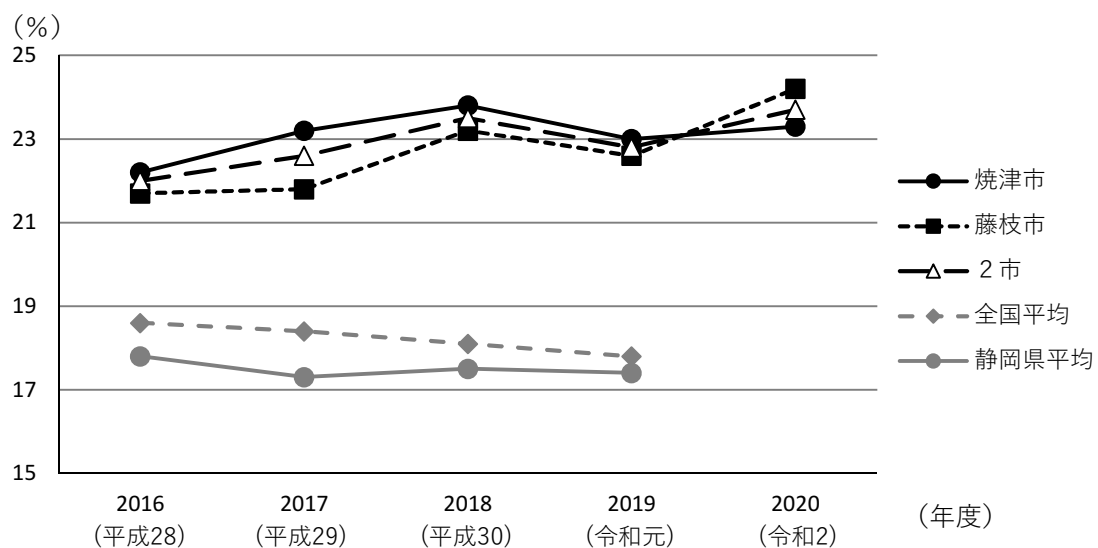


図 2-16 資源化率の推移

(4) ごみの組成

ア 燃やすごみの組成分析結果

家庭から排出された燃やすごみの分別状況を確認するため、志太広域事務組合では毎年組成分析調査を実施しています。

家庭系燃やすごみの組成比率（重量比）は図 2-17 に示すとおりです。

ちゅう芥類（生ごみ）が 2019（令和 元）年度まで減少しましたが、2020（令和 2）年度は増加しています。これは、ステイホームや外食の自粛といった新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたライフスタイルの影響が現れた可能性が考えられます。

紙類は全体の 15% ～ 20%、プラスチック類が 9% ～ 13% 含まれており、燃やすごみに含まれている資源化可能なものの量は表 2-9 のとおりとなっています。

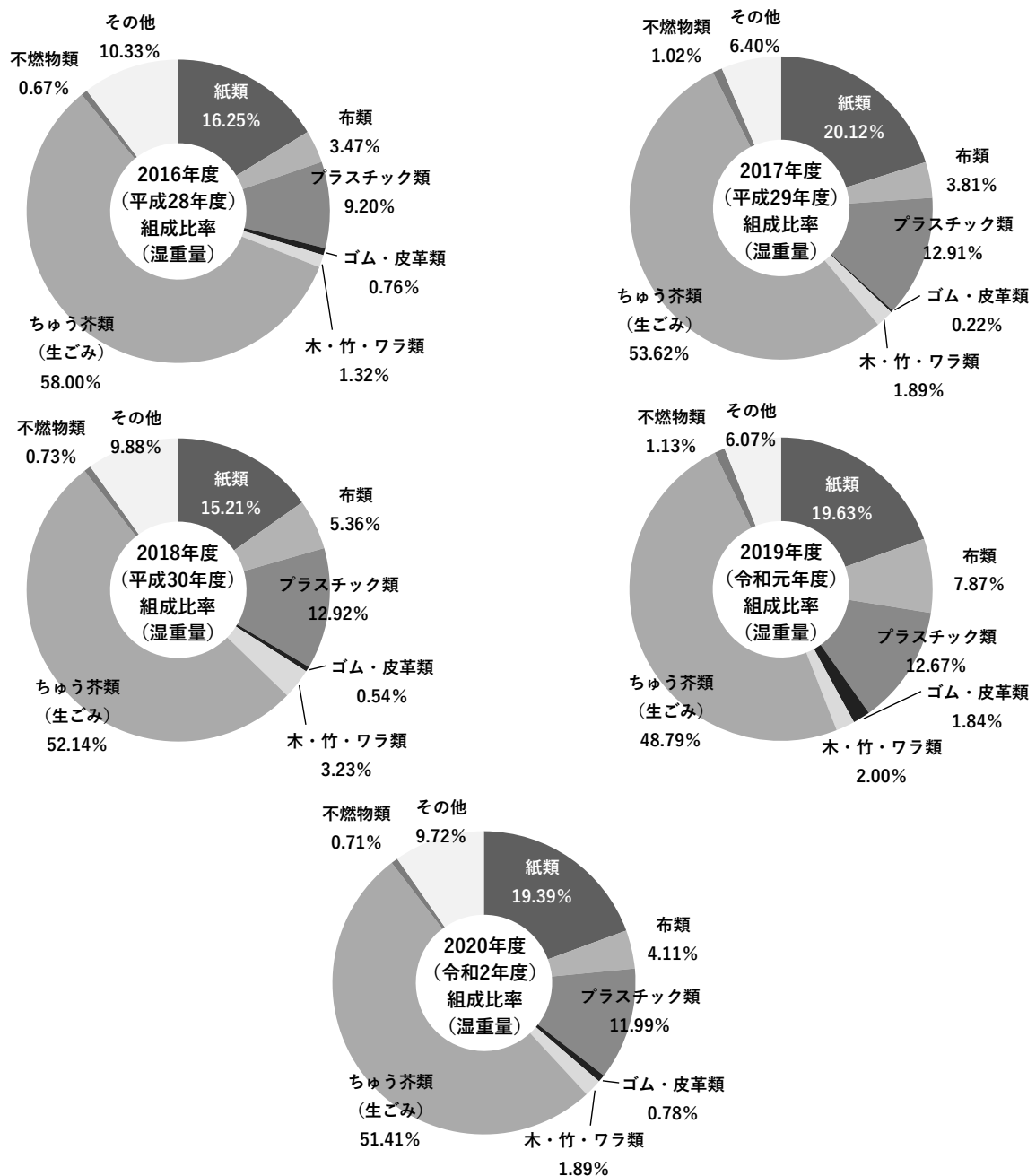


図 2-17 燃やすごみの組成分析結果

表 2-9 燃やすごみへの混入率と推定混入量

年度 項目		2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)
新聞紙	混入率	1.30 %	1.01 %	0.56 %	1.45 %	1.28 %
	混入量	810 t/年	618 t/年	352 t/年	916 t/年	790 t/年
雑誌	混入率	0.41 %	0.70 %	0.03 %	0.71 %	0.66 %
	混入量	257 t/年	427 t/年	17 t/年	448 t/年	407 t/年
段ボール	混入率	0.28 %	0.34 %	0.22 %	0.65 %	0.36 %
	混入量	175 t/年	206 t/年	141 t/年	409 t/年	219 t/年
資源化可能な雑がみ 及び紙パック	混入率	8.25 %	10.61 %	9.47 %	9.42 %	9.52 %
	混入量	5,138 t/年	6,500 t/年	5,923 t/年	5,960 t/年	5,858 t/年
ペットボトル	混入率	0.18 %	0.26 %	0.10 %	0.33 %	0.21 %
	混入量	110 t/年	161 t/年	61 t/年	208 t/年	132 t/年
容器包装プラスチック (白色トレイ含む)	混入率	8.10 %	8.17 %	11.01 %	10.19 %	10.34 %
	混入量	5,041 t/年	5,006 t/年	6,892 t/年	6,450 t/年	6,358 t/年

イ 食品ロス

ちゅう芥類（生ごみ）に含まれる、「未開封食品」と「明らかな食べ残し」のそれぞれの量を 2017（平成 29）年度調査から把握しています。

この食品ロスに該当するごみの量は、燃やすごみ全体に対して、4.73%～6.67%を占めていました。

表 2-10 燃やすごみに含まれる未開封食品及び明らかな食べ残しの割合

年度 項目		2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)
未開封食品		2.88 %	3.02 %	3.83 %	3.10 %
明らかな食べ残し		3.79 %	2.12 %	1.79 %	1.63 %
計		6.67 %	5.14 %	5.62 %	4.73 %



未開封食品の例（2020 年度）



明らかな食べ残しの例（2020 年度）

< 中間処理に関する課題 >

◆燃やすごみの処理に関する課題

組成分析の結果、雑がみや容器包装プラスチック等、資源物が依然として燃やすごみに多く含まれているため、更なる分別の徹底が求められています。

◆プラスチック資源対策

プラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチックの循環的利用に向けて様々な方策が進められる中では、使用済みプラスチック製品の再商品化も進める必要があります。

その回収は、製造業者・販売業者による自主回収や、各市による分別収集が考えられます。社会の動きを注視して、適切な対応を取ることが求められます。

なお、焼津市では 2013（平成 25）年 4 月からプラスチック製品の分別収集を実施しています。

◆食品ロス対策

食品ロスとは、本来食べられるはずの食品が、様々な理由で捨てられてしまうことを指します。

日本では 1 年間に約 600 万 t（2018 年度推計値）もの食品が捨てられており、日本人 1 人当たり、お茶碗 1 杯分のごはんの量が毎日捨てられている計算になります。

食品ロスは、大量の食べ物が無駄になるだけでなく、環境悪化や世界的な人口増加に伴う食料危機への対応ができなくなり、捨てられた食品の運搬や焼却の過程で二酸化炭素が排出されるといった様々な問題につながります。

食品ロスには、小売店等での売れ残りや飲食店での食べ残し、売り物にならない規格外品といった事業系食品ロス（324 万 t）と、家庭での料理の作り過ぎによる食べ残しや、買ったのに使わず捨ててしまうこと、料理を作る時の皮のむき過ぎなどの家庭系食品ロス（276 万 t）があります。

一人ひとりの取組としては、「残さずに食べる」、「冷凍保存を活用する」、「日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する」、「料理を作り過ぎない」、「小分け商品、少量パック商品、バラ売りという食べ切れる量を購入する」、「すぐに食べる食品は、賞味期限・消費期限が長いものを選んで買うことをやめる」等があります。

また、食べる予定がない食品を必要としている人に寄付する「フードドライブ」といった取組も進められています。

これらの食品ロス削減に向けた取組が徹底されるよう、普及を進めていくことが求められます。

5 最終処分の実績と課題

最終処分量は2016（平成28）年度の4,547t/年から2020（令和2）年度の3,573t/年まで減少が進んでいます。

しかしながら、目標値と比較するとおおむね2倍となっています。

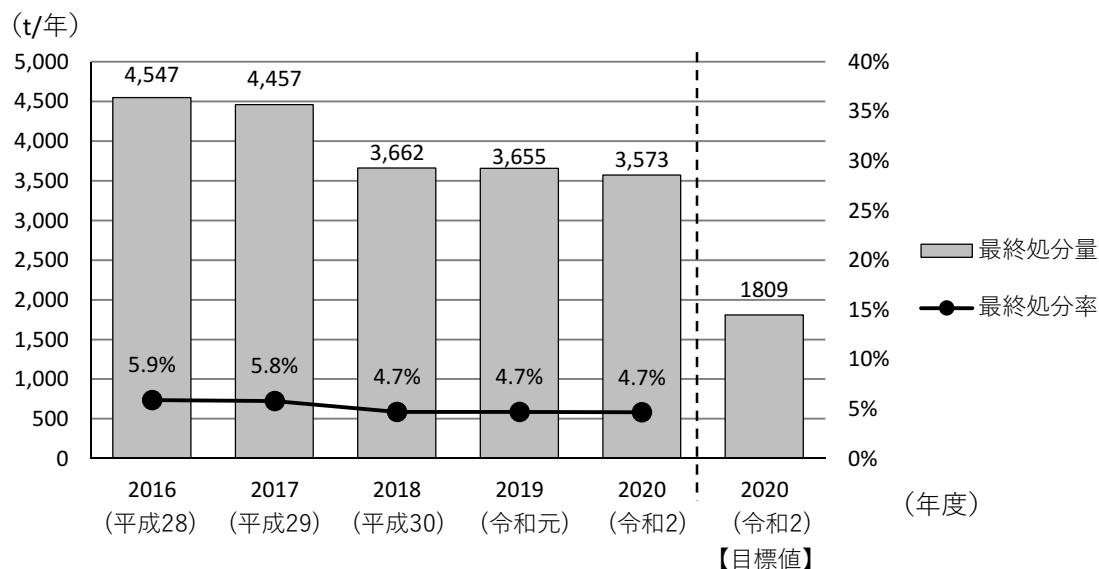


図 2-18 最終処分量

<最終処分に関する課題>

全国的に最終処分場の確保が難しくなっている状況から、埋立処分に依存しない処理システムの構築を目指し、処理の過程で発生する焼却灰等については、可能な限り資源化を進めています。そのため、2市から発生する最終処分量は、ごみの発生抑制や分別の徹底により資源化が進み減少傾向にあります。更なる削減の取組が求められます。

焼却灰等の資源化はコスト等の課題から、財政状況を踏まえた資源化量の検討が必要となります。また、焼却灰の安定的な処理体制確保のため、埋立処分も含め複数の処理方法及び処理委託先の確保等が必要となります。

6 処理経費の実績と課題

2市のごみの1t当たりの収集運搬費は約15,000円、1t当たりのごみの処理経費は約17,000円となっています。

2市のごみ処理に係る経費を表2-11及び表2-12に示します。

表2-11 1t当たりの収集運搬費（2019年度）

焼津市	藤枝市
15,434 円/t	14,448 円/t

※手数料、有価物売却等の収入は考慮しない。

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果（令和元年度）

表2-12 1t当たりの処理経費（2019年度）

ごみの処理経費 （志太広域事務組合のみ）
17,317 円/t

※手数料、有価物売却等の収入は考慮しない。

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果（令和元年度）

＜処理経費に関する課題＞

健全な財政運営を求められる中、ごみの処理経費を削減するため、ごみ減量への取組が求められます。

7 施策の達成状況と課題

施策の達成状況を検証し一覧表に整理します。

評価については、計画に沿って進んでいる場合は◎、計画どおりではないが進めている場合は○、今後一層の努力を要する場合は△としています。

(1) 焼津市における目標・施策達成状況

目標	実績	評価
家庭系燃やすごみ排出量		
■ 1人1日当たり家庭系燃やすごみ排出量 2015年度 484g/人・日 (25,186t/年) ↓ 2021年度 453g/人・日 (23,054t/年) (2020年度 459g/人・日 (23,438t/年))	■ 1人1日当たり家庭系燃やすごみ排出量 2020年度 479g/人・日 (24,282t/年)	△
施策の実施状況		
基本方針Ⅰ：3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進		
(1) リデュース（発生抑制）の推進		
■ ごみにしない買い物の促進 今までの大量生産・大量消費のライフスタイルから、物を長く大切に使うことや、物の製造・販売に掛かるエネルギーを考えた無駄のない消費行動、本来ならごみにしなくてもいい「もったいない」の精神を基本とした消費行動への転換を促進します。	- 消費生活展におけるPR - 焼津市消費者連絡会との連携によりマイバッグ運動を推進 - やいづエコ市民塾でグリーンコンシューマーについての講義を実施	○
■ ごみを出さない調理方法の普及 生ごみを減らすために、調理の過程における見直しを促します。	- 市内全域でのごみ減量説明会及び消費生活展での「食べきり」「使いきり」「水切り」のPRの実施 - 生ごみの水切り用啓発品の配布 - 生ごみ処理機器の補助制度のPR - 食べきりキャンペーン等県事業への協力 - 使い切り料理教室の開催 - 使い切りレシピコンテストの開催	◎
(2) リユース（再使用）の推進		
■ 不用品交換の推進 自分にとって不要になった物でも他人にとっては必要な物があります。使える物は、可能な限り使い続ける精神で、不用品が循環する仕組みを作ります。	- リユース古着等を分別するため、専用の回収ボックスを設置 - ミニステーションでのリユース古着の回収 - 不用品活用バンクの推進	○
■ 不用品にしないリペア（修理）の促進 壊れた物を長く使えるように修理し、不用品が発生しない消費行動を促進します。	—	△

評価欄の見方 ◎：計画に沿って進んでいる、○：計画どおりではないが進めている、△：今後一層の努力が必要

目標	実績	評価
(3) リサイクル(再生利用)の推進		
■雑がみ及び容器包装プラスチック分別の徹底 分別収集が徹底されていない雑がみ及び容器包装プラスチックについて、市民の分別を促す環境づくりを行います。	・冊子「家庭ごみ、資源物の分け方・出し方」を全戸配布 ・古紙等の集団回収団体の募集 ・古紙等回収常設倉庫設置補助の実施 ・ごみの日情報アプリの運用 ・ミニステーションの管理・運営 ・雑がみ回収用紙袋の全戸配布 ・容器包装プラスチックの回収を実施 (実績 2017年度:1,524t、2018年度:1,549t、2019年度:1,572t) ・雑誌・雑がみ回収コンテストの実施 ・雑がみ紙袋ウェイクアップキャンペーンの実施	◎
■生ごみの資源化推進 生ごみの資源化を推進します。	・家庭用生ごみ処理機器購入補助 (実績 2017年度:40件、2018年度:55件、2019年度:37件、2020年度:56件) ・黒土処理器の製作配布 (実績 2019年度:49件、2020年度:21件) ・学校給食における生ごみを処理機により100%資源化 ・ダンボールコンポスト販売 (実績 2018年度:46個、2019年度:22個) ・新生ごみ処理容器の配布(2020年度:200件)	○
■小型家電リサイクルの推進 使用済み小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルのリサイクルを推進するための検証を行います。	・回収ボックス等で小型家電を回収 (2018年度:49.3t、2019年度:55.0t、2020年度:50.8t) ・拠点回収を行ったほか、協力店での回収について広報を実施	◎
基本方針Ⅱ：安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進		
(1) 家庭系の不適正排出者への指導		
■イエローカードによる周知 不適正に排出されたごみ袋に対し、イエローカードを貼り付け、未回収とすることで排出者に適正な分別を促します。	・ごみ収集時における警告シールによる指導の実施	◎
■ごみステーションの巡回指導 市民が燃やすごみをステーションに排出する時にパンフレット等を配布するなど、適正なごみ分別を呼びかけます。また、不適正な排出があった場合はその場で指導を行います。	・ごみステーション指導の実施 (実績 2017年度:23件、2018年度:13件、2019年度:10件、2020年度:9件)	◎
(2) 事業系の不適正排出者への指導		
■適正排出及び排出削減の指導 不適正排出を行った事業者に対して直接適正排出の指導を行います。また、多量排出事業者に対しての廃棄物減量等処理計画の提出を求めます。	・不適正排出を行った事業者に対して指導を実施 (実績 2017年度:6件、2018年度:5件、2019年度:0件、2020年度:31件)	◎

評価欄の見方 ◎：計画に沿って進んでいる、○：計画どおりではないが進めている、△：今後一層の努力が必要

目標	実績	評価
(3) 適正な分別排出をしやすい環境づくり		
■資源物の出しやすい環境づくり 分別の徹底を図るため、資源物の出しやすい環境づくりを行います。	- 古紙等の集団回収を行った団体に古紙等資源回収奨励金を交付 - ミニステーションを適正に運営し、資源物を回収 (実績 2018年度：1380t、152,927人 2019年度：1360t、利用者数：159,429人) - 家庭ごみ、資源物の分け方・出し方の冊子を全戸配布、ホームページ上で周知 - ミニステーションとリユース古着回収ボックスを適正に運営	◎
■転入者、アパート家主への分別徹底の協力体制の構築 転入手続きの際に、ごみ分別パンフレットを配布するほか、アパート管理会社等との連携により適正なごみ分別を呼びかけます。	- 転入者にごみ分別パンフレットのほか、雑がみ分別紙袋とプラマークごみ分別ごみ袋を配布 - 分別パンフレットについて多言語版を作成	◎
■事業系ごみ減量説明会の開催 企業や各種団体、組織などに対してごみ減量及び分別の説明会を開催します。	「事業系ごみの分け方・出し方」の冊子を作成し、市内事業所へ配布	◎
(4) 社会的コスト負担のあり方の検討		
■家庭系ごみの有料化 家庭系ごみの有料化について、他自治体の事例等を調査・研究しながら検討を行います。	環境審議会において有料化について意見を聴取し、検討を継続することとした。	◎
■事業系ごみの手数料の見直し 処理施設へ直接持ち込まれる事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物は同額の処理手数料を徴収しています。事業者の排出者責任の徹底を図るために、ごみ処理や資源化コストを考慮した適正な処理手数料の検討を行います。	2市及び組合による「ごみ減量推進会議」において検討し、事業者のごみの搬入においては、排出者名をごみ袋に明記することにより、ごみの排出の適正化を図り一定の成果が見られた。そのため、手数料の見直しについて、現段階では見合わせた。	◎
(5) 収集サービスの向上		
■収集サービスの向上 収集環境の改善や、排出困難者への対応など、収集サービスの向上を図ります。	- 収集ルートの見直し - 古紙等回収常設倉庫設置補助の実施	○
(7) 環境美化の推進		
■環境美化の向上 地域の住環境向上のため、環境美化活動を推進します。	- 季節ごとの環境美化活動（河川清掃等）の実施 - やいづビーチクリーン大作戦の実施 - 環境美化功労者の表彰 - 環境美化活動参加者数（累計） (2017年度：1,699,746人、 2018年度：1,815,385人、 2019年度：1,911,438人、 2020年度：1,963,906人) - 海岸巡視員による不法投棄監視やごみ等の回収を実施	○
■不法投棄の防止 不法投棄をされないよう、積極的な啓発活動を行います。	- 不法投棄監視員による日常的なパトロールを実施 - 海岸巡視員による不法投棄監視やごみ等の回収を実施 - 環境衛生自治推進協議会と協力して不法投棄監視パトロールを市内全域で実施	○
(8) 災害時などにおけるごみ処理体制の整備		
■災害廃棄物への迅速な対応 早期災害復旧と衛生環境の確保のため、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理体制を整備します。	2016年度に災害廃棄物処理計画を策定 2020年度に災害廃棄物処理計画を改定	◎

評価欄の見方 ◎：計画に沿って進んでいる、○：計画どおりではないが進めている、△：今後一層の努力が必要

目標	実績	評価
基本方針Ⅲ：循環型社会づくりに向けた協働の推進		
(1) 環境学習の推進		
■子どもへの環境学習の実施 これからの世代を担う子どもたちに対し、3Rの重要性やごみ処理の大切さなどを学習する場をつくります。	・環境出前講座の開催 ・「ごみゼロ」を題材としたポスター及び標語のコンクールを実施 ・夏休み親子社会見学で清掃工場や容器包装プラ中間処理工場の見学学習を実施 ・小学生対象のアース・キッズチャレンジを開催し、ごみ減量等のエコ生活体験事業を実施 ・消費生活展で地球温暖化の学習用パネルを設置し情報を提供 ・小学生ごみ処理体験学習会を開催 ・小学生を対象にパッカー車を見学する出前講座を実施	◎
■環境生涯学習の実施 幅広い年齢層で環境問題を学習できるよう努めます。また、各種団体及び事業者に対し講座を開催します。	・公民館との連携による環境出前講座の開催 ・ごみ減量説明会の中に清掃工場を見学するコースを設置 ・やいづエコ市民塾を開催 ・ごみ減量説明会を実施 (実績 2017年度:62回 2,512人、 2018年度:47回 1,823人、 2019年度:66回 3,300人、 2020年度:28回 879人) ・やいづエコ市民塾でグリーンコンシューマーについての講義を実施 ・環境月間のパネル展示、広報やいづでのライフスタイルについて周知	◎
(2) 環境ボランティアリーダーの育成		
■地域の環境ボランティアリーダーの育成 ごみ減量や資源化の推進について住民のリーダーとして地域を引っ張るボランティアリーダーを育成し、団体の活動支援を行います。	・地域の環境リーダーである、環境衛生自治推進協会と連携を強化 ・地域でごみ分別や減量を推進する人材の育成を図るごみ減量サポーター養成講座を開催	◎
(3) 積極的な啓発・PRの実施		
■積極的な啓発・PRの実施 住民や事業者に対して、ごみ減量や処理に関する情報を積極的に提供します。	・ごみ減量説明会を実施 (実績 2017年度:62回、2,512人 2018年度:47回 1,823人 2019年度:66回 3,300人 2020年度:28回 879人)	○
(4) 環境に配慮した生活や事業活動の推進		
■環境に配慮した生活への転換の促進 「もったいない」の精神を基本とした消費行動への転換を促進し、3Rを定着させます。	・ごみ減量説明会で3Rについての説明を実施	○
■環境に配慮した事業活動の促進 循環型社会の形成を進めるための事業活動を促進します。	・エコアクション21認証取得支援事業を実施	○

評価欄の見方 ◎：計画に沿って進んでいる、○：計画どおりではないが進めている、△：今後一層の努力が必要

その他の取組

- ・剪定枝葉等のチップ化等による資源化、その他河川工事の伐採樹木、街路樹管理等に伴い発生した選定枝葉をチップ化し公園等のマルチング材として使用。(実績 2017年度:1,614t、2018年度:1,590t、2019年度:1,424t)

(2) 藤枝市における目標・施策達成状況

目標	実績	評価
家庭系燃やすごみ排出量		
■ 1人1日当たり家庭系燃やすごみ排出量 2015年度 413g/人・日 (22,136t/年) ↓ 2021年度 399g/人・日 (20,913t/年) (2020年度 400g/人・日 (21,024t/年))	■ 1人1日当たり家庭系燃やすごみ排出量 2020年度 414g/人・日 (21,791t/年)	△
施策の実施状況		
基本方針Ⅰ：3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進		
(1) リデュース（発生抑制）の推進		
■ ごみにしない買い物の促進 今までの大量生産・大量消費のライフスタイルから、物を長く大切に使うことや、物の製造・販売に掛かるエネルギーを考えた無駄のない消費行動、本来ならごみにしなくてもいい「もったいない」の精神を基本とした消費行動への転換を促進します。	・マイバッグ等の使用について、ホームページへの掲載、イベントでのパネル展示、チラシ配布等の普及啓発 ・「レジ袋削減取組協定」の締結（累計：6事業所11店舗） ・「エコファミリー認定事業」における取組促進 ・環境マイレージ事業による取組促進 ・ふじのくにフードバンク事業への協力による食品ロスの軽減 ・ふじのくにエコショップ等県事業への協力	○
■ ごみを出さない調理方法の普及 生ごみを減らすために、調理の過程における見直しを促します。	・「エコファミリー認定事業」における取組促進 ・食べきりキャンペーン等県事業への協力 ・エコ・クッキング教室を実施 (実績 2016年度:22人、2017年度:21人、2018年度:14人、2019年度:46人) ・環境にやさしい料理教室を実施 (実績 2016年度:16人)	◎
(2) リユース（再使用）の推進		
■ 不用品交換の推進 自分にとって不要になった物でも他人にとっては必要な物があります。使える物は、可能な限り使い続ける精神で、不用品が循環する仕組みを作ります。	・環境フェスタにおける不用品交換の実施（市民団体の出展による） ・古着の拠点回収を実施	○
■ 不用品にしないリペア（修理）の促進 壊れた物を長く使えるように修理し、不用品が発生しない消費行動を促進します。	—	△

評価欄の見方 ◎：計画に沿って進んでいる、○：計画どおりではないが進めている、△：今後一層の努力が必要

目標	実績	評価
(3) リサイクル(再生利用)の推進		
■雑がみ及び容器包装プラスチック分別の徹底 分別収集が徹底されていない雑がみ及び容器包装プラスチックについて、市民の分別を促す環境づくりを行います。	・ごみ減量説明会やごみステーションでの指導、雑がみ分別袋の配布等による啓発 ・容器包装プラスチックの収集を実施 (実績 2016年度:1,566t、2017年度:1,570t、2018年度:1,575t、2019年度:1,596t、2020年度:1,634t)	◎
■生ごみの資源化推進 生ごみの資源化を推進します。	・生ごみ処理機の購入を促進 (実績 2016年度:56基、2017年度:48基、2018年度:57基、2019年度:76基、2020年度:114基) ・家庭から出る生ごみの分別収集・堆肥化の実施 (実績 2016年度:約11,000世帯、823.81t、2017年度:約11,000世帯、798.22t、2018年度:約11,000世帯、757.66t、2019年度:約15,000世帯、966.61t、2020年度:約18,000世帯、1,090.93t) ・中部給食センターにおける残さ・残飯の堆肥化を実施 (実績 2016年度:月平均400kg、2017年度:月平均400kg、2018年度:月平均241kg、2019年度:月平均242kg、2020年度:月平均206kg) ・ディスプレイ設置への補助事業 (実績 2018年度:6件、2019年度:9件、2020年度:4件) ・生ごみ資源化事業の推進 2019年度 生ごみ分別回収資源化連携協定の締結 2020年度 生ごみ性状調査の実施	○
■小型家電リサイクルの推進 使用済み小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルのリサイクルを推進するための検証を行います。	・回収ボックス等で携帯電話・スマートフォンを回収 (2019年度:99.7kg、2020年度:49.4kg) ・拠点回収のほか、協力店での回収について広報を実施	◎
基本方針Ⅱ：安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進		
(1) 家庭系の不適正排出者への指導		
■イエローカードによる周知 不適正に排出されたごみ袋に対し、イエローカードを貼り付け、未回収とすることで排出者に適正な分別を促します。	・地元役員等からの通報に基づき、ごみステーションに残されたごみから排出者を調査し、イエローカードによる通知や訪問等により指導	◎
■ごみステーションの巡回指導 市民が燃やすごみをステーションに排出する時にパンフレット等を配布するなど、適正なごみ分別を呼び掛けます。また、不適正な排出があった場合はその場で指導を行います。	・町内会役員や環自協委員による燃やすごみステーションでの適正排出の啓発を実施	◎
(2) 事業系の不適正排出者への指導		
■適正排出及び排出削減の指導 不適正排出を行った事業者に対して直接適正排出の指導を行います。また、多量排出事業者に対しての廃棄物減量等処理計画の提出を求めます。	・多量排出事業者に対し、ごみ分別、適正排出の協力量請 ・市内事業所に対し一般廃棄物の適正排出を呼び掛けるダイレクトメールを郵送	◎

評価欄の見方 ◎：計画に沿って進んでいる、○：計画どおりではないが進めている、△：今後一層の努力が必要

目標	実績	評価
(3) 適正な分別排出をしやすい環境づくり		
■資源物の出しやすい環境づくり 分別の徹底を図るため、資源物の出しやすい環境づくりを行います。	・ごみ分別ガイドブックの作成 ・家庭ごみの収集カレンダーの作成、全世帯配布するとともにホームページにも掲載 ・外国語版のごみ分別収集計画表の作成 ・エコステーション(資源・不燃物拠点回収)の管理・運営を実施 (利用者 2016年度:34,823人、 2017年度:35,024人、 2018年度:34,656人、 2019年度:34,684人、 2020年度:39,500人) ・古着の収集事業の実施 (回収量 2016年度:77t、2017年度:79t、 2018年度:81t、2019年度:95t、 2020年度:100t) ・羽毛布団(ダウン50%以上)の収集を開始 (北部、岡部エコステーション) ・ごみ分別アプリ共同開発事業を実施(2016年度～2019年度実績)	◎
■転入者、アパート家主への分別徹底の協力体制の構築 転入手続きの際に、ごみ分別パンフレットを配布するほか、アパート管理会社等との連携により適正なごみ分別を呼び掛けます。	・分別パンフレットについて多言語版を作成し、転入手続き時に配布	◎
■事業系ごみ減量説明会の開催 企業や各種団体、組織などに対してごみ減量及び分別の説明会を開催します。	・市内事業所に対し一般廃棄物の適正排出を呼び掛けるダイレクトメールを郵送	◎
(4) 社会的コスト負担のあり方の検討		
■家庭系ごみの有料化 家庭系ごみの有料化について、他自治体の事例等を調査・研究しながら検討を行います。	・生ごみ分別収集によりごみ減量を推進し、成果を上げている。そのため、更に市民において負担の掛かるごみ袋有料化を検討の実施について、現段階では見合わせた。	◎
■事業系ごみの手数料の見直し 処理施設へ直接持ち込まれる事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物は同額の処理手数料を徴収しています。事業者の排出者責任の徹底を図るために、ごみ処理や資源化コストを考慮した適正な処理手数料の検討を行います。	・2市及び組合による「ごみ減量推進会議」において検討し、事業者のごみの搬入においては、排出者名をごみ袋に明記することにより、ごみの排出の適正化を図り一定の成果が見られた。そのため、手数料の見直しについて、現段階では見合わせた。	◎
(5) 収集サービスの向上		
■収集サービスの向上 収集環境の改善や、排出困難者への対応など、収集サービスの向上を図ります。	・収集ルートの見直し ・古紙等収集常設倉庫設置補助の実施 ・容器包装プラスチックの持込先を岡部エコステーションに設置	○

評価欄の見方 ◎：計画に沿って進んでいる、○：計画どおりではないが進めている、△：今後一層の努力が必要

目標	実績	評価
(7) 環境美化の推進		
■環境美化の向上 地域の住環境向上のため、環境美化活動を推進します。	・環境美化活動のリーダーとして活動する環境美化推進員の各町内会への配置 ・河川清掃・美化活動の推進（愛護団体への補助、統一美化運動） ・花火大会後の一斉清掃を実施（2016年度～2019年度実績） ・まち美化里親制度の推進 （登録団体数 2016年度：50団体、1,934人 2017年度：56団体、2,326人 2018年度：60団体、2,352人 2019年度：62団体、2,434人 2020年度：60団体、2,232人） ・ごみ持ち帰り事業→イベント時のごみ箱の設置を廃止し、ごみの持ち帰りを来場者に周知（2016年度～2019年度実績） ・河川環境員委託事業…7～10月の土日祝日及びその翌日に瀬戸川及び朝比奈川の河川敷でバーベキューを行っている方に対して、ごみや食べ物等を持ち帰るように巡回指導を実施するとともに、不法投棄されたごみを回収し、河川の環境美化に努めた （実績 2019年度：58日、2020年度：55日実施） ・2020年度には、市内4河川において、排出される漂着ごみを調査	○
■不法投棄の防止 不法投棄をされないよう、積極的な啓発活動を行います。	・保健所、警察署、町内会、環自協委員、環境美化推進員の連携による、早期発見及び予防看板の設置 ・環自協・市職員による不法投棄パトロール （実績 2016年度：2回） ・市職員等による不法投棄パトロール （実績 2017年度：2回、2018年度：2回、2019年度：2回、2020年度：2回） ・環自協三役・市職員による不法投棄パトロール （実績 2018年度：1回、2019年度：7回、2020年度：9回） ・環自協・環境美化推進員による不法投棄パトロール （2016年度～2020年度：随時）	○
(8) 災害時などにおけるごみ処理体制の整備		
■災害廃棄物への迅速な対応 早期災害復旧と衛生環境の確保のため、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理体制を整備します。	・2016年度に災害廃棄物処理計画を策定 ・2020年度に災害廃棄物処理計画を見直し、改定	◎

評価欄の見方 ◎：計画に沿って進んでいる、○：計画どおりではないが進めている、△：今後一層の努力が必要

目標	実績	評価
基本方針Ⅲ：循環型社会づくりに向けた協働の推進		
(1) 環境学習の推進		
■子どもへの環境学習の実施 これからの世代を担う子どもたちに対し、3Rの重要性やごみ処理の大切さなどを学習する場をつくります。	・“もったいない”ポスターコンクールの実施（小学4年生対象、優秀者には表彰し、作品をごみ収集車に貼付け） ・親子ごみ処理体験教室・親子施設見学会の開催 ・「次世代環境リーダー育成事業」として、高校生6名によるハワイ研修を実施 ・小学4年生を対象にごみの減量・資源化を啓発する学習用副読本作成・配布 （実績 2016年度：1,600部、2017年度：1,500部、2018年度：1,500部、2019年度：1,500部、2020年度：1,570部） ・アース・キッズチャレンジ事業によるごみ分別教室の実施 （実績 2008年度から累計1,375人）	◎
■環境生涯学習の実施 幅広い年齢層で環境問題を学習できるよう努めます。また、各種団体及び事業者に対し講座を開催します。	・公民館講座の開催 ・環境マイレージ事業による資格取得、環境講座参加の促進 ・環境に関する出前講座を7講座開設 （実績 2016年度：4講座5回、2017年度：3講座7回、2018年度：6講座12回、2019年度：5講座9回、2020年度：2講座2回） ・町内会等へごみ減量・分別説明会を開催 （実績 2016年度：26回、2017年度：34回、2018年度：30回、2019年度：28回、2020年度：13回） ・ふじえだの環境の公表を実施した。ホームページ及び情報公開コーナーにて公表。市内小学校、地区交流センター等に配布（2016年度～2020年度実績）	◎
(2) 環境ボランティアリーダーの育成		
■地域の環境ボランティアリーダーの育成 ごみ減量や資源化の推進について住民のリーダーとして地域を引っ張るボランティアリーダーを育成し、団体の活動支援を行います。	・環境衛生自治推進協会との連携 ・エコマイスター育成事業の開催（2014年度から累計79人） ・藤枝もったいない倶楽部事業の実施（登録団体への情報通信、活動への支援）	◎
(3) 積極的な啓発・PRの実施		
■積極的な啓発・PRの実施 住民や事業者に対して、ごみ減量や処理に関する情報を積極的に提供します。	・市のホームページ、広報等において、啓発・PR等を実施 ・町内会等へごみ減量・分別説明会を開催 （実績 2016年度：26回、2017年度：34回、2018年度：30回、2019年度：28回、2020年度：13回）	◎

評価欄の見方 ◎：計画に沿って進んでいる、○：計画どおりではないが進めている、△：今後一層の努力が必要

目標	実績	評価
(4) 環境に配慮した生活や事業活動の推進		
■環境に配慮した生活への転換の促進 「もったいない」の精神を基本とした消費行動への転換を促進し、3Rを定着させます。	・小中学校に、もったいないアクション宣言及び実践行動への参加呼び掛け (実績 2016年度:小学校 7,579 人、中学校 3,459 人 2017年度:小学校 7,955 人、中学校 3,986 人 2018年度:小学校 7,290 人、中学校 3,684 人 2019年度:小学校 8,254 人、中学校 3,825 人 2020年度:小学校 8,299 人、中学校 3,756 人) 主な取組(アルミ缶収集、ペットボトルキャップ収集、給食残飯削減、古紙回収 等)	○
■環境に配慮した事業活動の促進 循環型社会の形成を進めるための事業活動を促進します。	・市内事業者に対する環境マネジメントシステム(エコアクション21)認証取得の支援を実施 ・エコショップ等への登録等への協力を実施	◎

評価欄の見方 ◎:計画に沿って進んでいる、○:計画どおりではないが進めている、△:今後一層の努力が必要

その他の取組

- ・食べきりやっだね!キャンペーン→食品ロス、食品廃棄削減
- ・フードドライブ事業(家庭に眠っている食品を市役所や地区交流センターで集めて食の支援を希望する方々に届ける事業)
2016年度:1,200kg以上の寄付
2017年度:約1,400kg 寄付(8/1~8/31、12/20~1/31)、実施期間外にも300kg以上の寄付
2018年度:約1,000kgの寄付(8/1~8/31、12/20~1/31)、実施期間外にも1,200kg以上の寄付
2019年度:約760kgの寄付(8/1~8/31、12/20~1/31)、実施期間外にも1,000kg以上の寄付
2020年度:約1,130kgの寄付(8/1~8/31、12/20~1/31)、実施期間外にも1,800kg以上の寄付
- ・ふじえだっこ食べ物を大事に“いただきました!”モデル事業(2018年度事業)(食品廃棄物が継続的に発生する学校給食廃棄物の3Rを促進する)

(3) 志太広域事務組合における目標・施策達成状況

目標	実績	評価
最終処分量（2市合計）		
■最終処分量 2015年度 4,622 t/年 ↓ 2021年度 1,794 t/年 (2020年度 1,809 t/年)	■最終処分量 2020年度 3,573 t/年	△
施策の実施状況		
基本方針Ⅰ：3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進		
（1）リデュース（発生抑制）の推進		
■適正なりサイクルの推進 住民・事業者が分別したごみの適正なりサイクルを実施します。	・乾電池、蛍光灯、びん等のリサイクルを実施 ・リサイクルのフローや実績を組合ホームページ上で公開 ・陶器ガラスくず等をガラス原料や路盤材としてリサイクル	◎
■最終処分における資源化の推進 最終処分場に依存しない処理システムの構築を目指します。	・焼却灰をセメント原料等にリサイクル	◎
（4）エネルギー有効活用の推進		
◆燃やすごみの処理におけるエネルギー有効活用の推進 燃やすごみの処理過程で発生する熱エネルギーを有効利用し、地球温暖化抑止に貢献します。	・（仮称）クリーンセンター整備基本計画及び要求水準書（案）においてエネルギー回収率の目標を設定	◎
基本方針Ⅱ：安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進		
（1）家庭系の不適正排出者への指導		
■燃やすごみの組成分析の実施 燃やすごみの分別状況の把握及び今後のごみ減量施策の検討の基礎資料となる家庭系燃やすごみの組成分析を今後も継続して実施します。	・実施（26ページ参照）	◎
（2）事業系の不適正排出者への指導		
■適正排出及び排出削減の指導 不適正排出を行った事業者に対して直接適正排出の指導を行います。また、多量排出事業者に対しての廃棄物減量等処理計画の提出を求めます。	・不適正排出を行った事業者に対して指導を行ったほか、多量排出事業者に対して廃棄物減量等処理計画の提出を求めた	◎
（4）社会的コスト負担のあり方の検討		
■家庭系ごみの有料化 家庭系ごみの有料化について、他自治体の事例等を調査・研究しながら検討を行います。	・2市に対して、家庭系ごみ有料化に関する情報を提供した。	◎
■事業系ごみの手数料の見直し 処理施設へ直接持ち込まれる事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物は同額の処理手数料を徴収しています。事業者の排出者責任の徹底を図るために、ごみ処理や資源化コストを考慮した適正な処理手数料の検討を行います。	・2市及び組合による「ごみ減量推進会議」において検討し、事業者のごみの搬入においては、排出者名をごみ袋に明記することにより、ごみの排出の適正化を図り一定の成果が見られた。そのため、手数料の見直しについて、現段階では見合わせた。	◎
（6）安全安心な処理体制の確立		
■安全安心な処理体制の確立 適正な施設管理に務め、安定した処理体制を維持するとともに、周辺環境保全の確保を図ります。また、既存施設の老朽化対策と生活環境向上のため、資源循環型を基本とした環境にやさしい新たなごみ処理施設を整備します。	・既存施設において計画的な維持管理を実施 ・（仮称）クリーンセンターについて2020年に整備基本計画を策定、2021年に施設の要求水準書（案）を作成し、整備に向け手続を進めている ・資源化実績、維持管理情報等をホームページで公開	◎

評価欄の見方 ◎：計画に沿って進んでいる、○：計画どおりではないが進んでいる、△：今後一層の努力が必要

目標	実績	評価
基本方針Ⅲ：循環型社会づくりに向けた協働の推進		
(1) 環境学習の推進		
■子どもへの環境学習の実施 これからの世代を担う子どもたちに対し、3Rの重要性やごみ処理の大切さなどを学習する場をつくれます。	・工場見学会を実施 (実績 2016年度:2,423人、2017年度:2,565人 2018年度:2,417人、2019年度:2,401人 2020年度:1,476人)	◎
■学習の場の提供 (仮称)クリーンセンターは、身近なごみ問題や自然環境について幅広く学べる環境学習の場として、また、それらの課題に対して、住民や環境団体、行政が連携・協働し、活動する拠点として、住民に開かれた地域共生型の施設を目指します。	・(仮称)クリーンセンターが環境学習の場となるよう、整備基本計画及び要求水準書に記載し、入札仕様に含めた	◎
(3) 積極的な啓発・PRの実施		
■積極的な啓発・PRの実施 住民や事業者に対して、ごみ減量や処理に関する情報を積極的に提供します。	・生ごみ、雑がみ、剪定枝等の資源化についてホームページで情報を発信	◎

評価欄の見方 ◎：計画に沿って進んでいる、○：計画どおりではないが進めている、△：今後一層の努力が必要

<その他の課題>

◆超高齢社会への対応に対する課題

2市ともに高齢化が進んでいるため、超高齢社会に備えごみステーションの適正配置や収集方法の見直しなどを行う必要があります。

また、藤枝市においては、家庭ごみをごみステーションに出すことが困難な高齢者や障がい者を対象とした戸別収集を行っています。戸別収集に対する要望は、今後増加し、複雑化することが予想されるため、効率化を進める必要があります。

◆処理不適廃棄物に関する課題

分別の徹底が進んでいるものの、燃やすごみの中には収集や処理を進める上で支障を来すものが混入しているため、継続的に分別ルールを周知していくことが必要です。

特に、スマートフォン用のモバイルバッテリー等、リチウムイオン電池を組み込んだ製品が燃やすごみとして捨てられることで、収集車やごみ処理施設の火災に繋がるケースが全国で起こっています。

このリチウムイオン電池は、モバイルバッテリーのほか、無線イヤホン、電子タバコといったごく小さな製品にも含まれており、燃やすごみとして排出された場合、識別除去することは非常に困難です。

このため、電器店やホームセンター等のリサイクル協力店の利用について啓発し、混入を防ぐことが重要です。

◆災害廃棄物に関する課題

大規模な災害により膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性があります。これらを安全かつ迅速に処理する必要がありますが、その際にも資源化を重視した選別処理を行う必要があります。

このため、災害廃棄物の処理は、被害が発生してからではなく、防災的観点から事前に可能な限り対策を講ずることが重要です。

◆環境学習・広報啓発に関する課題

小学生向けの副読本の配布やポスターコンクール及び施設見学会等を実施し、市民向けにごみ減量説明会を開催するなど、子どもから大人まで各年齢層に応じた環境学習への取組が進んでいる中、循環型社会の更なる推進に向けて、市民・事業者・市民団体・行政が協働して取り組むことが求められます。

8 類似自治体との比較

人口規模（人口 100,000 人以上 150,000 人未満）が類似している 17 自治体※¹と 2 市を各項目でそれぞれ比較した結果を示します。

結果については指数で表示しており、資源回収率が大きい場合ほど類似自治体においてより良好であり、その他の項目は小さいほど良好であることを示します。

2 市ともに類似自治体の平均と比較して、全ての項目で良好な結果となっています。

表 2-13 類似自治体との比較結果（指数）

自治体名		人口 1 人 1 日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分される割合	人口 1 人当たり 年間処理経費
静岡県焼津市		92	128	60	82
静岡県藤枝市		77	126	60	74
類似 自治体	最大	121	172	175	131
	平均	100	100	100	100
	最小	77	60	10	72

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果（令和元年度）より算出

表 2-14 類似自治体一覧（指数）

自治体名	人口 (人)	人口 1 人 1 日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分される割合	人口 1 人当たり 年間処理経費
茨城県古河市	143,159	107	104	102	98
栃木県足利市	147,607	121	81	151	85
栃木県佐野市	118,173	101	82	93	131
群馬県桐生市	110,449	118	65	134	126
石川県小松市	108,460	91	87	153	87
石川県白山市	113,564	107	68	77	81
岐阜県各務原市	144,193	109	172	10	130
岐阜県可児市	102,361	84	86	79	76
静岡県富士宮市	132,339	102	118	29	96
静岡県焼津市	139,543	92	128	60	82
静岡県藤枝市	144,806	77	126	60	74
愛知県瀬戸市	129,496	97	91	142	72
愛知県半田市	120,051	114	149	175	86
愛知県稲沢市	136,887	89	111	111	98
愛知県東海市	115,161	98	99	119	109
三重県桑名市	142,155	106	60	52	120
滋賀県彦根市	112,928	99	89	137	131
滋賀県長浜市	118,103	93	86	162	112
滋賀県東近江市	114,311	95	98	55	108

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 令和元年度実績版より算出

※1 人口規模や産業構造の条件や類似自治体は環境省の市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度実績版）が自動的に選定

第2節 計画の基本方針

循環型社会の実現には、今後ごみの発生を抑え、更なる資源化を推進していく必要があります。そのためには、廃棄物をめぐる社会状況の変化、市民の意識やライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえた中で、市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における施策の実施が求められます。

そこで、基本方針を以下のように定め、2市及び組合が連携しながら、各方針に沿った施策を推進します。

基本方針Ⅰ	資源の有効利用の推進
市民・事業者一人ひとりが環境意識を持ち、第一に、不要なものは買わない、もらわない、ごみになるものは断るなどの発生抑制の取組を進めるとともに、次に、可能な限り繰り返し使う再使用を行い、ごみの総量を抑制することが重要です。その上で不要となったものは分別を徹底し、事業者の店頭回収や市の拠点回収等により資源の再生利用を推進します。 また、燃やすごみの処理においては、可能な限り熱回収を行うなど循環利用に取り組み、エネルギーの有効活用を推進します。処理の過程で発生する焼却灰等の資源化を進め、最終処分場に依存しない処理システムの構築を目指します。 ○市民・事業者・行政の協働による資源循環型のライフスタイルへの転換 ○エネルギーの有効活用 等	
基本方針Ⅱ	安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進
ごみの収集運搬、中間処理、最終処分にあたっては、発生する環境負荷をできる限り軽減するとともに、ごみ処理に関する市民サービスの充実や環境美化を推進します。 また、災害時等における迅速な公共衛生に向けたごみ処理体制の整備に努めます。 ○適正な分別の促進 ○環境負荷の少ないごみ処理の実施 ○ごみ処理に関する市民サービスの充実 ○環境美化の推進 ○災害時等のごみ処理体制の整備 等	
基本方針Ⅲ	循環型社会づくりに向けた協働の推進
循環型社会を実現するためには、市民・事業者・行政の3者がごみや環境問題に対して正しく認識し、それぞれが環境に配慮した生活や事業活動を営むとともに、3者が協働してごみの減量、資源の有効活用、適正処理を進める必要があります。 そのために、環境学習や地域の環境リーダー育成を推進します。また、広報・啓発や指導を充実させるとともに、情報の共有化を図ります。 ○環境学習の推進 ○環境リーダーの育成 ○積極的な啓発・PRの実施 ○環境に配慮した生活や事業活動の促進 等	

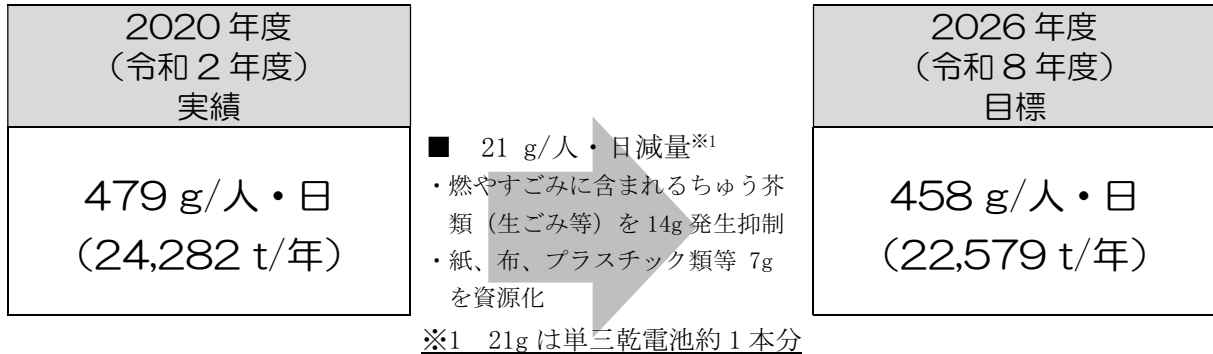
第3節 計画目標

1 目標

(1) 家庭系燃やすごみ排出量

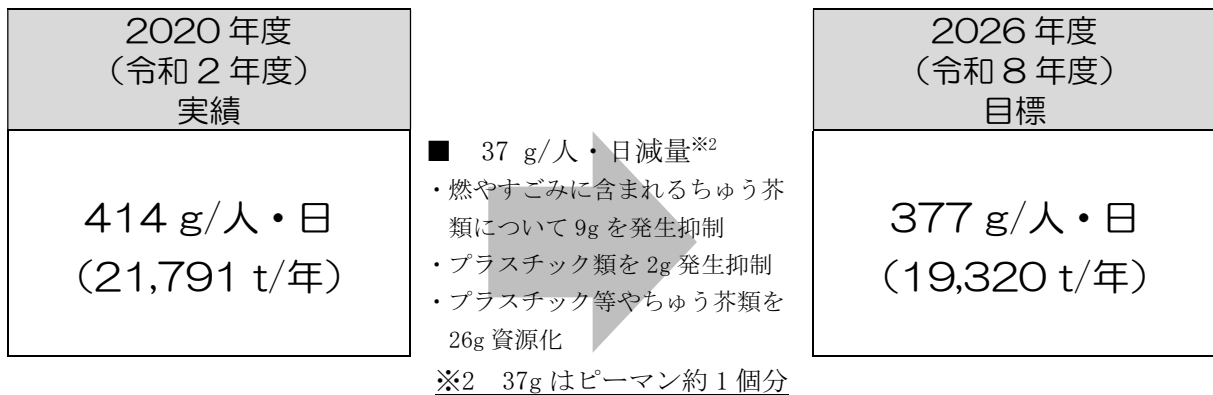
1人1日当たりの家庭系燃やすごみ排出量（焼津市）

2020年度から21 g/人・日減量



1人1日当たりの家庭系燃やすごみ排出量（藤枝市）

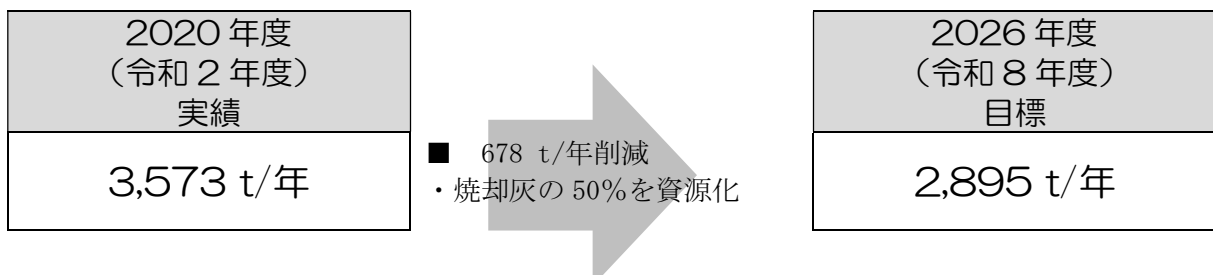
2020年度から37 g/人・日減量



(2) 最終処分量（2市合計）

最終処分量（2市合計）

2020年度から678 t/年減量



2 人口の予測

人口の予測は、焼津市では「第2期 焼津未来創生総合戦略」（2020年3月策定）の予測人口を用いました。

藤枝市では「第2期ふじえだ健康都市創生総合戦略」（2020年3月策定）の予測人口を基本として、2019（令和元）年度における予測人口と実際の人口の差を考慮して、同戦略の予測人口について各年2,000人増やした人口を採用しました。

2市の合計人口は、2026（令和8）年度に275,527人、2031（令和13）年度に268,312人を見込んでいます。

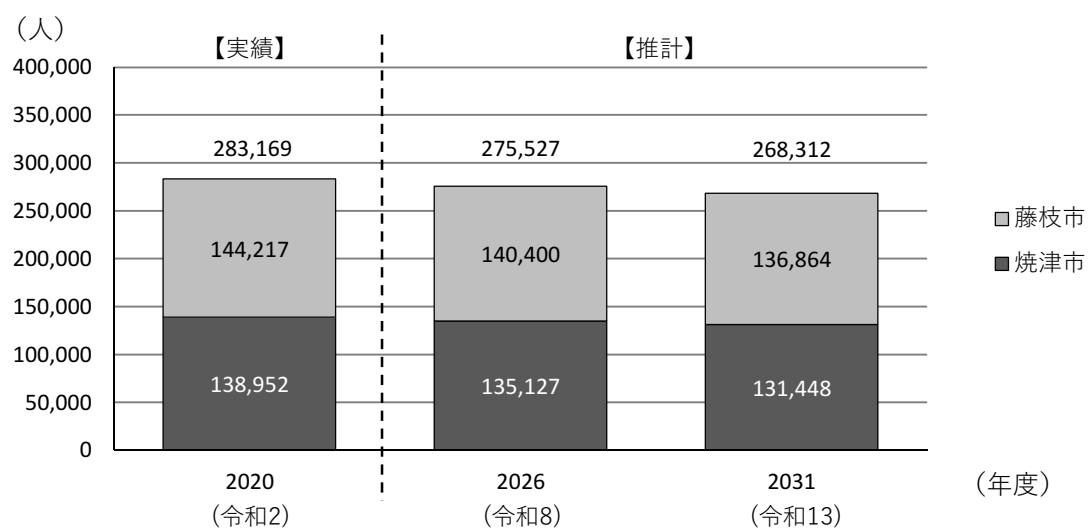


図 2-19 人口の予測

3 現状推移と計画目標の比較

現状推移した場合のごみ排出量と、計画目標のごみ排出量を表 2-15 により推計しました。

中間目標年次の 2026（令和 8）年度における現状推移した場合のごみ排出量と計画目標のごみ排出量の比較を表 2-16 に示します。

また、現状推移した場合のごみ排出量と計画目標のごみ排出量の推移の比較を図 2-20～図 2-22 に示します。

表 2-15 現状推移と計画目標の設定内容

	現状推移	計画目標
家庭系ごみ	燃やすごみは最新の実績である 2020 年度の 1 人 1 日当たりの排出量を維持するものとします。 資源物については近年の傾向（焼津市はわずかに減少、藤枝市はわずかに増加）が続くものとします。	水切り、食べ残しの削減等により、2026 年度において焼津市は 21g/人・日、藤枝市は 37g/人・日削減し、その後も削減に努めます。
事業系ごみ	2020 年度の 1 人 1 日当たりの排出量を維持するものとします。	近年の排出量が感染対策の影響を大きく受けており、対策が一段落した際には消費活動等の活発化に伴い排出量も増加に転じると考えられます。 そのため、2017 年度実績を考慮し、焼津市は 2020 年度から 8.7g、藤枝市は 11g の増加で抑制します。

表 2-16 2026 年度における現状推移した場合と計画目標のごみ排出量の比較

		2026 年度 (現状推移)	2026 年度 (計画目標)	差
ごみ総排出量	焼津市	39,398 t/年	39,136 t/年	262 t/年
	藤枝市	35,355 t/年	35,355 t/年	0 t/年
燃やすごみ量	焼津市	31,842 t/年	31,235 t/年	607 t/年
	藤枝市	28,006 t/年	26,674 t/年	1,332 t/年
家庭系燃やすごみ量	焼津市	23,615 t/年	22,579 t/年	1,036 t/年
	藤枝市	21,216 t/年	19,320 t/年	1,896 t/年
1 人 1 日当たりの 家庭系燃やすごみ量	焼津市	479 g/人・日	458 g/人・日	21 g/人・日
	藤枝市	414 g/人・日	377 g/人・日	37 g/人・日

※藤枝市のごみ総排出量において現状推移と計画目標とが同じなのは、現状推移と比較して、家庭系燃やすごみ量の排出削減量と、事業系燃やすごみ量の増加量が同一で相殺されるためである。

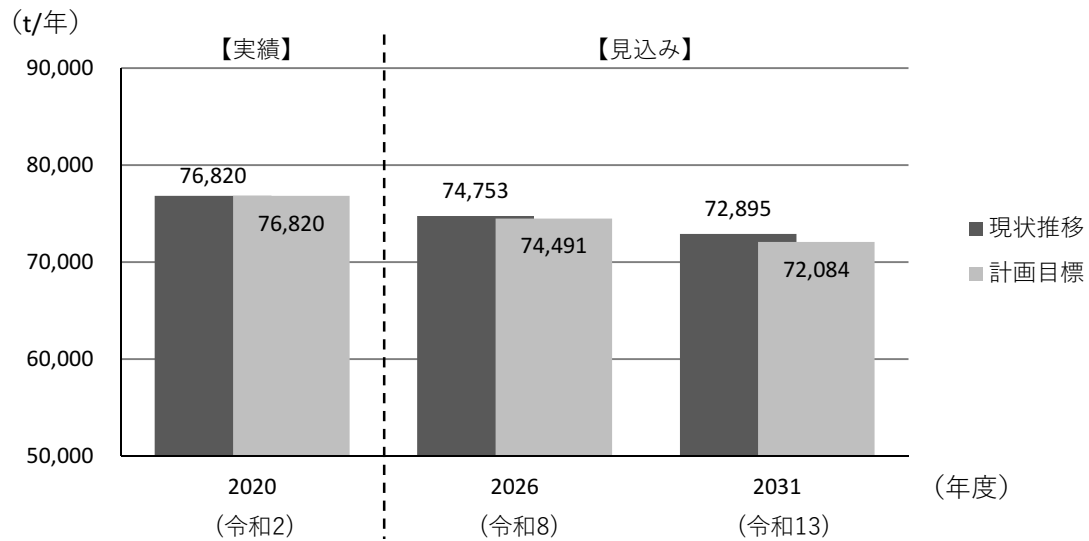


図 2-20 ごみ総排出量の現状推移した場合と計画目標の比較（2市合計）

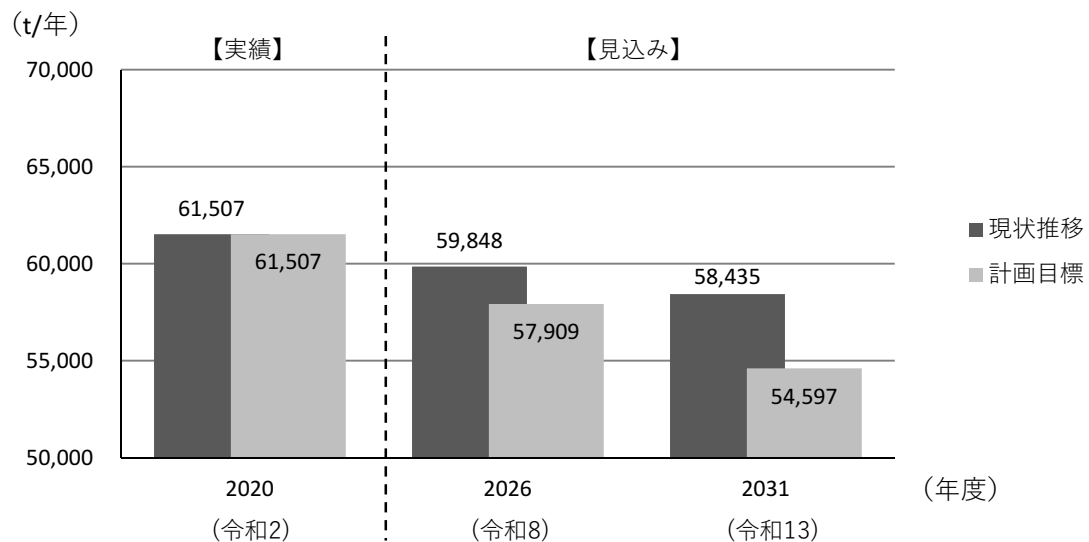


図 2-21 燃やすごみ量の現状推移した場合と計画目標の比較（2市合計）

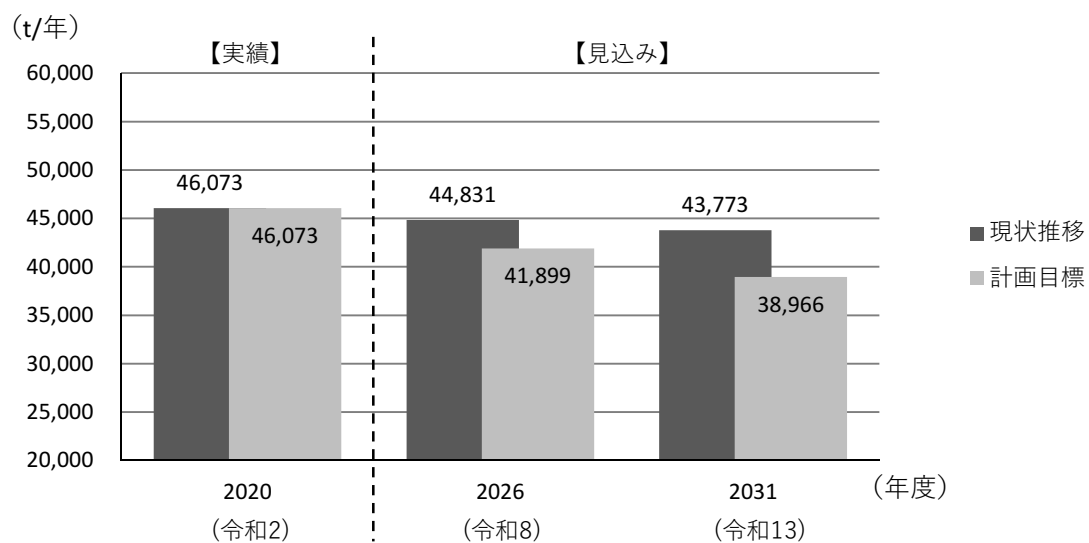


図 2-22 家庭系燃やすごみ量の現状推移した場合と計画目標の比較（2市合計）

4 現状推移した場合のごみ排出量の推計

家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれについて予測を行った結果、現状の傾向が継続した場合のごみ総排出量は、焼津市では2026（令和8）年度に39,398t、2031（令和13）年度には38,286tと見込まれます。また、藤枝市では2026（令和8）年度に35,355t、2031（令和13）年度には34,609tと見込まれます。

2市の家庭系ごみ排出量は2026（令和8）年度に58,899t、2031（令和13）年度には57,415tと減少傾向となり、事業系ごみ排出量は2026（令和8）年度に15,854t、2031（令和13）年度には15,479tと減少傾向となります。

2市の燃やすごみ排出量は2026（令和8）年度に59,848t、2031（令和13）年度には58,435tと減少傾向となります。

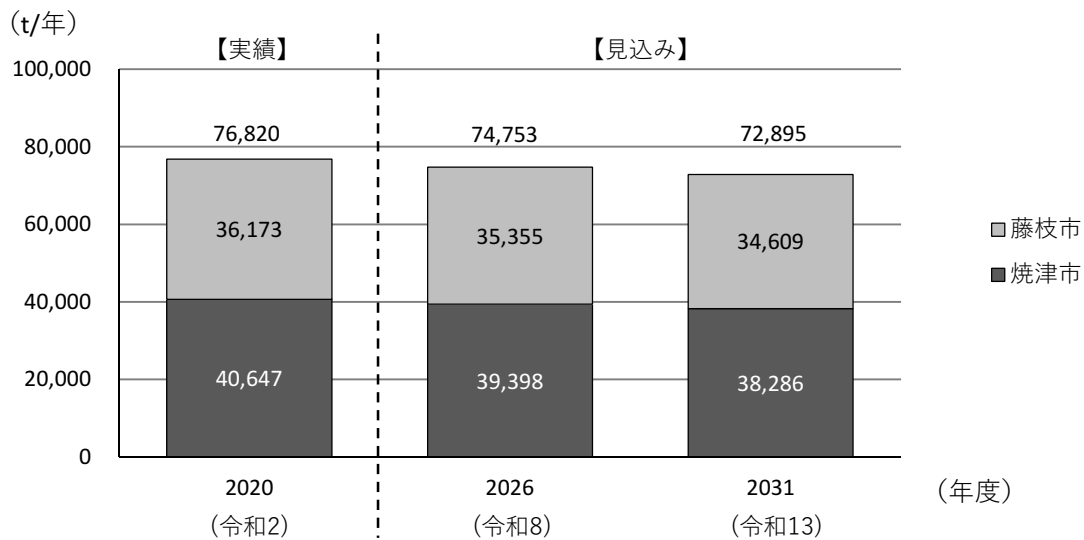


図 2-23 ごみ総排出量の現状推移（2市合計）

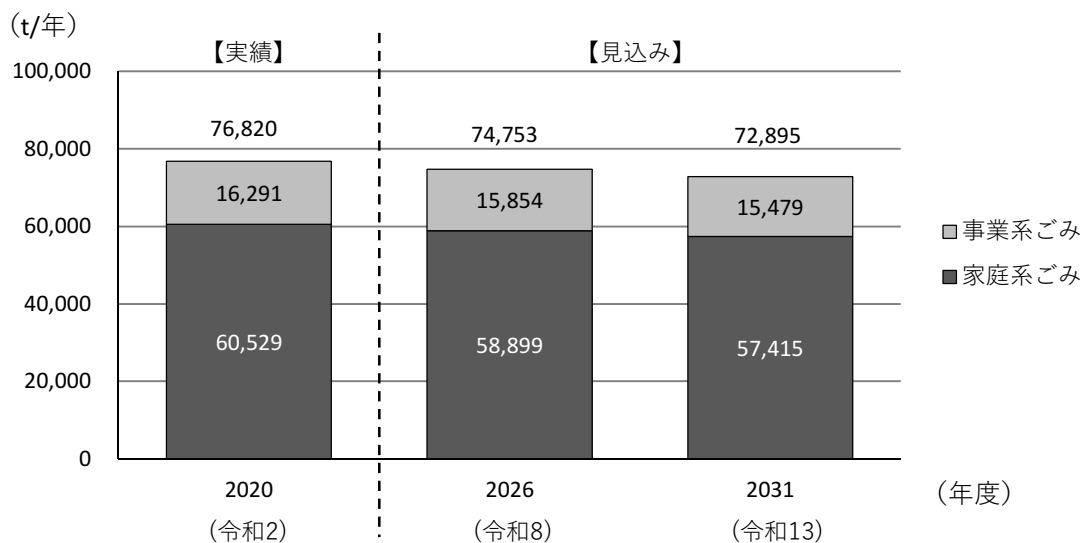


図 2-24 排出源別ごみ排出量の現状推移（2市合計）

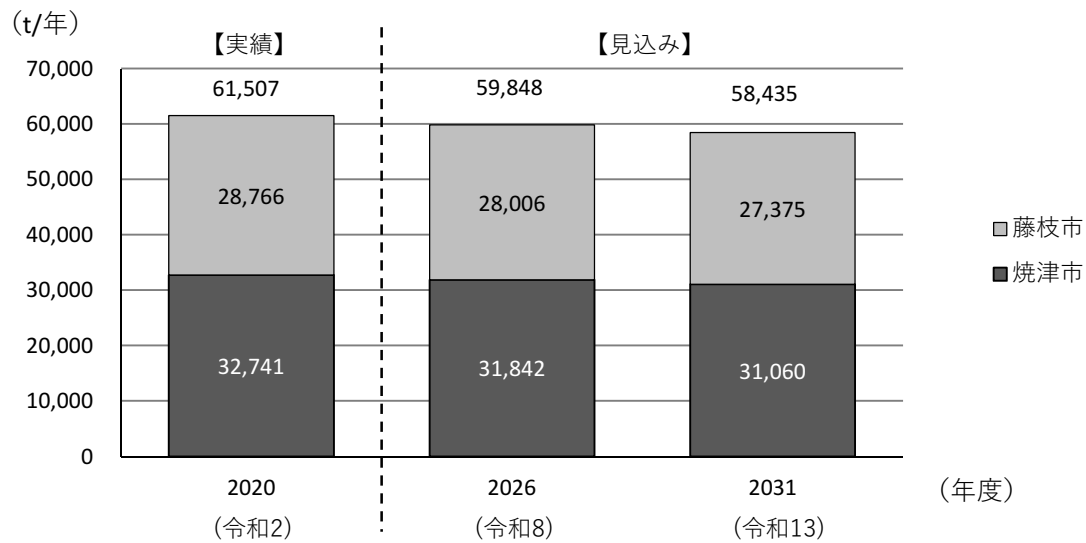


図 2-25 燃やすごみ排出量の現状推移（2市合計）

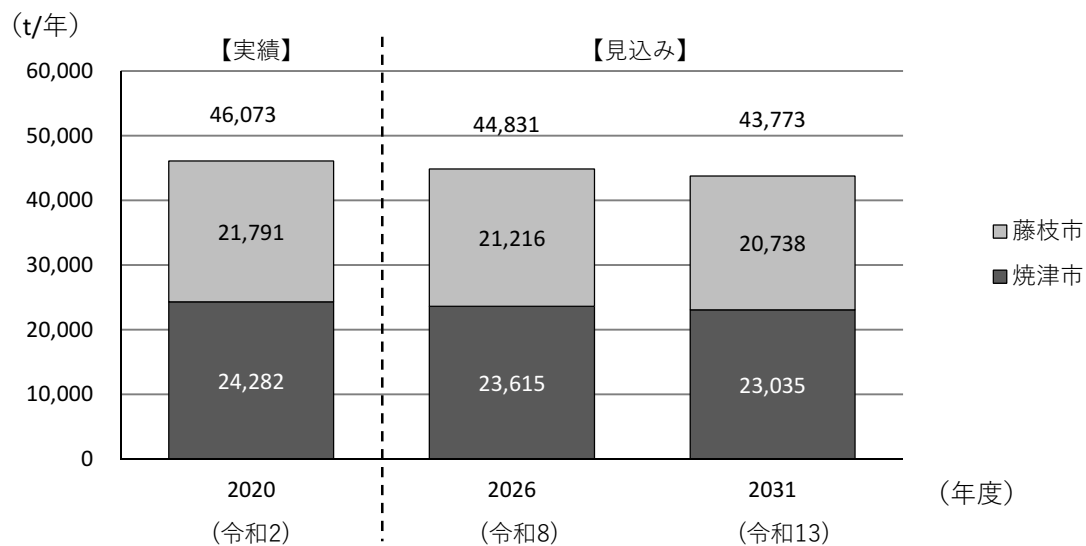


図 2-26 家庭系燃やすごみ排出量の現状推移（2市合計）

5 計画目標におけるごみ排出量の推計

現状推移した場合のごみ排出量に対し、計画目標のごみ総排出量は、焼津市では2026（令和8）年度に39,136t、2031（令和13）年度には37,550tと見込まれます。また、藤枝市では2026（令和8）年度に35,355t、2031（令和13）年度には34,534tと見込まれます。

2市の家庭系ごみ排出量は2026（令和8）年度に57,645t、2031（令和13）年度には55,635tと減少傾向となり、事業系ごみ排出量は2026（令和8）年度に16,847t、2031（令和13）年度には16,449tと増加傾向となります。

2市の燃やすごみ排出量は2026（令和8）年度に57,909t、2031（令和13）年度には54,597tとなります。

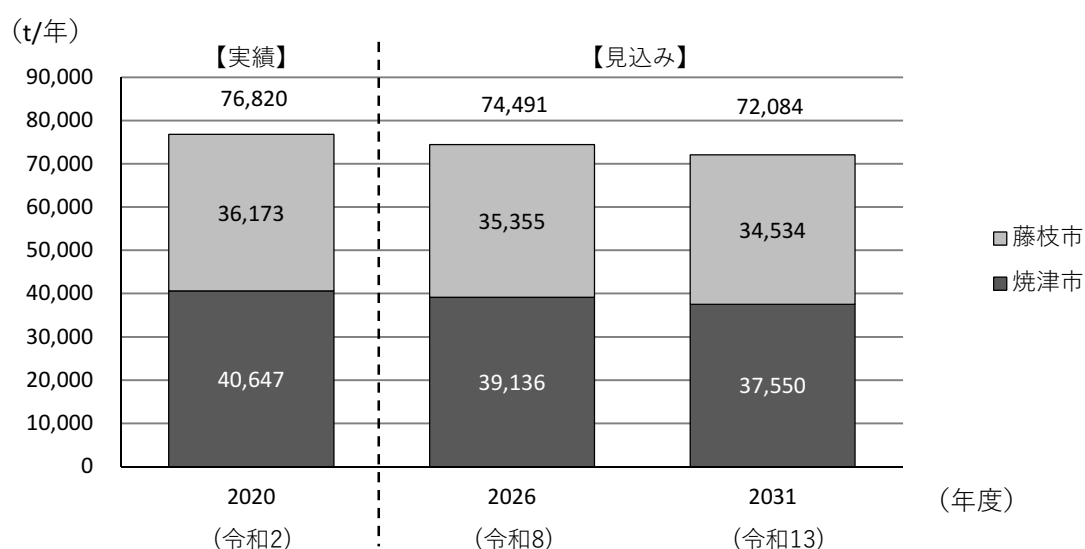


図 2-27 ごみ総排出量の計画目標（2市合計）

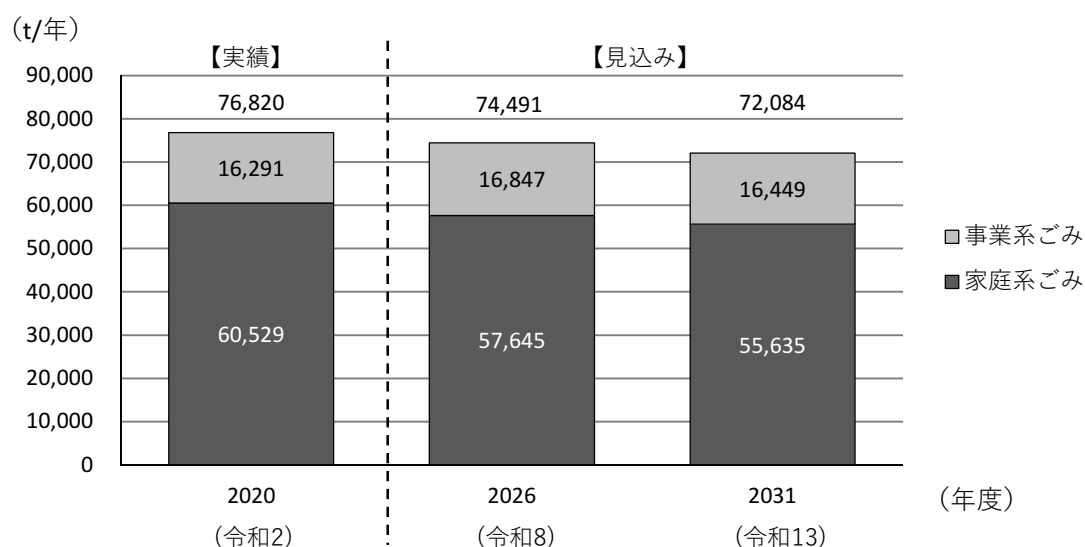


図 2-28 排出源別ごみ排出量の計画目標（2市合計）

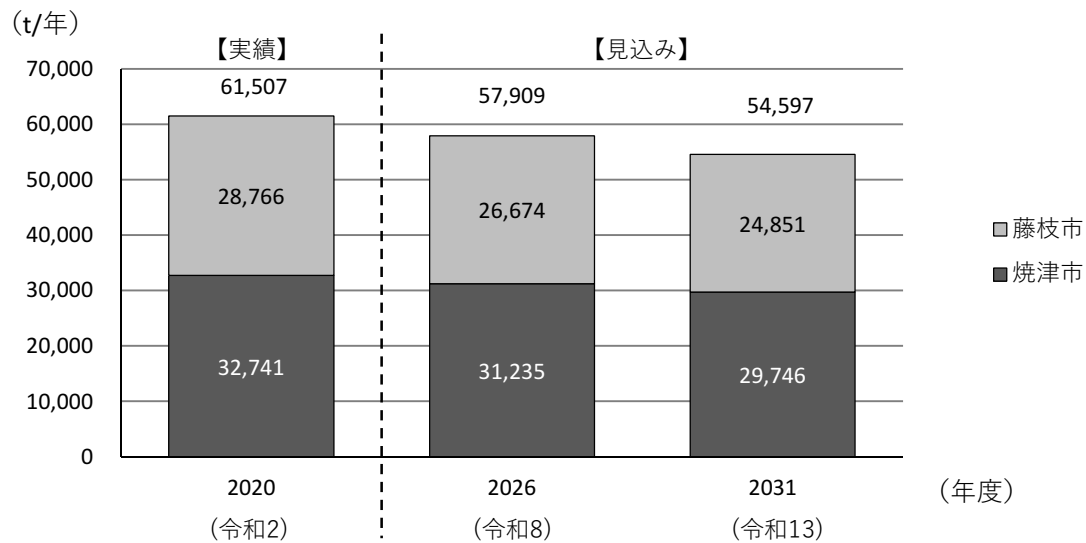


図 2-29 燃やすごみ排出量の計画目標（2市合計）

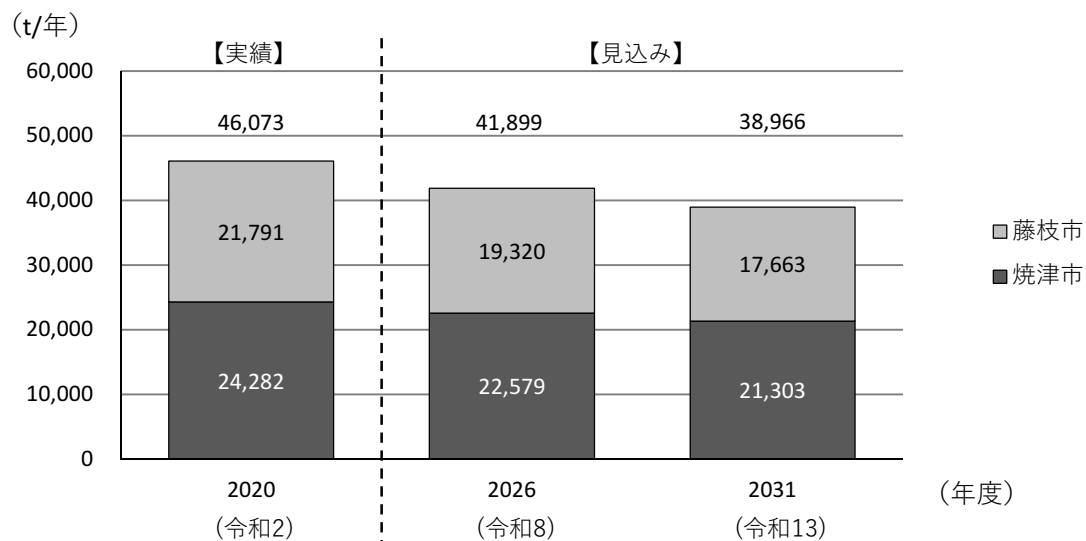


図 2-30 家庭系燃やすごみ排出量の計画目標（2市合計）

第4節 ごみ処理行動計画

1 基本方針に基づいた主な施策

基本方針に基づいた施策を図2-31に示します。

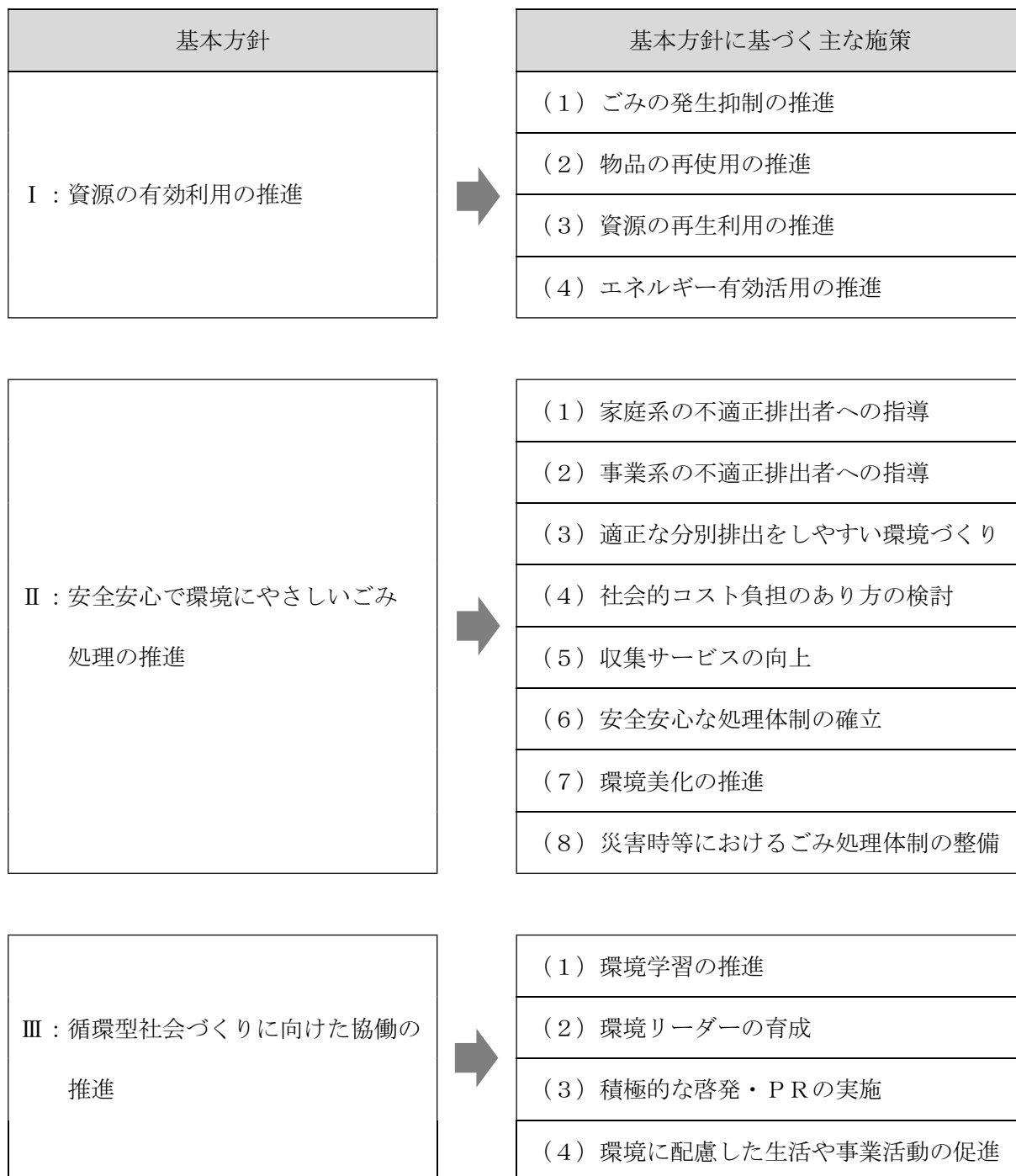


図2-31 施策体系

基本方針Ⅰ：資源の有効利用の推進

- 市民・事業者・行政の協働による資源循環型のライフスタイルへの転換
- エネルギーの有効活用 等

(1) ごみの発生抑制の推進

ごみにしない買い物の促進	今までの大量生産・大量消費のライフスタイルから、すぐごみになる物を買わないことや、物を長く大切に使うこと、物の製造・販売に掛かるエネルギーを考えた無駄のない消費行動、本来ならごみにしなくてもいい「もったいない」の精神を基本とした消費行動への転換を促進します。 ・長く使える物品の購入の促進 ・詰め替え製品の購入の促進 ・グリーン購入の促進 ・マイバック、マイ箸、マイカップ利用の促進 ・簡易包装の促進 ・使い捨てプラスチックの使用抑制 ・食品ロス解消の促進
ごみを出さない調理方法の普及	生ごみを減らすために、調理の過程における見直しを促します。 ・環境に配慮した食生活の普及 ・食材を無駄にしない買い物の促進 ・食べ残しが出ない食事の提供 ・食べきり運動の推進 ・生ごみの水切りの促進

(2) 物品の再使用の推進

不用品交換の推進	自分にとって不要になった物でも他人にとっては必要な物があります。使える物は、可能な限り使い続ける精神で、不用品が循環する仕組みを作ります。 ・リユースイベント（フリーマーケット、衣類や実用品の交換、フードバンク活動等）に関する情報発信の支援（藤枝市） ・リユース古着及び古着・古布拠点回収の推進 ・不要品活用バンクの運用（焼津市）
----------	--

(3) 資源の再生利用の推進	
雑がみ及び容器包装プラスチック分別の徹底	分別収集が徹底されていない雑がみ及び容器包装プラスチックについて、市民の分別を促す環境づくりを行います。 ・ 雑がみを出しやすい環境づくり ・ 容器包装プラスチックの分別啓発の継続
生ごみの資源化推進	生ごみの資源化を推進します。 ・ 家庭用生ごみ処理機器購入者への助成 ・ 生ごみの分別収集資源化事業の推進（藤枝市） ・ 食品リサイクル法の普及啓発 ・ ディスポーザの普及促進と消化ガス回収による資源化（藤枝市） ・ 新たな生ごみ処理容器の実証事業の推進（焼津市）
小型家電リサイクルの推進	使用済み小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルのリサイクルを推進します。
プリンターのインクカートリッジ回収	インクカートリッジのリサイクル活動について、回収ボックスの設置や市民への周知等、活動の支援を行います。
適正なりサイクルの推進	市民・事業者が分別したごみの適正なりサイクルを実施します。 ・ 適正なりサイクル処理ルート確保 ・ 分別したごみの処理方法の情報提供 ・ 民間事業者との協働によるリサイクルの拡大
最終処分における資源化の推進	最終処分場に依存しない処理システムの構築を目指します。 ・ 陶器、ガラスくず等の資源化の継続 ・ 焼却灰の資源化の推進

(4) エネルギー有効活用の推進	
燃やすごみの処理におけるエネルギー有効活用の推進	燃やすごみの処理過程で発生する熱エネルギーを有効利用し、地球温暖化抑止に貢献します。 ・ (仮称) クリーンセンターにおけるエネルギー回収の実施

基本方針Ⅱ：安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進

- 適正な分別の促進
- 環境負荷の少ないごみ処理の実施
- ごみ処理に関する住民サービスの充実
- 環境美化の推進
- 災害時等におけるごみ処理体制の整備 等

（１）家庭系の不適正排出者への指導

イエローカードによる周知	不適正に排出されたごみ袋に対し、イエローカードを貼り付け、未回収とすることで排出者に適正な分別を促します。
ごみステーションの巡回指導	市民が燃やすごみをステーションに排出する時にパンフレット等を配布するなど、適正なごみ分別を呼びかけます。また、不適正な排出があった場合はその場で指導を行います。
燃やすごみの組成分析の実施	燃やすごみの分別状況の把握及び今後のごみ減量施策の検討の基礎資料となる家庭系燃やすごみの組成分析を今後も継続して実施します。

（２）事業系の不適正排出者への指導

搬入物検査の実施	清掃工場に持ち込まれる事業系ごみの搬入物検査を実施します。また、検査機械を導入して、検査回数を増やすなど、検査体制の見直しを行います。
適正排出及び排出削減の指導	不適正排出を行った事業者に対して直接適正排出の指導を行います。また、多量排出事業者に対しての廃棄物減量等処理計画の提出を求めます。

(3) 適正な分別排出をしやすい環境づくり

資源物の出しやすい環境づくり	分別の徹底を図るため、資源物の出しやすい環境づくりを行います。 ・わかりやすいごみの分別ハンドブックの作成 ・インターネット等を活用したごみ分別や排出方法の情報発信 ・拠点回収の充実 ・自治会や子ども会及び民間事業者が実施する回収の情報発信
転入者、アパート家主への分別徹底の協力体制の構築	転入手続きの際に、ごみ分別パンフレットを配布するほか、アパート管理会社等との連携により適正なごみ分別を呼びかけます。
事業系ごみ減量説明会の開催	企業や各種団体、組織等に対してごみ減量及び分別の説明会を開催します。
排出時の感染症対策の啓発	新型コロナウイルス感染症ほか、感染症の拡大を防ぐ排出方法について情報を発信します。

(4) 社会的コスト負担のあり方の検討

家庭系ごみの有料化	家庭系ごみの有料化について、他自治体の事例等を調査・研究しながら検討を行います。
事業系ごみの手数料の見直し	処理施設へ直接持ち込まれる事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物は同額の処理手数料を徴収しています。事業者の排出者責任の徹底を図るために、ごみ処理や資源化コストを考慮した適正な処理手数料の検討を行います。

(5) 収集サービスの向上

収集サービスの向上	収集環境の改善や、排出困難者への対応等、収集サービスの向上を図ります。 ・ごみ収集量に応じた収集回数や収集ルートの見直し ・低公害車の導入推進 ・高齢者等の排出困難者への対応の検討
-----------	---

(6) 安全安心な処理体制の確立

安全安心な処理体制の
確立

適正な施設管理に務め、安定した処理体制を維持するとともに、周辺環境保全の確保を図ります。

また、既存施設の老朽化対策と環境負荷低減のため、資源循環型を基本とした環境にやさしい新たなごみ処理施設を整備します。

- ・施設の適正な維持管理
- ・(仮称)クリーンセンターの整備
- ・積極的な情報開示

(7) 環境美化の推進

環境美化の向上

地域の住環境向上のため、環境美化活動を推進します。

- ・河川清掃の実施
- ・ビーチクリーンの推進（焼津市）
- ・清掃活動の呼び掛けや活動の支援
- ・アダプトプログラムの実施

不法投棄の防止

不法投棄をされないよう、積極的な啓発活動を行います。

- ・ごみの持ち帰り及びポイ捨て禁止の徹底
- ・空き地の適正管理の啓発
- ・不法投棄パトロールの強化
- ・不法投棄監視協定の締結（藤枝市）
- ・警察との連携強化

(8) 災害時等におけるごみ処理体制の整備

災害廃棄物への迅速な
対応

早期災害復旧と衛生環境の確保のため、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理体制を整備します。

- ・各市の災害廃棄物の廃棄物仮置場は、災害の状況を踏まえ、公共用地等を指定
- ・災害廃棄物処理計画、関連マニュアルの策定
- ・災害廃棄物の分別区分、搬入方法、仮置場の設置等の調査検討
- ・周辺市町及び関係事業者団体との連絡協力体制の確立
- ・災害廃棄物処理計画に基づく災害対応訓練の実施

基本方針Ⅲ：循環型社会づくりに向けた協働の推進

- 環境学習の推進
- 環境リーダーの育成
- 積極的な啓発・PRの実施
- 環境に配慮した生活や事業活動の促進 等

(1) 環境学習の推進

子どもへの環境学習の実施	これからの世代を担う子どもたちに対し、資源の有効利用の重要性やごみ処理の大切さなどを学習する場をつくります。 ・ごみの減量・資源化を啓発する「ごみ減量副読本」の作成 ・ポスター及び標語コンクールの開催 ・清掃工場見学会の実施 ・親子ごみ処理体験学習会の開催 ・環境出前講座の開催
環境生涯学習の実施	幅広い年齢層で環境問題を学習できるよう努めます。また、各種団体及び事業者に対し講座を開催します。 ・公民館活動と連携した環境学習講座の開催 ・ごみ減量説明会、環境出前講座の開催
学習の場の提供	(仮称)クリーンセンターは、身近なごみ問題や自然環境について幅広く学べる環境学習の場として、また、それらの課題に対して、住民や環境団体、行政が連携・協働し、活動する拠点として、住民に開かれた地域共生型の施設を目指します。

(2) 環境リーダーの育成

地域の環境リーダーの育成	ごみ減量や資源化の推進について住民のリーダーとして地域を引っ張る環境リーダーを育成し、団体の活動支援を行います。 ・環境衛生自治推進協会との連携強化 ・環境リーダー育成研修会の開催及び活動の場の提供 ・各種団体による活動の支援
--------------	--

(3) 積極的な啓発・PRの実施

積極的な啓発・PRの実施	住民や事業者に対して、ごみ減量や処理に関する情報を積極的に提供します。 ・ごみ減量情報のホームページ、広報誌等での積極的な提供 ・もったいないアクションデー、推進月間の設定（藤枝市） ・環境フェスタや消費生活展の開催 ・環境団体のネットワーク化の推進
--------------	---

(4) 環境に配慮した生活や事業活動の促進

環境に配慮した生活への転換の促進	「もったいない」の精神を基本とした消費行動への転換を促進し、資源循環型のライフスタイルを定着させます。 ・環境にやさしい生活の促進 ・エコファミリー制度や環境マイレージ制度の促進 ・資源循環を進める活動への参加の呼び掛け ・リユース商品及びリサイクル商品の購入の促進
環境に配慮した事業活動の促進	循環型社会の形成を進めるための事業活動を促進します。 ・環境マネジメントシステム（エコアクション2.1及びISO14001等）の取組への支援 ・リユース商品及びリサイクル商品に関する普及啓発 ・エコショップへの登録及び環境マイレージ制度への協力

2 ごみ処理施設の整備に関する事項

(1) 新たな施設整備の必要性

現在稼働中のごみ処理施設は、高柳清掃工場、一色清掃工場及びリサイクルセンターの3施設あります。

高柳清掃工場は稼働後37年、一色清掃工場は稼働後47年（基幹的整備後32年）、リサイクルセンターが稼働後43年経過しています。いずれのごみ処理施設とも整備後から長期間が経過しており、老朽化への対応と併せ、資源循環型を基本とした環境にやさしい新たなごみ処理施設「(仮称)クリーンセンター」整備が急務となっています。

(2) 施設整備の基本方針

(仮称)クリーンセンターは、「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」3施設の機能を集約した施設とし、環境保全と安全性を第一に、併せて資源化の推進、最終処分量の削減、ごみ処理コストの低減、熱エネルギーの有効利用を図り、地域住民に信頼される「安全で安心な処理施設」を目指します。

ア 環境負荷の低減<環境負荷低減>

(仮称)クリーンセンターの整備に当たっては、最新技術を導入し、国・県等で定める環境基準を遵守することは当然のこと、可能な限り環境負荷の低減を図るものとします。

処理方式の検討に当たっては、安定的な稼働を第一に、ダイオキシン類をはじめとした有害化学物質等の排出を最大限抑制できる方式とします。

イ 最終処分場に依存しない処理システムの整備<資源循環>

全国的に最終処分場の確保が難しくなっている状況に鑑み、最終処分場に依存しない処理システムの構築を目指し、焼却灰については、可能な限り資源化を図ります。

ウ 民間資源化ルートの活用<民間活力推進>

これまでも資源化が可能な物については、民間の資源化ルートを活用しています。

今後も資源物等の適正な処理と効率的なリサイクルを推進するため、積極的に民間処理施設の活用を進めます。

エ ごみ処理コストの低減<コスト低減>

(仮称)クリーンセンターは、効率的機能を集約した拠点施設とし、建設費及び維持管理費全般について、ごみ処理コストの低減を図ります。

オ ごみのもつエネルギーの有効利用<地球温暖化抑止>

ごみ焼却に伴って発生する熱エネルギーを有効に活用し、地球温暖化抑止に貢献できる施設整備を図ります。

カ 地域共生型施設の整備＜地域共生＞

周辺環境の保全に配慮し、環境学習や環境活動等、さまざまな環境情報を発信する拠点として、住民に開かれた地域共生型の施設とするとともに、災害時には、ごみ処理施設が持つ機能を活用した地域に貢献できる施設整備を図ります。

(3) (仮称) クリーンセンターの整備概要

(仮称) クリーンセンターの整備概要は以下のとおりです。なお、燃やすごみ量及び資源物量については、(仮称) クリーンセンター整備基本計画（令和2年12月策定）の内容になります。

ア 施設規模

【燃やすごみ処理施設】

処理対象量（日平均処理量）		=59,895t ÷ 366 日=	163.6t/日	
施設規模	処理対象量 ÷ 稼働率	=163.6t/日 ÷ 73.6% ÷	223t/日	
	稼働率	実稼働率 × 調整稼働率	=76.7% × 96.0%	73.6%
	実稼働率	環境省通知で定める実稼働率	=280 日/年 ÷ 365 日	76.7%
	調整稼働率	環境省通知で定める調整稼働率(故障等の対応)		96.0%

※2027（令和9）年度が「うるう年」のため、366 日で計算している

【資源物処理施設】

取り扱い量（日平均取り扱い量）			5.0t/日
	1 蛍光灯	=31t/年 ÷ 366 日	0.1t/日
	2 陶器ガラスくず	=636t/年 ÷ 366 日	1.8t/日
	3 その他の色のびん	=279t/年 ÷ 366 日	0.8t/日
	4 乾電池	=85t/年 ÷ 366 日	0.2t/日
	5 一般持込	=753t/年 ÷ 366 日	2.1t/日

※一般持込には、一般持込される1～4を含む

※2027（令和9）年度が「うるう年」のため、366 日で計算している

イ 燃やすごみ処理施設の炉数

2 炉

ウ 燃やすごみ処理施設の処理方式

ストーカ式焼却炉

エ 資源物処理施設の処理方式

ストックヤードによる貯留

(4) 環境保全計画

可能な限り環境負荷の低減を図るため、法令基準値よりも厳しい自主規制値を設け、有害化学物質等の発生を最大限抑制し、万全の環境保全対策を講じます。

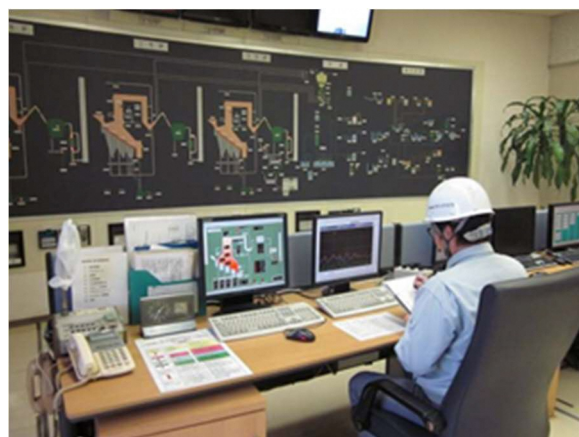
(5) 熱エネルギーの利用

処理過程で発生する熱エネルギーについては、場内の処理プロセスでの利用や、発電を行うなど、積極的にエネルギーを回収し有効利用を図ります。発電した電力については、施設内での機器稼働等で自己消費を行うとともに、自己消費以外の余剰電力については電力会社に売電を行います。

(6) 災害対策

2011（平成 23）年に発生した東日本大震災、さらに 2016（平成 28）年に発生した熊本地震等の巨大地震による災害は、被害が広い範囲に及び、ライフラインや交通の途絶等の社会に与える影響が大きく、多量の廃棄物を発生させ、通常の廃棄物処理が困難となりました。

このような過去の震災の教訓を踏まえ、災害廃棄物処理体制の強化及び災害時の安全対策の整備を図り、災害に強い施設の整備に努めます。



（高柳清掃工場の適正な管理）

3 災害発生時におけるごみの処理

災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、防災的視点から事前に可能な限り対策を講じておくことが重要です。

そのため、2市では、国が定めた「災害廃棄物対策指針」や、静岡県災害廃棄物処理計画、各市の地域防災計画を踏まえ、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、そして廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、それぞれ「災害廃棄物処理計画」を策定しています。

災害廃棄物処理計画では、災害廃棄物処理に関する基本方針を定めるとともに、災害廃棄物の発生量の推計結果から、その廃棄物の仮置きに必要な場所の確保や、計画的な処理に向けた体制の整備、実際に災害が発生した後の手順について定めています。

災害発生直後の対応やその後の廃棄物の適切かつ迅速な処理に向けては、静岡県内では県内全市町・一部事務組合による「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定」及び個別協定に基づいて調整を行い、連絡体制・相互協力体制の構築を図ります。また、県域を越える広域体制については、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び中部圏、関東圏の個別協定等に基づいて県から具体的な協力要請を行うとともに、その他の個別協定に基づいて各市で連絡調整を行うことで体制を整備します。

このほか、災害時に一般家庭や避難所等から発生する一般廃棄物の継続的な処理及び廃棄物の処理による生活環境の悪化防止のための環境監視も実施することとしています。

第3章 生活排水処理基本計画

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理に関する基本的事項

1 生活排水の処理主体

生活排水処理施設別の処理主体を表 3-1 に示します。生活排水処理の主体は今後も当面はこの形態を継続していくものとし、必要に応じて見直しを行います。

表 3-1 処理形態別の処理主体

処理形態	処理対象となる 生活排水の種類	施設の設置 ・管理主体	収集運搬主体	処理主体
公共下水道	し尿及び 生活雑排水	焼津市、藤枝市	—	焼津市、藤枝市
コミュニティ・ プラント	し尿及び 生活雑排水	焼津市、藤枝市	—	焼津市、藤枝市
合併処理浄化槽	し尿及び 生活雑排水	個人等	焼津市、藤枝市 (汚泥)	志太広域 事務組合
農業集落排水 処理施設	し尿及び 生活雑排水	藤枝市	—	藤枝市
し尿汲み取り 便槽	し尿	個人等	焼津市、藤枝市 (し尿)	志太広域 事務組合
単独処理浄化槽 (みなし浄化槽)	し尿	個人等	焼津市、藤枝市 (汚泥)	志太広域 事務組合

2 生活排水の処理体系

2市における生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理形態は、図3-1に示すとおり、公共下水道、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り方式で行っています。

汲み取りし尿と浄化槽汚泥は、し尿処理施設（大井川環境管理センター及び藤枝環境管理センター）で適正に処理しています。

公共下水道整備区域では、し尿と生活雑排水を公共下水道処理施設で処理しています。

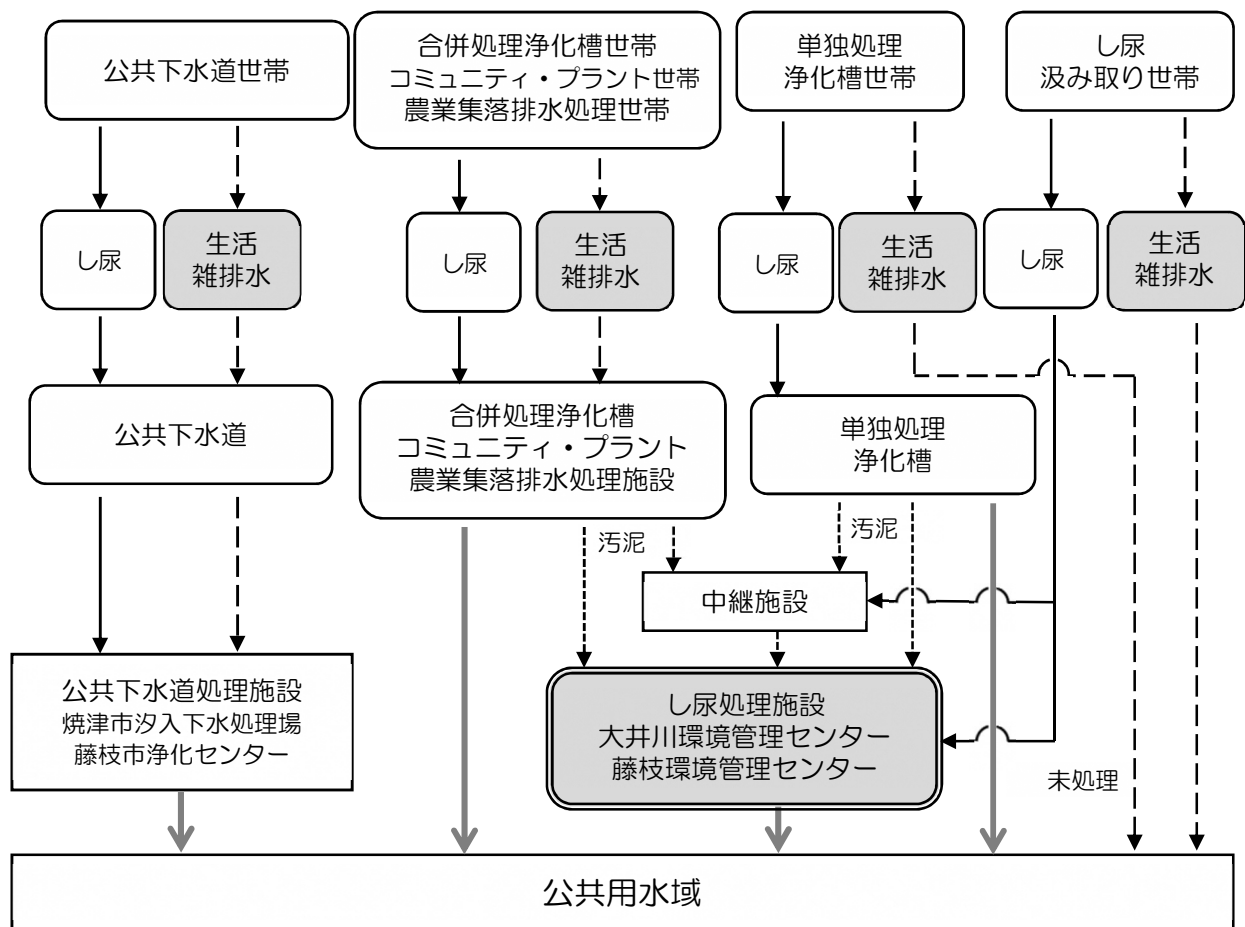


図3-1 生活排水の処理体系

※「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい（水質汚濁防止法による定義）、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。

※「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共用に供される水域をいいます。

※浄化槽法では、2001（平成13）年4月1日以降、単独処理浄化槽の新設は原則禁止となり、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」としていますが、「浄化槽」という表現は誤解を生じやすいため、本計画では、従来どおり、「単独処理浄化槽」、「合併処理浄化槽」と記載します。

- ・単独処理浄化槽：し尿のみを処理する。
- ・合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を併せて処理する。

3 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制

焼津市では、し尿の収集運搬は直営、浄化槽汚泥は直営及び許可業者4社で行っています。藤枝市では、し尿は委託業者1社及び許可業者2社、浄化槽汚泥は許可業者5社で行っています。

表 3-2 収集運搬体制

項目	焼津市	藤枝市
し尿	直営	委託（1社） 許可（2社）
浄化槽汚泥	直営 許可（4社）	許可（5社） ただし1社は事業系のみ

4 生活排水処理施設の整備状況

(1) し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥は、組合のし尿処理施設で適正に処理しています。施設の概要を表 3-3 に示します。

旧大井川環境管理センターは 1999（平成 11）年度の稼働開始、旧藤枝環境管理センターは 1995（平成 7）年度の稼働開始であり、それぞれ設備・装置の老朽化への対応を図る必要がありました。

さらに、近年の浄化槽の普及に伴う浄化槽汚泥処理量の増加にも対応する必要がありました。

そのため両施設について 2018（平成 30）年 7 月から建替え工事を進め、2021（令和 3）年 4 月 1 日から供用を開始しています。

新しい環境管理センターでは、し尿・浄化槽汚泥からリン資源の回収を行っています。

リンは排水として公共用水域に排出する場合は水質汚濁物質の一つであり、このリンを回収することにより、資源化を進めるとともに、河川水質への負荷を減らしています。

表 3-3 し尿処理施設の概要

名 称	大井川環境管理センター	藤枝環境管理センター
所在地	焼津市飯淵2035番地	藤枝市善左衛門20番地
処理能力	210 kL/日	160 kL/日
処理方法	水処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式 資源化：リン回収方式（HAP方式）	水処理：脱窒素処理方式（膜利用） 資源化：リン回収方式（MAP方式）
稼働開始	2021（令和 3）年 4 月 1 日	2021（令和 3）年 4 月 1 日

(2) 中継施設

2 市では中継施設が 3 施設あります。施設の概要を表 3-4 に示します。

表 3-4 中継施設の概要

管理市	焼津市	藤枝市	
名 称	焼津市し尿中継地	藤枝中継センター	岡部中継センター
所在地	焼津市新屋438番地の 1	藤枝市谷稲葉2番地の 1	藤枝市岡部町桂島 607番地の 2
貯留能力	し尿 : 50kL 浄化槽汚泥 : 117kL	し尿 : 65kL 浄化槽汚泥 : 195kL 予備 : 90kL	し尿 : 50kL 浄化槽汚泥 : 100kL 予備 : 50kL
稼働開始	1968（昭和43）年	1979（昭和54）年	1997（平成9）年 （初動 1979（昭和54）年）
管理体制	直営	委託	委託

(3) 市管理污水处理施設及び農業集落排水処理施設

計画区域内における地域し尿処理施設等として、市が管理する污水处理施設が8施設、農業集落排水処理施設が4施設あります。施設概要を表3-5～表3-7に示します。

表 3-5 市管理污水处理施設の概要（焼津市）

名 称	すみれ台住宅団地下水処理場 (コミュニティ・プラント)	坂本住宅団地下水処理場 (コミュニティ・プラント)	つつじ平住宅団地 下水処理場
所在地	焼津市すみれ台2丁目 16番2号	焼津市坂本473番地の4	焼津市上泉612番地の1
稼動開始	1970（昭和45）年4月	1971（昭和46）年4月	1973（昭和48）年11月
処理方式	長時間曝気処理方式	長時間曝気処理方式	長時間曝気処理方式
計画人口	3,400人	350人	2,800人

表 3-6 市管理污水处理施設の概要（藤枝市）

名 称	田園団地污水处理施設 (コミュニティ・プラント)	三輪向原団地 污水处理施設	オレンジタウン三輪団地 污水处理施設
所在地	藤枝市岡部町岡部 1580番地の16	藤枝市岡部町三輪 1476番地の62	藤枝市岡部町三輪 1372番地の8
稼動開始	1995（平成7）年4月	1978（昭和53）年	1980（昭和55）年
処理方式	接触曝気処理方式	長時間曝気処理方式	長時間曝気処理方式
計画人口	167人	305人	710人
名 称	三輪清水団地 污水处理施設	岡部台団地 污水处理施設	
所在地	藤枝市岡部町三輪 1395番地の42	藤枝市岡部町岡部 1570番地の68	
稼動開始	1984（昭和59）年	1986（昭和61）年	
処理方式	接触曝気処理方式 ＋3次処理	接触曝気処理方式	
計画人口	357人	1,050人	

表 3-7 農業集落排水処理施設の概要（藤枝市）

名 称	農業集落排水処理施設 蔵田処理場	農業集落排水処理施設 市之瀬処理場
所在地	藤枝市瀬戸ノ谷9604番地の3	藤枝市瀬戸ノ谷6846番地の34
稼働開始	1996（平成8）年8月	2002（平成14）年8月
処理方式	沈殿分離接触曝気方式	沈殿分離接触曝気方式
計画人口	220人（51戸）	400人（90戸）
名 称	農業集落排水処理施設 葉梨西北地区処理場	農業集落排水処理施設 村良地区
所在地	藤枝市西方47番地の4	藤枝市岡部町村良442番地の1
稼働開始	2009（平成21）年8月	1991（平成3）年10月
処理方式	連続流入間欠曝気方式	流量調整槽前置型嫌気性ろ床槽 併用接触曝気方式
計画人口	1,700人(389戸)	840人(190戸)

＜課題＞

★生活排水処理施設等の課題

中継施設においては稼働から50年近く経過している施設もあります。市管理污水处理施設においても老朽化が進んでいる施設があり、対策が必要です。

第2節 生活排水処理の実績

1 生活排水処理形態別人口の実績

生活排水処理形態別人口を図3-2～図3-4及び表3-8に示します。

生活排水処理率（生活雑排水も含めて衛生的に処理している人口の率）について、前計画の2021（令和3）年度の目標値は、2市全体で75%でした。

それに対して実績は2016（平成28）年度の生活排水処理率67.2%から順調に向上し、2020（令和2）年度の2市全体の生活排水処理率は73.0%であり、各年およそ1.5ポイント向上していることから、目標はほぼ達成していると評価できます。

その他、単独処理浄化槽人口やし尿汲み取り人口は減少しており、公共下水道に接続あるいは合併処理浄化槽等への転換が進んでいます。

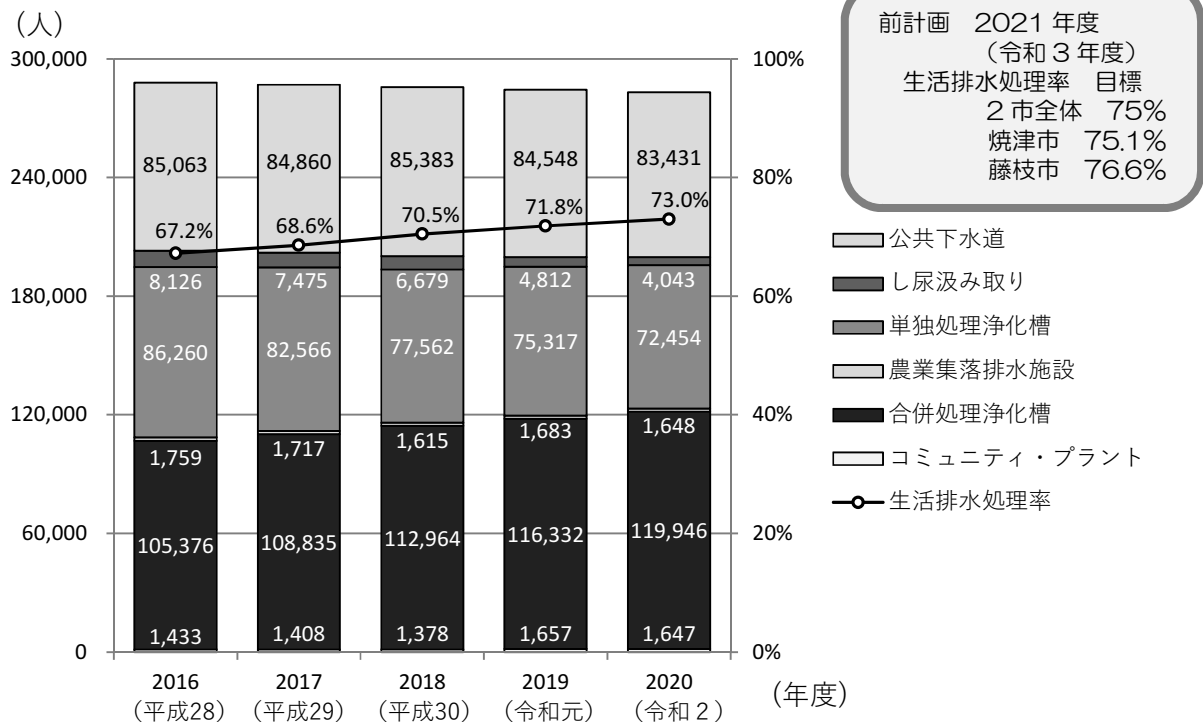


図3-2 生活排水処理形態別人口（2市合計）

<課題>

★生活排水処理率の向上に関する課題

生活排水処理は、公共下水道や合併処理浄化槽の普及が進んだことから、生活排水処理率が2020（令和2）年度には73.0%に達しています。しかし、残りの25%以上の単独処理浄化槽世帯やし尿汲み取り世帯からの台所や風呂等の生活雑排水は、未処理で公共用水域に放流されているため、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽等への転換が必要です。

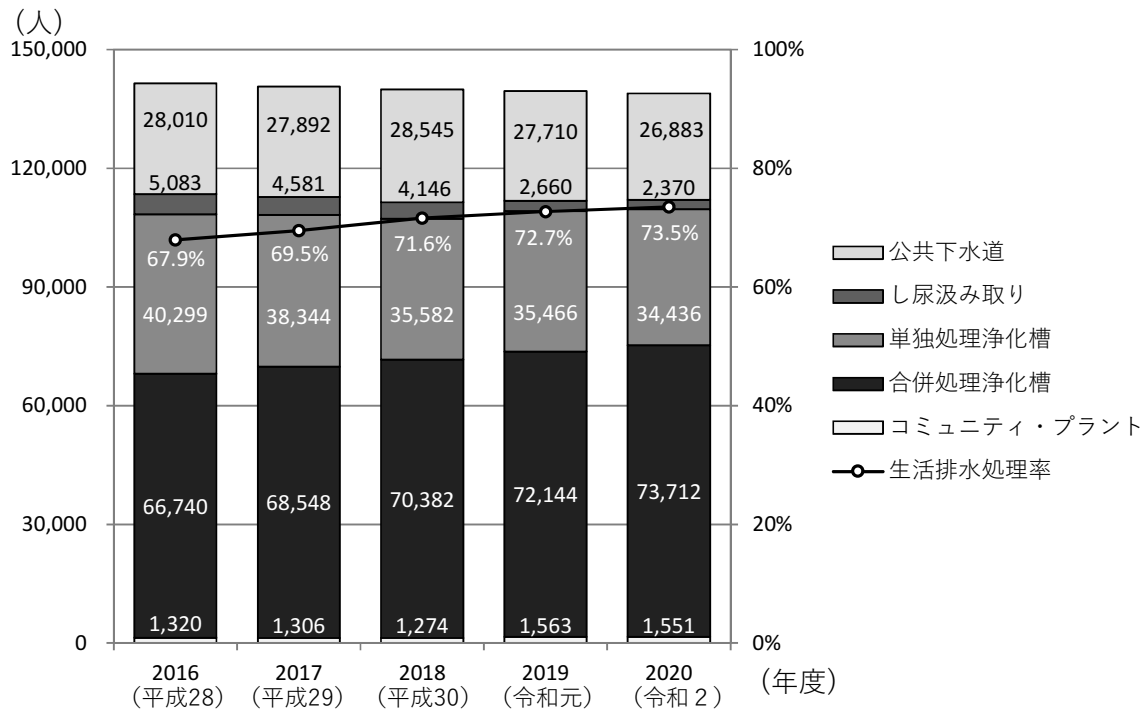


図 3-3 焼津市の生活排水処理形態別人口

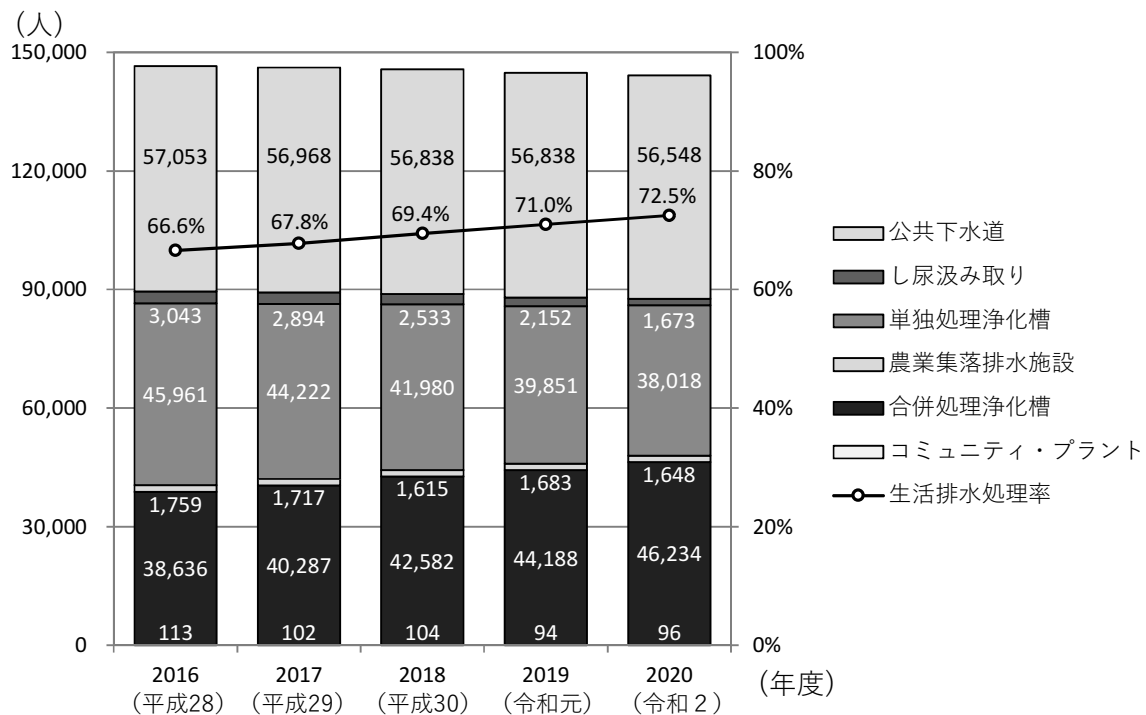


図 3-4 藤枝市の生活排水処理形態別人口

表 3-8 生活排水処理形態別人口の推移

処理形態別人口		年度	実績				
			2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
2市合計	人口	人	288,017	286,861	285,581	284,349	283,169
	汚水処理人口	人	193,631	196,820	201,340	204,220	206,672
	(生活排水処理率)	%	67.2%	68.6%	70.5%	71.8%	73.0%
	公共下水道	人	85,063	84,860	85,383	84,548	83,431
	合併処理浄化槽	人	105,376	108,835	112,964	116,332	119,946
	コミュニティ・プラント	人	1,433	1,408	1,378	1,657	1,647
	農業集落排水施設	人	1,759	1,717	1,615	1,683	1,648
	生活雑排水未処理人口	人	94,386	90,041	84,241	80,129	76,497
		%	32.8%	31.4%	29.5%	28.2%	27.0%
	単独処理浄化槽	人	86,260	82,566	77,562	75,317	72,454
	し尿汲み取り	人	8,126	7,475	6,679	4,812	4,043
焼津市	人口	人	141,452	140,671	139,929	139,543	138,952
	汚水処理人口	人	96,070	97,746	100,201	101,417	102,146
	(生活排水処理率)	%	67.9%	69.5%	71.6%	72.7%	73.5%
	公共下水道	人	28,010	27,892	28,545	27,710	26,883
	合併処理浄化槽	人	66,740	68,548	70,382	72,144	73,712
	コミュニティ・プラント	人	1,320	1,306	1,274	1,563	1,551
	農業集落排水施設	人	0	0	0	0	0
	生活雑排水未処理人口	人	45,382	42,925	39,728	38,126	36,806
		%	32.1%	30.5%	28.4%	27.3%	26.5%
	単独処理浄化槽	人	40,299	38,344	35,582	35,466	34,436
	し尿汲み取り	人	5,083	4,581	4,146	2,660	2,370
藤枝市	人口	人	146,565	146,190	145,652	144,806	144,217
	汚水処理人口	人	97,561	99,074	101,139	102,803	104,526
	(生活排水処理率)	%	66.6%	67.8%	69.4%	71.0%	72.5%
	公共下水道	人	57,053	56,968	56,838	56,838	56,548
	合併処理浄化槽	人	38,636	40,287	42,582	44,188	46,234
	コミュニティ・プラント	人	113	102	104	94	96
	農業集落排水施設	人	1,759	1,717	1,615	1,683	1,648
	生活雑排水未処理人口	人	49,004	47,116	44,513	42,003	39,691
		%	33.4%	32.2%	30.6%	29.0%	27.5%
	単独処理浄化槽	人	45,961	44,222	41,980	39,851	38,018
	し尿汲み取り	人	3,043	2,894	2,533	2,152	1,673

2 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬の実績

2020（令和2）年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は 99,364 kL であり、その内訳は、し尿 4,010 kL（4.0%）、浄化槽汚泥が 95,354 kL（96.0%）となっています。

※年間量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

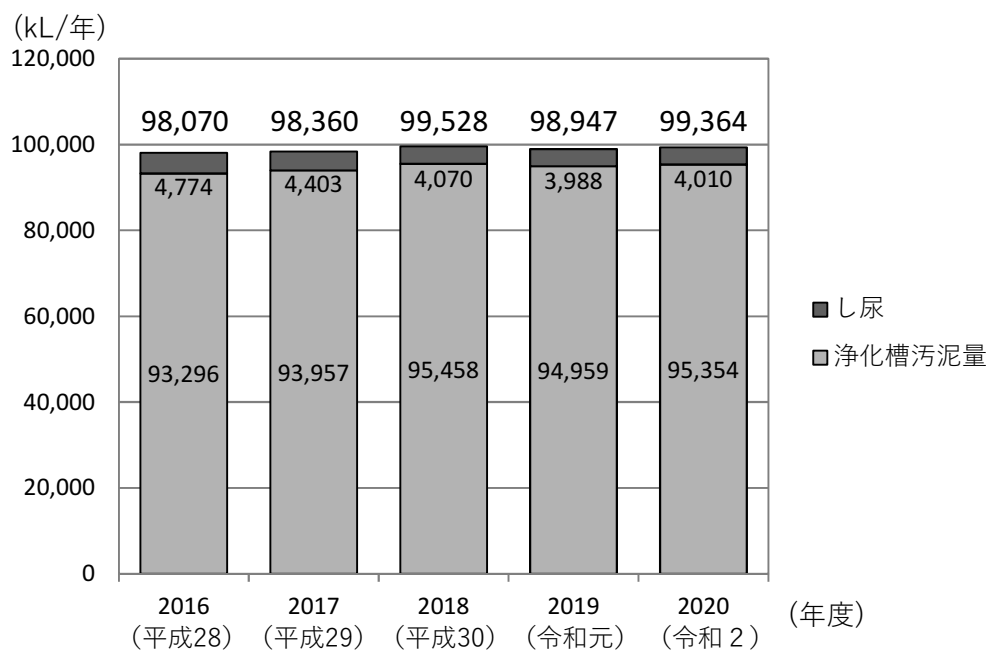


図 3-5 し尿及び浄化槽汚泥量（2市合計）



（藤枝環境管理センター）



（大井川環境管理センター）

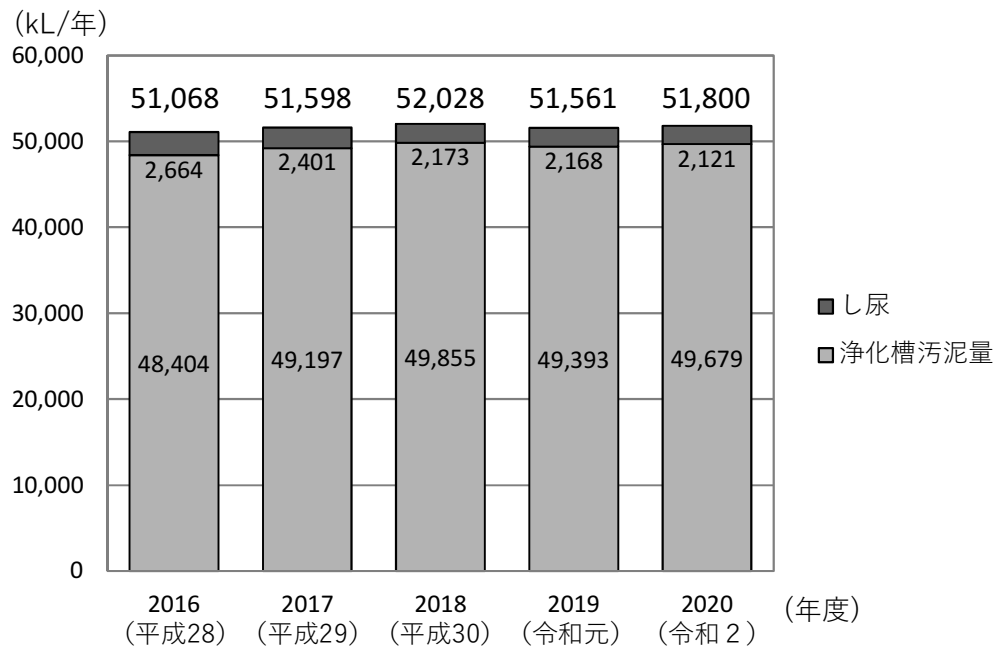


図 3-6 焼津市のし尿及び浄化槽汚泥量

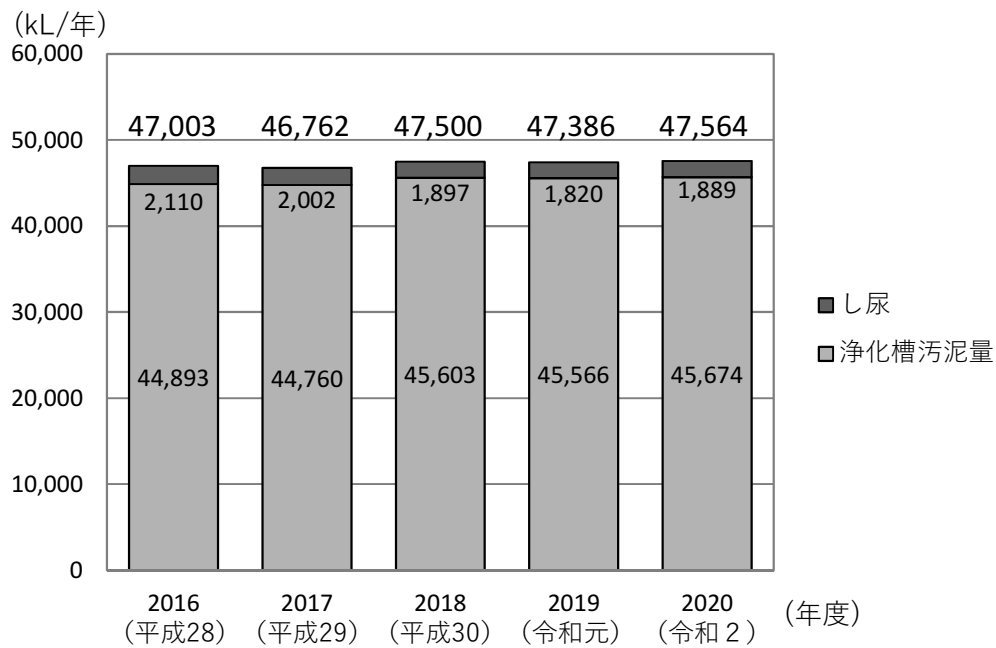


図 3-7 藤枝市のし尿及び浄化槽汚泥量

表 3-9 し尿及び浄化槽汚泥量の推移

年度		実績				
		2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)
し尿及び浄化槽汚泥量						
2 市収集量合計	k L/年	98,070	98,360	99,528	98,947	99,364
	k L/日	268	269	273	271	271
し尿	k L/年	4,774	4,403	4,070	3,988	4,010
浄化槽汚泥量	k L/年	93,296	93,957	95,458	94,959	95,354
合併処理浄化槽汚泥	k L/年	53,383	55,008	57,187	57,684	59,789
単独処理浄化槽汚泥	k L/年	39,054	37,846	37,328	36,333	34,546
コミュニティ・プラント汚泥	k L/年	484	723	573	622	702
農業集落排水処理汚泥	k L/年	375	380	370	320	317
排出量原単位						
し尿	L/人日	1.61	1.61	1.67	2.27	2.71
合併処理浄化槽汚泥	L/人日	1.38	1.38	1.39	1.36	1.36
単独処理浄化槽汚泥	L/人日	1.24	1.26	1.32	1.32	1.30
コミュニティ・プラント汚泥	L/人日	0.92	1.41	1.14	1.03	1.16
農業集落排水処理汚泥	L/人日	0.58	0.61	0.63	0.52	0.53
焼津市収集量		k L/年	51,068	51,598	52,028	51,561
		k L/日	140	141	143	141
し尿	k L/年	2,664	2,401	2,173	2,168	2,121
浄化槽汚泥量	k L/年	48,404	49,197	49,855	49,393	49,679
合併処理浄化槽汚泥	k L/年	30,205	30,796	31,556	31,471	32,165
単独処理浄化槽汚泥	k L/年	17,753	17,716	17,764	17,335	16,848
コミュニティ・プラント汚泥	k L/年	446	685	535	587	667
藤枝市収集量		k L/年	47,003	46,762	47,500	47,386
		k L/日	128	128	130	130
し尿	k L/年	2,110	2,002	1,897	1,820	1,889
浄化槽汚泥量	k L/年	44,893	44,760	45,603	45,566	45,674
合併処理浄化槽汚泥	k L/年	23,178	24,211	25,631	26,213	27,624
単独処理浄化槽汚泥	k L/年	21,301	20,130	19,563	18,998	17,698
コミュニティ・プラント汚泥	k L/年	38	38	38	35	35
農業集落排水処理汚泥	k L/年	375	380	370	320	317

< 課題 >

★災害発生時における処理の課題

大規模な災害が発生した場合、避難所に設置される仮設トイレからの収集等が必要となり、迅速な対応が求められます。

★その他の課題

浄化槽の機能を十分に発揮させるため、保守点検、清掃、法定検査の適切な実施が必要です。

第3節 し尿・浄化槽汚泥排出量の推計

1 生活排水処理形態別人口の推計

(1) 生活排水処理形態別人口の推計方法

生活排水処理形態別人口は、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までの5年間の実績から、その傾向を分析し、将来にあてはめることで推計を行いました。

(2) 生活排水処理形態別人口の推計結果

2市の生活排水処理形態別人口をそれぞれ推計した結果を図3-8～図3-10に示します。

公共下水道人口は行政区域内人口の減少に伴い減少するものの、水洗化率の向上により減少の割合は若干緩やかである見込みです。

合併処理浄化槽は近年の増加傾向を維持する見込みです。

単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口は、下水道への接続や、住宅建て替えに伴う合併処理浄化槽への移行により着実に減少する見込みです。

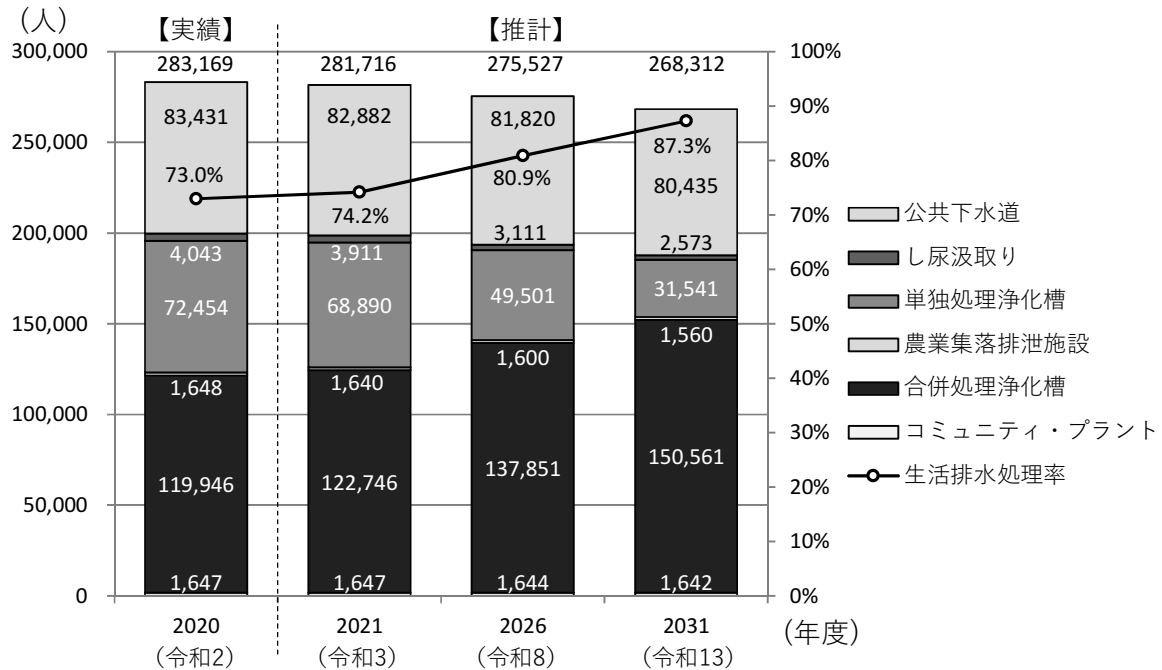


図3-8 生活排水処理形態別人口の推計結果（2市合計）

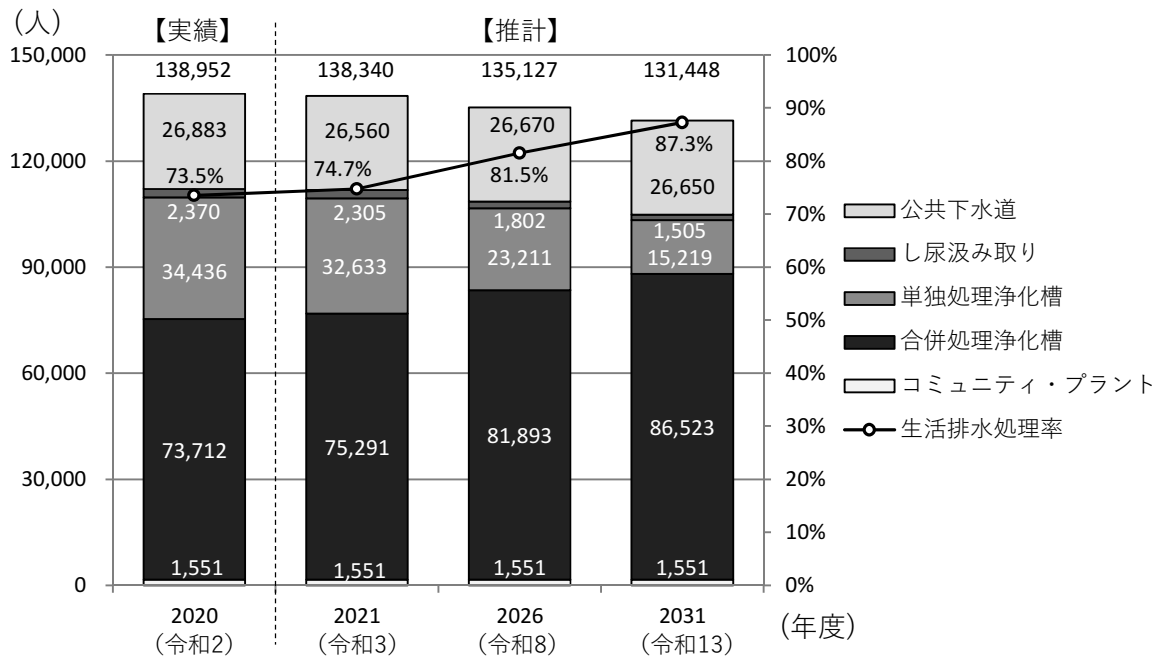


図 3-9 焼津市の生活排水処理形態別人口の推計結果

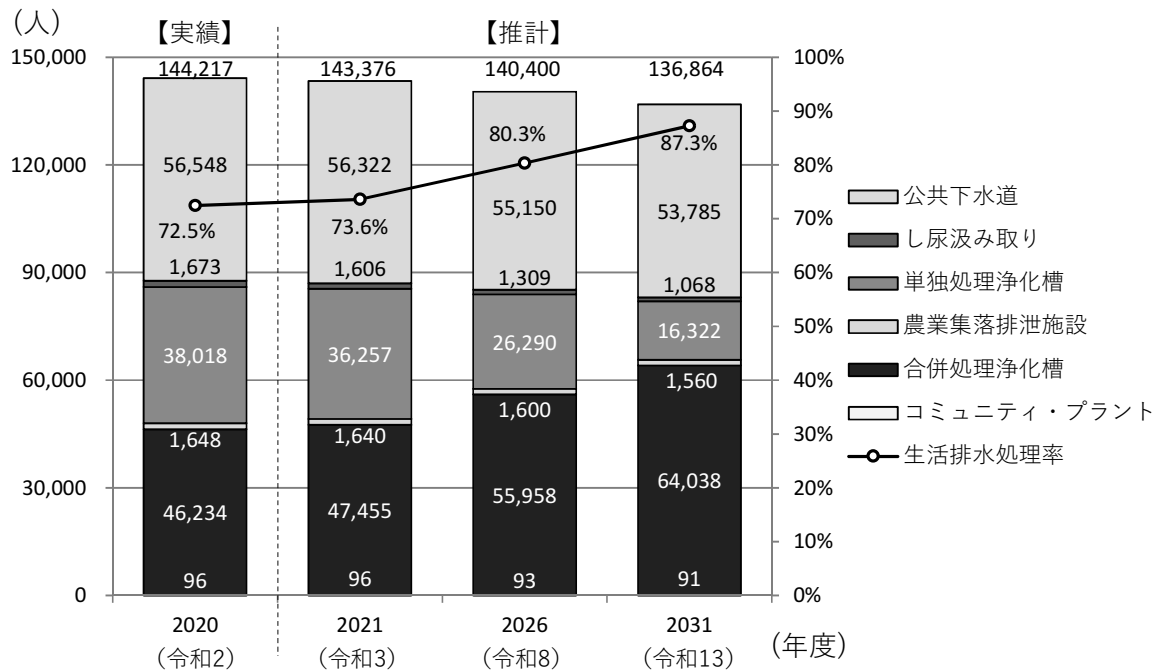


図 3-10 藤枝市の生活排水処理形態別人口の推計結果

2 し尿・浄化槽汚泥排出量の推計

し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果を図 3-11～図 3-13 に示します。

し尿汲み取り量は、汲み取り人口の減少とともに減少する見込みです。

合併処理浄化槽汚泥量は処理人口の増加により、汚泥量も増加すると見込まれ、単独処理浄化槽汚泥量は処理人口の減少とともに減少すると考えられます。浄化槽汚泥量の合計としては緩やかな増加になると推計しています。

※年間量は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

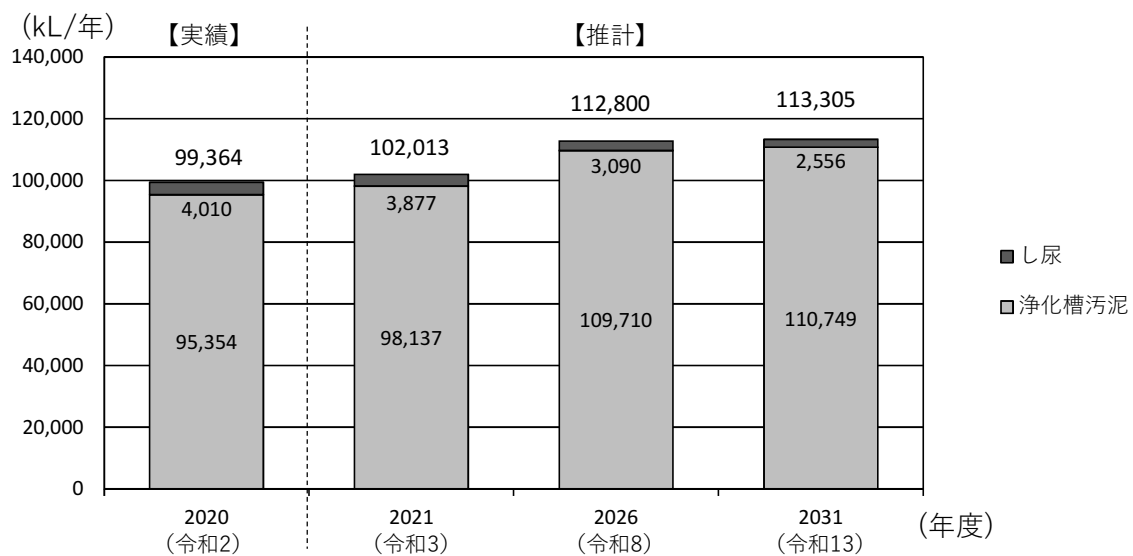


図 3-11 し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果（2市合計）

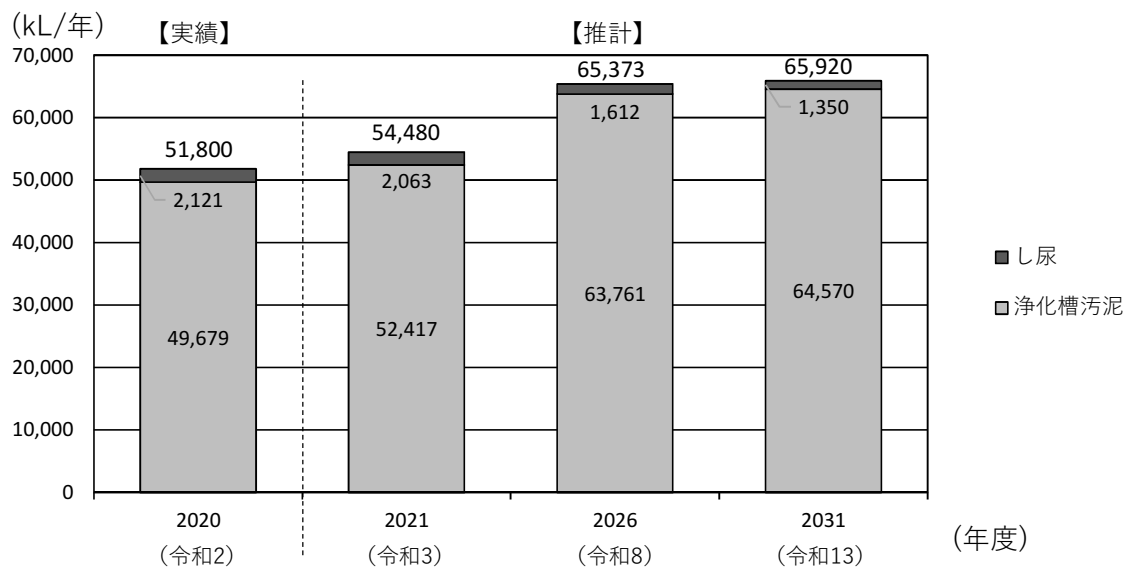


図 3-12 焼津市のし尿及び浄化槽汚泥量の推計結果

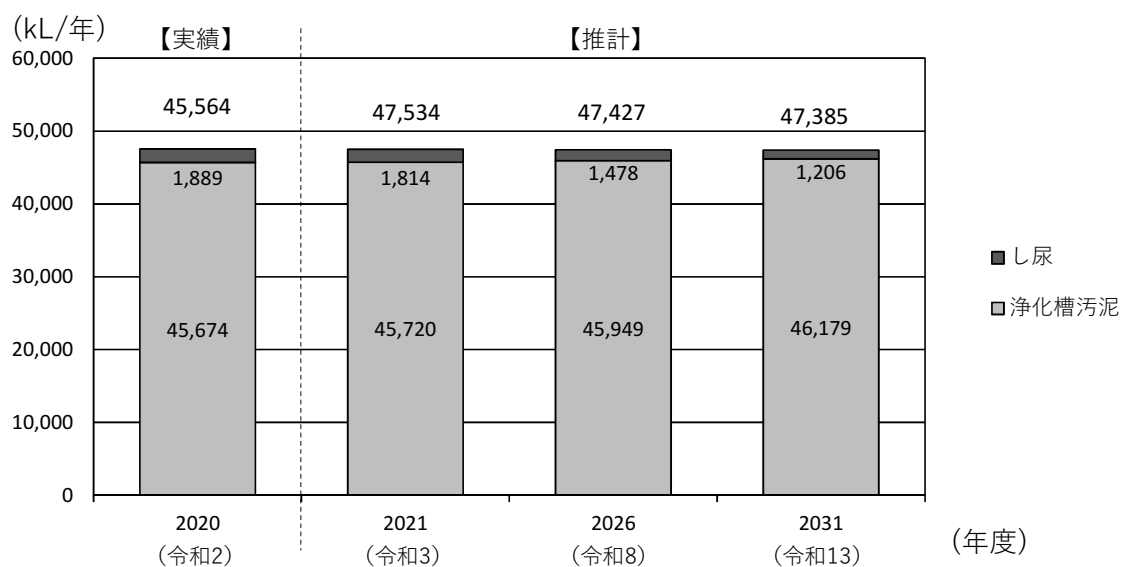


図 3-13 藤枝市のし尿及び浄化槽汚泥量の推計結果

第4節 生活排水処理基本計画

1 基本方針

これまで2市では、生活排水を公共下水道や合併処理浄化槽等により処理するなど、適正な施策を進めてきました。

2市において更なる生活排水の適正処理を行うため、下記のように生活排水処理の基本方針を定め、市民や事業者と行政が一体となって自然環境の保全に努めます。

基本方針Ⅰ	生活排水の適正な処理
公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽への移行及び公共下水道等の計画的な整備を推進します。	

基本方針Ⅱ	公共下水道への接続の啓発・指導
公共下水道への未接続世帯には、公共下水道に接続するよう啓発、指導します。	

基本方針Ⅲ	合併処理浄化槽への転換の啓発・指導
公共下水道事業計画区域外の単独処理浄化槽やし尿汲み取り世帯に対して、合併処理浄化槽等への転換を啓発、指導します。	

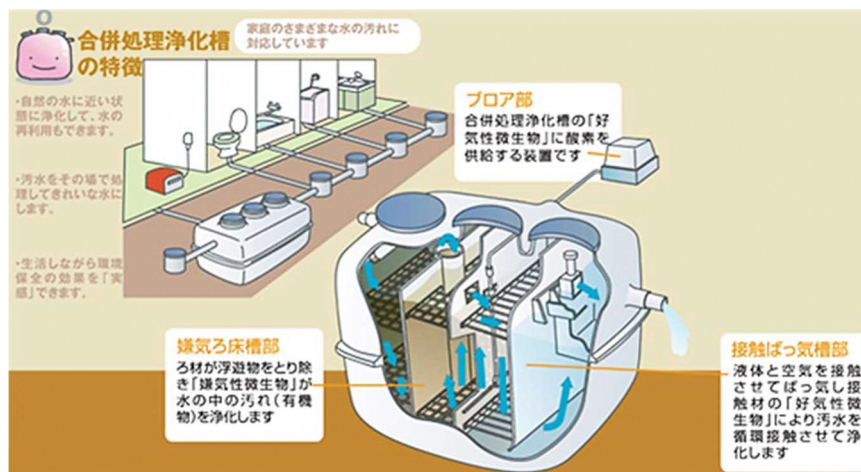
2 計画の目標

処理目標を、人口に対する生活排水処理人口の割合（生活排水処理率）で示します。生活排水処理人口は、し尿及び生活雑排水を適正に処理している人口で、下水道水洗化人口に合併処理浄化槽人口、コミュニティ・プラント人口及び農業集落排水処理人口を加算した人口になります。

今後の公共下水道の整備、接続の促進、合併処理浄化槽への転換促進により、生活排水処理率を2020（令和2）年度現在の73.0%から目標年次の2026（令和8）年度まで7.9ポイント向上させ、生活排水処理率80.9%を目指します。

生活排水処理率（2市全体）

2020 年度 73.0% 焼津市：73.5% 藤枝市：72.5%	7.9 ポイント向上	2026 年度 80.9% 焼津市：81.5% 藤枝市：80.3%
---	-------------------	---



出典：国立研究開発法人 国立環境研究所ホームページ 環境展望台
<https://tenbou.nies.go.jp/science/description/detail.php?id=50>

3 目標達成に向けた主な施策

目標達成に向けた基本方針及び基本方針に基づく主な施策を図 3-14 に示します。

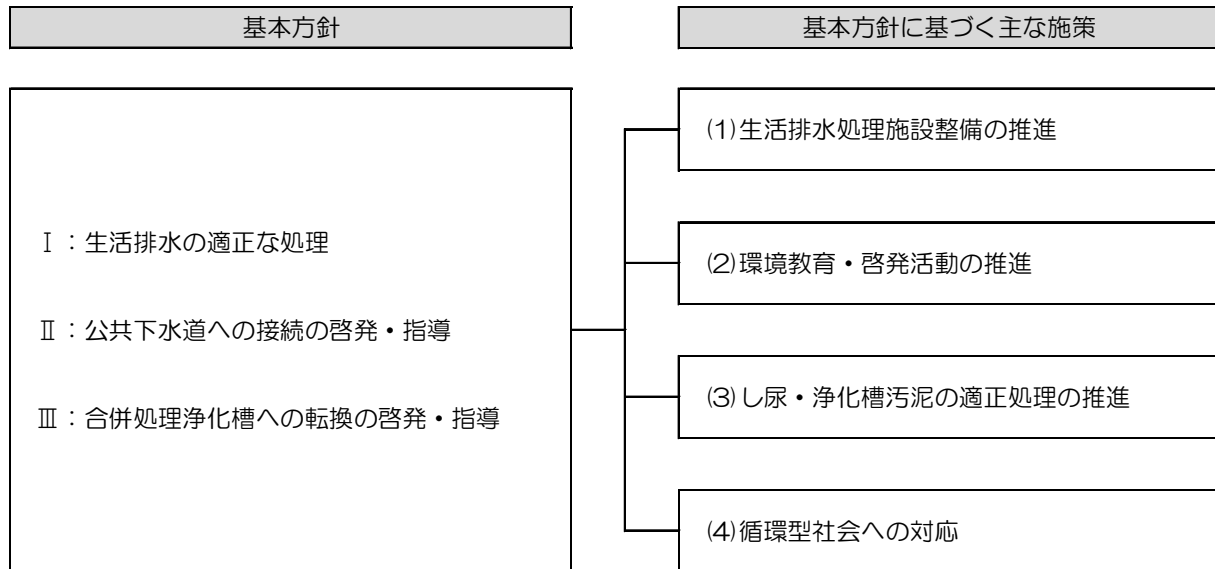


図 3-14 施策体系

基本方針に基づく主な施策(1)～(4)について、各号ごとに示します。

(1) 生活排水処理施設整備の推進

- 合併処理浄化槽の整備促進
- 公共下水道への接続の啓発・指導

ア 合併処理浄化槽の整備促進

- ・公共下水道、農業集落排水及びコミュニティ・プラント処理区域以外の区域を対象に合併処理浄化槽の整備促進を図ります。
- ・公共水域の水質汚濁の大きな要因として生活雑排水の未処理放流が挙げられます。特に、単独処理浄化槽の基数は、2市の世帯数の約1/4に及んでいます。この単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を進めることにより水環境の改善を図ります。

イ 公共下水道への接続の啓発・指導

- ・下水道に未接続の世帯に対して公共下水道への接続を促進します。

(2) 環境教育・啓発活動の推進

- 環境保全意識の向上
- 啓発活動の推進

ア 環境保全意識の向上

- ・調理くず・廃食用油の処理、洗剤使用の適正化等、生活排水の環境負荷について、家庭や地域における環境教育・啓発を行い、公共用水域の保全意識の向上を図ります。

イ 啓発活動の推進

- ・水環境に対する意識の向上を図るため、水の大切さや生活雑排水が河川や海へ与える影響等について、広報・啓発用のチラシ配布、市や組合のホームページ等によって、生活排水対策の必要性や公共下水道及び合併処理浄化槽の利用促進について継続的に情報を発信することに取り組みます。

(3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

- 収集体制の整備
- 計画に基づく適正な処理
- し尿処理施設の適正管理
- コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設等の適正管理
- 浄化槽維持管理の適正化の促進

ア 収集体制の整備

- ・汲み取りし尿及び浄化槽汚泥については、汲み取りし尿が減少し、また浄化槽汚泥が増加するなかで、性状を変えながら総量としては緩やかに増加すると見込まれます。委託業者や許可業者と連携しながら効率的で効果的な収集体制の整備を図ります。

イ 計画に基づく適正な処理

- ・2市及び組合が連携して定期的に会議を開催することなどにより生活排水処理に関する情報を一元的に管理し、計画的なし尿・浄化槽汚泥の処理を実施します。

ウ し尿処理施設の適正管理

- ・大井川環境管理センター及び藤枝環境管理センターについては、関係法令を遵守し適正な維持管理を行うとともに、周辺環境に配慮し、安全安心な運転を行います。

エ コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設等の適正管理

- ・現在のコミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設、中継基地については、関係法令を遵守し適正な維持管理を行います。

オ 浄化槽維持管理の適正化の促進

- ・県や法定検査機関及び浄化槽協会等の関係機関と連携を図り、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び法定検査等、維持管理の適正化を促進します。
- また、浄化槽管理者講習会や巡回指導等を、関係機関と協働して実施します。

(4) 循環型社会への対応

- 資源化の推進

ア 資源化の推進

- ・環境管理センターにおいてリン資源を回収し、リン酸肥料として活用します。
- 公共下水道においては、藤枝市では消化ガスの回収を行い発電等のエネルギーとしての再利用を進めるほか、焼津市・藤枝市ともに下水道の処理汚泥の資源化を推進し、循環型社会の構築を進めます。

4 生活排水処理に関する計画

(1) 合併処理浄化槽整備計画

合併処理浄化槽整備に関して表 3-10 のように整備促進を図ります。

表 3-10 合併処理浄化槽の整備計画（目標年次：2027 年度）

人槽区分	焼津市	藤枝市
5 人槽	2,345 基 (7,035 人分)	2,170 基 (5,425 人分)
6～7 人槽	805 基 (3,220 人分)	840 基 (2,940 人分)
8～10 人槽	210 基 (1,050 人分)	210 基 (945 人分)
合 計	3,360 基 (11,305 人分)	3,220 基 (9,310 人分)

※設置整備事業の整備計画（2021 年度～2027 年度）

(2) 公共下水道事業計画

公共下水道整備に関して表 3-11 及び表 3-12 のとおり事業計画が認可されています。

表 3-11 焼津市の公共下水道事業計画

目標年次	2022 年度
計画処理面積 (ha)	702.3
処理区域内人口 (人)	40,200

資料：焼津市下水道課

表 3-12 藤枝市の公共下水道事業計画

目標年次	2027 年度
計画処理面積 (ha)	1,239
処理区域内人口 (人)	59,940

資料：藤枝市下水道課

5 災害発生時における生活排水処理

災害発生時においては、災害時における公衆衛生確保に向け、被災状況の把握や被害箇所の修理を迅速に行い、状況に応じて仮設トイレの設置、し尿等を収集運搬する機材や人員を確保します。なお、仮設トイレからのし尿等の収集については、迅速な対応に努めます。

また、県内全市町・一部事務組合が締結した「一般廃棄物処理に関する災害時の相互援助に関する協定書（2001（平成13）年3月30日調印）」では、処理に必要な物資援助や職員の派遣について定められていることから、この協定に基づき被災地の生活環境の保全と市民生活の相互支援に努めます。

一般廃棄物処理基本計画

【2021（令和3）年度改定版】

令和4年3月発行

発行者：焼津市・藤枝市・志太広域事務組合

焼津市	環境課	焼津市本町二丁目 16-32	電話 626-1130
	下水道課 (小屋敷環境管理センター)	焼津市小屋敷 573	電話 628-7408
藤枝市	環境政策課	藤枝市岡出山二丁目 15-25	電話 643-3183
	生活環境課	同上	電話 643-3681
	下水道課	藤枝市城南三丁目 2-1 藤枝市浄化センター	電話 644-1181
志太広域 事務組合	施設課	藤枝市岡部町岡部 6-1	電話 637-9502
	クリーンセンター整備課	同上	電話 637-9501